福島県相双保健福祉事務所いわき出張所の
東日本大震災における10年の活動記録

平成２４年４月　いわき合同庁舎裏の新川　福岡県派遣高椋さん撮影

令和４年３月

はじめに

東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により尊い命を落とされた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申しあげます。

県は、震災後、平成２３年９月にいわき市に避難している方々の健康支援のために相双保健福祉事務所から保健師の派遣を開始し、各避難者への支援体制の強化・拡充を図り、その後、同２４年６月に相双保健福祉事務所いわき出張所を設置し、現在に至っております。

この間、県内外から多くの方々にご支援ご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

当所では、これまでいわき市や被災元市町村とともに個別支援を中心に、健康診査や健康教育等で、被災者の方々の健康支援活動を実施してきました。

東日本大震災から 10 年が経過し、避難地域における復興が一歩一歩進んできておりますが、依然として多くの県民の皆さまが避難先にて不自由な避難生活を強いられています。

また、復興が進むにつれて、健康課題も複雑・多様化するとともに、新たに顕在化する課題も見受けられます。震災前までは、家族がお互いに支え合いながら高齢者も家庭内での役割を持って生き生き暮らしていましたが、震災後は、世代毎にバラバラになり高齢者のみが復興公営住宅に暮らしているなど生活の状況が一変し、それに伴い様々な健康課題が生じております。

今後、さらに特定復興再生拠点区域内の除染が進み、帰還の動きが加速すると、被災者の方々の生活形態も変化し、さまざまな健康課題が生じることも考えられますので、それらに対応できるきめ細かな健康支援活動に全力で取組んでまいります。

この活動記録誌は、当所の 10 年間の活動を整理・記録し、今後の健康支援活動の課題や方向性についてまとめたものです。

今後の支援のあり方を検討する際や自然災害発生時の保健活動などの一助となれば幸いです。

当所では、今後とも、被災者の方々に寄り添いながら時宜を得た支援に努めてまいりますので、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和４年３月

相双保健福祉事務所いわき出張所
所長　和田美智代

目　次

第１章　いわき出張所が設置されるまで ---------- 1

第２章　震災対応の概要 ---------- 3
　1　震災発生当時の状況
　2　年度別市町村の状況
　3　年度別出張所の体制と支援内容
第３章　いわき派遣チームの活動状況 ---------- １９

第４章　いわき出張所の活動内容と課題 ---------- ２６
　1　被災者に対する健康支援（被災者健康サポート事業 H24 年度～）
　　（１）　仮設住宅・借上住宅・復興公営住宅等の家庭訪問
　　（２）　市町村等主催　健康教育・健康相談等の実施支援
　　（３）　市町村事業への協力支援（特定健康診査・特定保健指導等）
　　（４）　被災者支援に係る市町村等との連携強化事業
　　（５）　被災者支援に係る市町村等との介護予防事業
　2　被災者の心のケア事業
　　（１）「ふくしま心のケアセンターいわき方部センター」と連携した借り上げ住宅や復興公営住宅等の家庭訪問等支援活動
　　（２）事例検討やグループミーティング等支援者のスキルアップ研修
　3　母子保健対策の推進
　　（１）子ども健やか訪問事業
　　（２）いわき市の乳幼児健康診査への保健師等派遣
　　（３）相双地域あそびの教室
　　（４）幼児健康相談会
　　（５）被災した障がい児に対する医療支援事業
　　（６）相双地域ファミリークラス
　　（７）相双地域障がい児・者支援関係者会議
　　（８）浪江町母子健康手帳交付
　4　その他の事業（難病等対策の推進）

第５章　寄稿「10 年を振り返って」（勤務年順） ---------- ５５

第６章　学会等発表資料 ---------- ６４

第７章　参考資料 ---------- １０１

第１章　いわき出張所が設置されるまで
～いわき市に出張所が設置された経過～

年　月　日	事　　項
H23 年 8 月 10 日	○双葉地方保健担当者連絡会の開催 【双葉 8 町村保健担当課長及び県・本所担当者】 ・双葉郡の町村が、一丸となって対応することの合意。 ・県の支援体制の調整。
H23 年 9 月 15 日	・**いわき派遣チーム**として、本所から保健師 2 名が派遣となる。 （いわき地域における双葉郡町村の被災者の健康支援体制を整備するために派遣した。）
H23 年 10 月 4 日	○双葉地方及びいわき市保健担当者連絡会の開催 ・支援体制機能の整備・充実と住民に対する直接支援に対する検討。
H23 年 11 月 1 日	・保健師 2 名に**いわき地方振興局兼務地勤務**の辞令発令。
H23 年 12 月 5 日	・副部長、福祉職 1 名、保健師 2 名が派遣となり 4 名体制となる。
H24 年 1 月 1 日	・相双保健福祉事務所**いわき市駐在**となる。 副部長、保健師 3 名及び福祉職 1 名体制となる。
H24 年 2 月 12 日	・心のケアセンターいわき方部センターが、４か月間駐在所内に事務所を置き、協同で活動を実施。
H24 年 4 月 1 日	・相双保健福祉事務所いわき市駐在の組織体制。 所長、保健師 3 名、福祉職 1 名。専門員（保健師）1 名、臨時技術職員（保健師）1 名。 自治法派遣職員保健師 3 名（埼玉県、京都府、福岡県）。 絆づくりやサポート事業派遣として専門職（管理栄養士、看護師、歯科衛生士）、県立大野病院の看護師等の協力あり。 震災前、富岡合同庁舎にあった富岡福祉相談コーナーは、一時本所で対応していたが、いわき市駐在において相談員 1 名で再開。（H29 年 3 月まで）

年　月　日	事　　項
H24 年 6 月 15 日	・**相双保健福祉事務所いわき出張所**に組織変更。
H24 年 7 月 1 日	・相双保健福祉事務所いわき出張所職員増。 所長、福祉職 3 名、保健師 5 名
H25 年 4 月 1 日～ H28 年 3 月 31 日	・相双保健福祉事務所いわき出張所職員増。 いわき出張所に次長が配属される。
H28 年 4 月 1 日～ H29 年 3 月 31 日	・相双保健福祉事務所いわき出張所職員減。 所長、福祉職 2 名、保健師 4 名
H29 年 4 月 1 日～ R2 年 3 月 31 日	・相双保健福祉事務所いわき出張所職員減。 所長、福祉職 2 名、保健師 3 名
R2 年 4 月 1 日～	・相双保健福祉事務所いわき出張所職員減。 所長、福祉職 1 名、保健師 3 名

いわき市駐在の事務所
いわき合同庁舎 4 階
2012.1. 27

いわき出張所第 1 回卒業
記念写真
2013.3. 29

第２章　震災対応の概要

１　震災発生当時の状況

ア　地震の震源及び規模等

地震名：平成 23 年東北地方太平洋沖地震

発生時刻：平成 23 年 3 月 11 日(金)14 時 46 分

発生場所：北緯 38 度 06.2 分 東経 142 度 51.6 分 深さ 24ｋｍ

規模：マグニチュード 9.0

最大震度：７（宮城県栗原市）

発震機構：西北西－東南東方向に圧力軸を持つ逆断層型

県内の市町村で観測された震度

震度６強	白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、楢葉町、双葉町、新地町
震度６弱	福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯舘村、相馬市、南相馬市、猪苗代町
震度５強	大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町

イ　津波

（ア）津波警報等の発表状況の推移

平成 23 年 3 月 11 日 14:49 津波警報（大津波 3m）

平成 23 年 3 月 11 日 15:14 津波警報（大津波 6m）

平成 23 年 3 月 11 日 15:30 津波警報（大津波 10m以上）

平成 23 年 3 月 13 日 07:30 津波注意報に切り替え

平成 23 年 3 月 13 日 17:58 津波注意報解除

（イ）津波の観測値

相 馬 9.3m以上

小名浜 333cm

また、県内の浸水面積は約 112 ㎢に及んだ。

ウ　原子力災害

（ア）　東京電力（株）福島第一原子力発電所における主な経緯

日時	事象の概要
3 月 11 日	
地震発生当時	1～3 号機稼働中、 4～ 6 号機定期検査中
3 月 12 日	
10:07	1 号機ベント操作開始（※ 14:30 格納容器圧力低下を確認）
15:36	1 号機が爆発、原子炉建屋上部大破
3 月 13 日	
05:10	原災法第 15 条通報（3 号機が非常用炉心冷却装置注水不能）
08:41	3 号機でベント操作開始（※ 9:20 格納容器圧力低下を確認）
3 月 14 日	
04:08	4 号機使用済み燃料プール水温度上昇（84℃）
11:01	3 号機原子炉建屋付近で爆発。原子炉建屋上部大破
13:18	原災法第 15 条通報（2 号機が 原子炉 冷却 機能喪失）
3 月 15 日	
00:02	2 号機でベント操作開始（※格納容器圧力低下は確認されていない）
06:10 頃	2 号機圧力抑制室の圧力低下、 4 号機原子炉建屋で爆発
3 月 20 日	
14:30	5 号機冷温停止
19:27	6 号機冷温停止

（イ）　東京電力（株）福島第二原子力発電所における主な経緯

日時	事象の概要
3 月 11 日	
地震発生当時	1～4 号機稼働中
14:46	地震発生
14:48	14 号機原子炉自動停止
17:35	原災法第 10 条通報 1 号機が原子炉水漏えい）
18:33	原災法第 10 条通報（ 1 、2 、4 号機が除熱機能喪失）
3 月 12 日	
05:22	原災法第 15 条通報（1 号機が圧力制御機能喪失）
05:32	原災法第 15 条通報（2 号機が圧力制御機能喪失）
06:07	原災法第 15 条通報（4 号機が圧力制御機能喪失）

07:45	内閣総理大臣が緊急事態宣言発令（※H23.12.26 に解除宣言）
12:15	3 号機冷温停止
3 月 14 日	
17:00	1 号機冷温停止
18:00	2 号機冷温停止
3 月 15 日	
07:15	4 号機冷温停止

（ウ）　放射性物質の放出

平成 23　年 3 月 12 日～17 日にかけて、大量の放射性物質が放出されたとされている。

原子力安全・保安院が試算した福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出量は、48 万テラベクレル（ヨウ素 131、セシウム 137（ヨウ素換算値））であり、INES（国際原子・放射線事象評価尺度）評価のレベル 7 に相当する値となっている。これは、INES 評価の中で最も重い評価だが、過去のチェルノブイリ発電所事故時の約 11 分の 1 と推定されている。

エ　被害の状況（平成 25 年 10 月 1 日現在）

（ア）　人的被害

・死者 3,343 人（南相馬市 1,067 人、相馬市 479 人、浪江町 478 人、いわき市 446 人、富岡町 217 人、双葉町 119 人、新地町 116 人、大熊町 109 人、楢葉町 99 人、川内村 58 人、飯舘村 43 人、広野町 38 人、葛尾村 22 人ほか）

・行方不明者 5 人（須賀川市 1 人ほか）

・重傷者 20 人（相馬市 4 人、いわき市 3 人ほか）

・軽傷者 162 人（南相馬市 57 人、国見町 20 人、福島市 17 人、相馬市 7 人ほか）

（イ）　住家・非住家被害

a 住家

・全壊 21,192 棟

・半壊 73,034 棟

・一部破壊 166,804 棟

・床上浸水 1,061 棟

・床下浸水 338 棟

b 非住家

・公共建物 1,117 棟

・その他 28,626 棟

（ウ）　鉄道

・東北新幹線

平成 23 年 3 月 11 日全駅間運転見合わせ。

同 4 月 12 日東京－福島間、同 4 月 25 日に福島－仙台間が全線開通となった。

・山形新幹線

平成 23 年 3 月 11 日全駅間運転見合わせ。

同 3 月 31 日には全駅間が運転再開したが、4 月 7 日と 4 月 11 日の余震でその都度運転を見合わせた。

4 月 12 日には全駅間が運転再開となった。

・ＪＲ

平成 23 年 3 月 11 日全駅間運転見合わせ。

磐越西線：4 月 12 日全駅間運転再開

奥羽本線：4 月 12 日全駅間運転再開

東北本線：4 月 17 日全駅間運転再開

磐越東線：4 月 15 日全駅間運転再開

只見線：4 月 14 日全駅間運転再開

水郡線：4 月 12 日全駅間運転再開

常磐線：4 月 11 日高萩～いわき間

4 月 17 日いわき～四倉間

5 月 14 日四倉～久ノ浜間

10 月 10 日に久ノ浜～広野間

12 月 21 日に原ノ町～相馬間が運転再開

令和 2 年 3 月 14 日全駅間運転再開

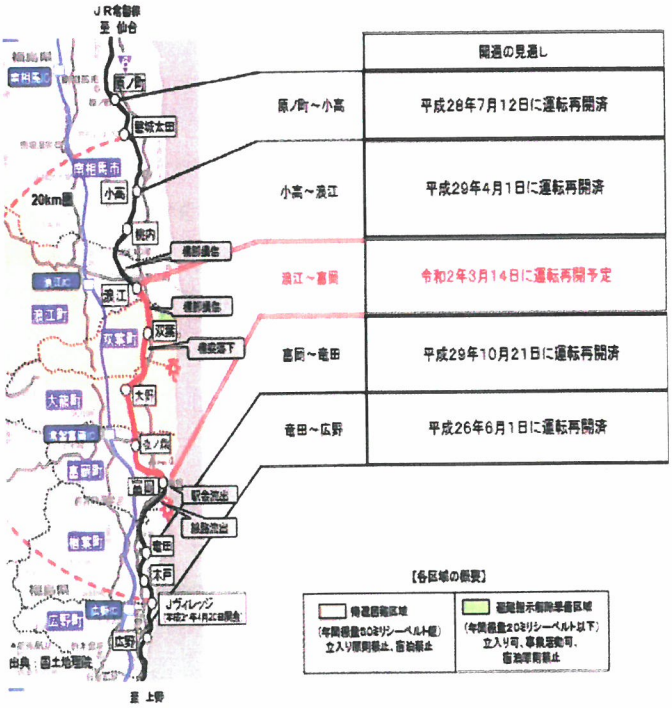

（参考）JR 常磐線の開通の見通し

国土交通省　R2.3.14

（エ）　道路

・平成 23 年 3 月 12 日現在

主要国道：国道 4 号など 23 か所で通行止め

一般国道：国道 118 号など 11 か所で通行止め

県道：白河羽鳥線など 98 か所で通行止め

高速道路：県内全線一般車両通行止め

・平成 25 年 10 月 1 日現在

主要国道：国道 6 号一部迂回路の利用を含め全線通行可（警戒区域は立入制限）

一般国道：平成 24 年 6 月 8 日付けで全線通行可

県道：大芦鹿島線など 18 か所で通行止め

農林道：平成 24 年 4 月 13 日付けで全線通行可

高速道路：常磐自動車道 広野 IC～常磐富岡 IC を除き県内全線通行可

（オ）　電気・通信・水道

・平成 23 年 3 月 12 日現在

停電：中通り、浜通の一部で 187,838 戸

ＮＴＴ回線：9,400 回線不通（大熊町、楢葉町、飯舘村、新地町）

・平成 25 年 10 月 1 日現在

停電：浜通りの一部（津波被害地域、避難指示区域など立入困難地域）で 12,639 戸

ＮＴＴ回線：避難指示区域で 11,300 回線不通 ※特設公衆電話（無料）については平成 24 年 3 月 27 日に撤去

水道：津波被害地域、避難指示区域など 23,109 戸で断水

オ　避難の状況

（ア）　避難指示等の経緯

平成 23 年 3 月 11 日	福島第一原発緊急事態宣言発令（19:03） 福島第一原発半径 2 km圏内の住民に避難指示（20:50） 福島第一原発半径 3 km圏内の住民に避難指示（21:23） 福島第一原発半径 3 10 km圏内の住民に屋内避難指示
3 月 12 日	福島第一原発半径 10 km圏内の住民に避難指示（ 5:44） 福島第二原発原子力緊急事態宣言発令(7:45) 福島第二原発半径 3 km以内の住民に避難指示（ 7:45） 福島第二原発半径 3～10 km圏内の住民に屋内避難指示（ 7:45） 福島第一原発 1 号機で水素爆発（ 15:36） 福島第二原発半径 10 km以内の住民に避難指示（17:39） 福島第一原発半径 20 km以内の住民に避難指示（18:25）
3 月 14 日	福島第一原発 3 号機で水素爆発（11:01）
3 月 15 日	福島第一原発 4 号機で水素爆発（6:00 頃） 福島第一原発 20～ 30 km圏内の住民に屋内退避指示（11:00）
4 月 21 日	福島第二原発の避難指示区域を半径 10 kmから 8 kmに変更
4 月 22 日	福島第一原発の半径 20 km圏内（海域含む）を警戒区域として設定 福島第一原発の半径 20 30 km圏内の屋内退避 指示 を解除 福島第一原発の半径 20 km圏外の特定地域を計画的避難区域及び緊急時避難準備区域として設定
5 月 15 日	全村計画的避難区域に指定された飯舘村が全村規模の避難開始
6 月 30 日	特定避難勧奨地点の設定（伊達市 104 地点）
7 月 21 日	特定避難勧奨地点の設定（南相馬市 57 地点）
8 月 3 日	特定避難勧奨地点の設定（南相馬市 65 地点） 特定避難勧奨地点の設定（川内村 1 地点）

9 月 30 日	緊急時避難準備区域解除
11 月 25 日	特定避難勧奨地点の設定（南相馬市 20 地点） 特定避難勧奨地点の設定（南相馬市 13 地点）
12 月 26 日	福島第二原発の緊急事態宣言解除
12 月 28 日	全ての 1 次避難所閉鎖
2 月 21 日	県内全ての 2 次避難所閉鎖
4 月 1 日	避難指示区域の見直しが開始。田村市の警戒区域が避難指示解除準備区域、川内村の警戒区域が避難指示解除準備区域及び居住制限区域に再編
4 月 16 日	南相馬市の警戒区域と計画的避難区域が帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に再編
7 月 17 日	飯舘村の計画的避難区域が帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に再編
8 月 10 日	楢葉町の警戒区域が避難指示解除準備区域に再編
12 月 10 日	大熊町の警戒区域が帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に再編
12 月 14 日	特定避難勧奨地点の解除（伊達市 117 地点、川内村 1 地点）
12 月 29 日	避難指示解除準備区域等における特例宿泊第 1 回実施 （飯舘村、南相馬市、川内村、田村市）
平成 25 年 3 月 22 日	葛尾村の警戒区域と計画的避難区域が帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に再編
3 月 25 日	富岡町の警戒区域が帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に再編
4 月 1 日	浪江町の警戒区域と計画的避難区域が帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に再編
4 月 27 日	避難指示解除準備区域等における特例宿泊第 2 回実施 （飯舘村、南相馬市、川内村、田村市、葛尾村）
5 月 28 日	双葉町の警戒区域が帰還困難区域及び避難指示解除準備区域に再編
8 月 8 日	川俣町山木屋地区の計画的避難区域が居住制限区域及び避難指示解除準備区域に再編
8 月 10 日	避難指示解除準備区域等における特例宿泊第 3 回実施 （飯舘村、南相馬市、川内村、葛尾村、川俣町）
12 月 24 日	避難指示解除準備区域等における特例宿泊第 4 回実施 （飯舘村、南相馬市、川内村、葛尾村、川俣町、楢葉町 12/28）
12 月 28 日	国内最後の避難所である旧埼玉県立騎西高校避難所の双葉町民が全員退去

第２章震災対応の概要１震災発生時の状況については、以下から出典

・「東日本大震災の記録と復興へのあゆみ」福島県

・「東日本大震災に関する福島県の初動対応の課題について」福島県生活環境部

・「平成 23 年度東北地方太平洋沖地震による被害即報（第 22 報、第 1040 報 福島県災害対策本部）

本所に行く
のにも・・・

スクリーニング会場
放射線量測定
2013. 2

警戒区域への一時立ち入り
許可証の提示が必要
2013. 2

2　年度別市町村の状況

	人口	死亡(R3.3.5現在)	H22年度（2011.3）	H23年度(2011)	H24年度(2012)	H25年度(2023)
広野町	5,418	49 (直接死＋関連死＋死亡届等*[1]) (3＋46＋0)	3/12　約7割の住民がいわき市に避難 約95%が町外へ避難 3/15　小野町町民体育館へ役場機能	4/15　いわき市に役場機能移転 9/30　緊急時避難準備区域解除 3/1　役場本庁で業務再開、 湯本出張所開設(いわき市)	7/　いわき市内の役場機能廃止	
楢葉町	7,700	153 (11＋140＋2)	3/12　全町避難　いわき市立中央台南小学校に災害対策本部 3/16～会津美里町へ避難開始 3/26　会津美里町本郷庁舎に役場機能移転	6/1　一時帰宅開始、仮設へ移動開始 11/23　会津美里町に役場機能移転 1/17　いわき出張所（いわき明星大）に災害対策本部移転	5/　帰町判断	
富岡町	16,001	476 (18＋452＋6)	3/12　川内村・富岡町合同対策本部を川内村役場内に設置 3/15　川内村・富岡町合同対策本部を郡山市ビッグパレットに設置	4/14　郡山市ビッグパレット福島に役場機能を移転 5/25　一時帰宅開始 12/19　郡山市大槻町に役場機能移転		
川内村	2,820	99 (0＋99＋0)	3/12　川内村・富岡町合同対策本部を川内村役場内に設置 3/15　川内村・富岡町合同対策本部を郡山市ビッグパレットに設置	4/12　郡山市ビッグパレット福島に役場機能を移転 5/10　一時帰宅開始 1/31　帰村宣言　3/26　役場帰村		
大熊町	11,515	140 (12＋128＋0)	3/11　町外避難 3/12　田村市総合体育館に災害対策本部移転	4/5　会津地方へ避難 会津若松市に役場機能移転　出張所開設 6/4　一時帰宅開始 10/　いわき連絡事務所開設 12/10　二本松市に中通り連絡事務所開設		
双葉町	6,932	176 (17＋155＋4)	3/11　町外避難 3/12　川俣町合宿所に災害対策本部移転 3/19　さいたま市スーパーアリーナへ役場機能移転 3/30　埼玉県加須市へ役場機能移転	3/19　さいたま市に役場機能移転 猪苗代連絡所 5/26　一時帰宅開始　10/　郡山に福島支所 12/　つくば市に連絡所　南相馬連絡所	4/　いわき南台連絡所(仮設内)	6/7 12/ 役場機能をいわき市へ (勿来地区) 最後の避難所埼玉市を全員退去埼玉支所は残る
浪江町	20,905	623 (151＋441＋31)	3/12　津島支所に災害対策本部移転 3/15　全町避難　二本松市に災害対策本部移転	5/23　二本松市（男女共生センター）に役場機能移転 5/26　一時帰宅開始	10/1　二本松市（工業団地）に役場機能移転 いわき出張所（いわき市文化センター内）	
葛尾村	1,531	43 (0＋42＋1)	3/12　20km圏内者避難・福島あづま総合公園 3/15　全村避難　会津坂下町（川西公民館）に役場機能	4/21　会津坂下出張所（旧法務局出張所）開設 5/12　一時帰宅開始 7/1　三春町（貝山多目的運動公園）に役場機能移転		
南相馬市	70,878	1,156 (525＋520＋111)		5/25　一時帰宅開始		
飯館村	6,209	43 (0＋42＋1)	3/19-4/30　栃木県鹿沼市避難	5/15　全村避難開始 6/22　福島市役所飯野出張所開設		

避難指示区域の概念図と各区域の人口及び世帯数は図1のとおり

*[1] 明確に死亡が確認できる遺体が見つかっていないが、死亡届等が出されている者。・死亡者数　福島県被害状況速報　1774報　令和3年3月5日現在。

・自治体の避難状況　出典：福島県相双保健福祉事務所「東日本大震災における活動記録誌」H26.3、福島県「東日本大震災の記録と復興への歩み」H25.3

	H26年度(2014)	H27年度(2015)	H28年度(2016)	H29年度(2017)	H30年度(2018)	R元~R2年度(2019~2020)
広野町						
楢葉町		9/ 避難指示解除準備区域解除、役場帰町 2/1 ふたば復興診療所開設	2017.3/ 仮設閉鎖、特定延長			
富岡町				4/ 役場帰町 居住制限区域及び避難指示解除準備区域解除	4/23 ふたば医療センター 附属病院開設 支所：いわき市、郡山市	R2.3/10 先行解除（夜ノ森駅周辺）
川内村	10/ 避難指示解除準備区域解除 居住制限区域を避難指示解除準備区域に再編		6/ 避難指示解除準備区域解除			
大熊町			4/ 郡山市に中通り連絡事務所移転		役場機能：会津若松市 出張所：会津若松市、いわき市 連絡事務所：中通り、大河原(大熊町)	R元.5/7 役場帰町 大河原連絡所閉所 R2,3/5 先行解除（大野駅周辺）
双葉町					役場機能：いわき市 支所：郡山市、加須市 連絡所：つくば市、南相馬市	R元. 双葉町連絡所開所 R2.3/4 先行解除（双葉駅周辺、避難指示解除準備区域）
浪江町			3/ 居住制限区域及び避難指示解除準備区域解除	4/ 浪江町役場本庁舎へ福島出張所、いわき、南相馬市 3/ 本宮、桑折出張所廃止	事務所：二本松市 出張所：福島市、いわき市、南相馬市	
葛尾村			4/ 役場帰村 6/ 居住制限区域及び避難指示解除準備区域解除		出張所：三春町	
南相馬市			7/ 居住制限区域及び避難指示解除準備区域解除			
飯館村			3/ 役場帰村 居住制限区域及び避難指示解除準備区域解除		事務所：福島市	

（出典：各自治体のホームページより　H26～R2）

図１　避難指示区域の概念図と各区域の人口及び世帯数（平成 25 年８月時点）

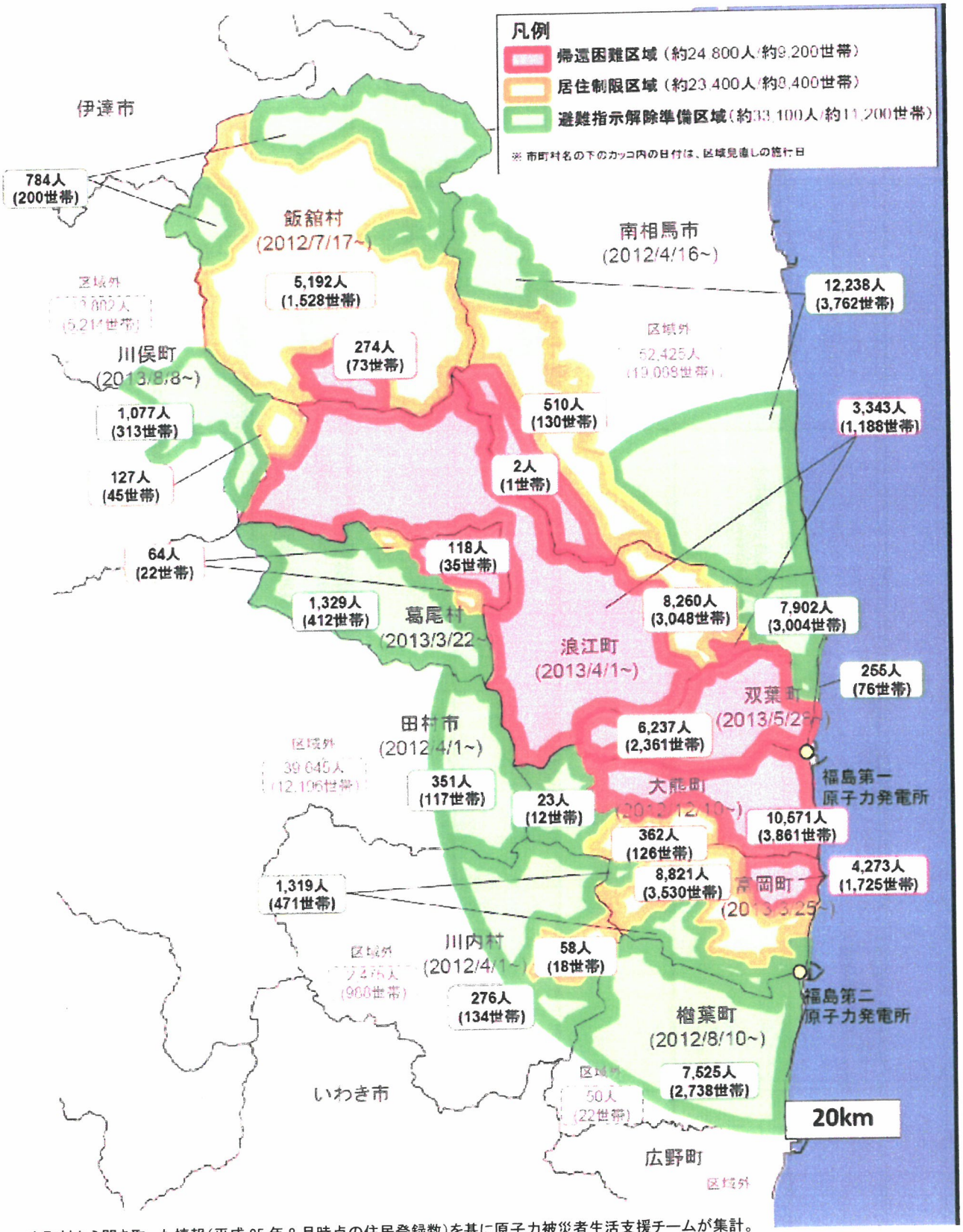

市町村から聞き取った情報（平成 25 年 8 月時点の住民登録数）を基に原子力被災者生活支援チームが集計。

（出典：経済産業省 HP）

3　年度別出張所の体制と支援内容

以下の図表中の説明

☆背景　○健康課題　⇒対策上の課題

	いわき出張所の体制	主な健康課題と対策上の課題	いわき出張所での支援内容
H23 年度（2011）	9/15 相双保健福祉事務所保健師２名をいわき地方振興局へ派遣 11/　派遣保健師２名をいわき地方振興局との兼務職員として常駐 12/5 いわき地方振興局兼務配置（保健師 3+福祉職 1）　計 4 12/　関係市町村と県の事務調整開始 被災者健康支援に係る会議開催 情報交換と課題対策の検討 1/　相双保健福祉事務所いわき駐在に組織変更 副部長含む保健師３名、福祉職１名 ・横浜市、新潟市、岡山県からの派遣 ・看護系大学の協力	☆借り上げ住宅の広域拡散化 ○PTSD ○うつ、アルコール問題等の増加 ○運動不足による生活習慣の悪化 ⇒避難元市町村の支援体制の格差 避難者の健康状態の把握と避難元/先市町村の調整と支援体制	1　被災者支援 ○仮設での健康調査 借上げ住宅者の健康調査 ○いわき市の避難住民（巡回・健康支援） ○絆づくり応援事業 交流サロンへの派遣 2　体制整備 ○心のケアセンター研修 ○市町村保健事業担当者会議 ○派遣、所属や勤務先の異なるスタッフの情報共有
H24 年度（2012）	6/相双保健福祉事務所いわき出張所　職員 10（保健師 4+福祉職 3+派遣保健師 3）+臨時１　計 11 他県（埼玉、京都、福岡）からの派遣職員 絆づくり応援事業派遣、被災者健康支援サポート事業派遣、県立大野病院、ふくしま心のケアセンター、富岡福祉相談コーナー ・関係機関との連携や関連事業の活用で対応力の強化を図る	☆同郷者との交流不足 ☆要介護、障がい児者へのサービスの不足 ○借上げ住宅居住者の孤立化 ○うつ、アルコール問題等の増加 ⇒多様な支援者、支援者の疲弊、燃え尽き ⇒障がい児への対処の課題 支援チーム調整と支援者支援	1　被災者支援 ○いわき市の避難住民支援 ・仮設・借上訪問 ・仮設集会所 ○母子保健対策 ・障がい児医療支援事業 ・あそびの教室 ○心のケア活動開始 2　体制整備 ○避難元市町村といわき市との連携・連携調整連絡会 ○支援者への支援（生活支援員、民生委員）へ助言指導、ミーティング ○関係機関との連絡調整 事例検討会、希望の杜福祉会、ゆいまーる・ふたば地域連携会議（被災障がい児相談支援事業）、療育支援地域連絡会議 相談支援専門職チーム打合わせ会議

H25 年度
(2013)

いわき出張所の体制

4/次長配属
4/職員１０（保健師 4+福祉職 4+派遣保健師 2）
臨時２、計 12
他県(埼玉、京都)から派遣職員
絆づくり応援事業派遣、被災者健康支援サポート事業派遣、県立大野病院、富岡福祉相談コーナー
10/市町村担当制開始

主な健康課題と対策上の課題

☆避難の長期化
○日常活動量の低下による生活不活発病、身体機能低下の問題
○肥満、高脂血症、高血糖等生活習慣病の増加
○要介護高齢者の増加
リスクのある人の健康課題の顕在化

いわき出張所での支援内容

1　被災者支援
○被災者への健康支援
・仮設・借上訪問
・交流サロン・健康相談
・心のケア事業　同行訪問（ＰＴＳＤ、うつ、アルコール）
○母子保健対策の推進
・あそびの教室
・いわき市乳幼児健診へ派遣
○仮設での感染予防支援

2　体制整備
○被災者支援に係る市町村/関係機関との連携
・市町村との連絡会議
・保健事業担当者会議
・打ち合わせ、ケア会議、担当者会議の開催、参加
○障がい児・者支援関係者の連携
・発達相談会、地域連携会議に参加
・相双地域障がい児・者支援関係者会議開催
・心のケア事業(会議・研修会)
○いわき市との連絡調整
○支援者支援
・グループミーティング
・研修会、事例検討

3　保健所業務
○精神保健事業、訪問指導事業
○自殺対策
ゲートキーパー養成
市町村職員スキルアップ研修
○感染症対策
○エイズ・肝炎対策
○難病対策　相談指導、医療相談事業、申請事務

相双地区交流サロン　リスポにて

H26 年度
(2014)

いわき出張所の体制

4/職員 13（保健師 8+福祉・事務 4+派遣保健師 1）+臨時 7、計 20
絆づくり応援事業派遣、被災者健康支援サポート事業派遣、県立大野病院、富岡福祉相談コーナー

主な健康課題と対策上の課題

☆家族の世帯拡散
☆いわき市内での提供量の限界からサービスを受けられない事例
○家族の広域拡散による家族介護力低下

⇒介護、福祉施設スタッフの不足
被災先で資源活用が困難な高齢者・障がい者児への対応のシステム化
（健康課題への組織横断的対応）

いわき出張所での支援内容

1　避難者支援
○被災者への健康支援
・仮設・借上訪問
・交流サロン・健康相談
・心のケア事業　会議、訪問、研修会
○母子保健対策の推進
・子ども健やか訪問事業
（1 歳、4 歳、小1）
・いわき市乳幼児健診への派遣
・あそびの教室

2　体制整備
○被災者支援に係る市町村との連携
・打ち合わせ、ケア会議参加
・保健事業担当者会議の開催
・復興公営住宅入居者支援実務者会議開催
○4 町（富岡、大熊、双葉、浪江）連携による介護予防事業の連携　相互利用
○障がい児・者支援関係者の連携　会議開催、参加
○母子事例検討会開催、研修会開催
○支援者支援・関係機関連絡会議
・生活支援相談員ミーティング
・いわき地区相談支援専門職チーム会議出席

3　保健所業務
○精神保健事業、訪問指導事業
○自殺対策　ゲートキーパー養成
○感染症対策
○エイズ・肝炎対策
○難病対策　相談指導、医療相談事業、申請事務　他

	いわき出張所の体制	主な健康課題と対策上の課題	いわき出張所での支援内容
H27 年度（2015）	4/職員 10（保健師 6+福祉・事務 3+派遣保健師 1）+臨時 5、計 15 他県(京都)からの派遣職員 被災者健康支援サポート事業派遣、県立大野病院、富岡福祉相談コーナー	☆復興公営住宅への入居開始、帰還の本格的開始 ⇒サービス利用に対する避難元及び避難先市町村間の調整 被災町村間のサービス利用の協力体制	1　避難者支援 ○被災者への健康支援 ・仮設・借上訪問 ・仮設集会所・サロン ・心のケア事業　同行訪問 ・特定保健指導　浪江町 ○母子保健対策の推進 ・子ども健やか訪問事業（1 歳、4 歳、小 1） ・いわき市乳幼児検診への派遣 ・あそびの教室 2　体制整備 ○被災者支援に係る市町村との連携 ・打ち合わせ、ケア会議参加 ・保健事業担当者会議の開催 ○4 町（富岡、大熊、双葉、浪江）連携による介護予防事業の連携 ○障がい児・者支援関係者の連携会議開催参加 3　保健所業務 ○精神保健事業、訪問指導事業 ○自殺対策　ゲートキーパー養成 ○感染症対策 ○エイズ・肝炎対策 ○難病対策　相談指導、医療相談事業、申請事務　他

100 歳体操 復興公営住宅 下神白集会所にて

H28 年度（2016）	4/職員 7（保健師 5+福祉職 2）+臨時 6、計 13 被災者健康支援サポート事業派遣、 富岡福祉相談コーナー	○復興公営住宅内での仲間づくり（積極的な課題） ⇒町の帰還へ向けた健康課題の整理と支援体制の調整	1　避難者支援 ○被災者への健康支援 ・仮設・借上訪問 ・交流会やサロン健康教育・相談 ・特定保健指導家庭訪問(浪江、南相馬、双葉) ・障がい児・者支援関係者の連携　会議開催、参加 ・心のケア事業　うつ・アルコール事例訪問研修 ○母子保健対策の推進 ・子ども健やか訪問事業（1 歳、4 歳、小 1） ・いわき市乳幼児健診への派遣 ・相双地域あそびの教室開催 2　体制整備 ○被災者支援に係る市町村との連携 ・打ち合わせ、ケア会議、担当者会議の開催、参加 ・4 町連携による介護予防事業の連携と調整 3　保健所業務 ○精神保健事業、訪問指導事業 ○自殺対策　ゲートキーパー養成 ○感染症対策 ○エイズ・肝炎対策 ○難病対策　相談指導、医療相談事業、申請事務　他

	いわき出張所の体制	主な健康課題と対策上の課題	いわき出張所での支援内容
H29 年度 (2017)	4/職員 7（保健師 4+福祉職 2+派遣保健師 1）+臨時 6、計 13 被災者健康支援 サポート事業派遣、 双葉町栄養サロン 相談コーナー	☆被災市町村は帰還先と避難先での保健活動→活動エリアの拡大 ☆仮設住宅の集約 ⇒市町村保健師人材の不足 ⇒各市町村の活動体制の課題の多様化 多機関連携による被災者の組織的エンパワーメント促進	1 避難者支援 ○被災者への健康支援 ・仮設・借上・復興公営住宅訪問、個別相談 ・交流会やサロンでの健康教育・相談 ・特定保健指導家庭訪問（浪江、南相馬、双葉） ・障がい児・者支援関係者の連携 会議開催参加 ・心のケア事業　事例訪問　研修 ○母子保健対策の推進 ・子ども健やか訪問事業（1 歳、4 歳、小 1） ・いわき市乳幼児健診への派遣 ・相双地域あそびの教室開催 2 体制整備 ○被災者支援に係る市町村との連携 ・打ち合わせ、ケア会議、担当者会議の開催、参加 ・4 町連携による介護予防連携事業 3 保健所業務 ○精神保健事業、訪問指導事業 ○自殺対策　ゲートキーパー養成 ○感染症対策 ○エイズ・肝炎対策 ○難病対策　相談指導、医療相談事業、申請事務他
H30 年度 (2018)	4/職員 6（保健師 4+福祉職 2）+臨時 6.4、計 12.4	☆公営住宅住民と市民との交流の兆し、新住宅地での定着 ☆復興優先の背景での個別困難事例の潜在化 ○脆弱性を持つ避難者の抱える健康課題の個別化・複雑化 ○転居先での孤立 ○先行きへの不安 ○新しい地域と生活への適応 ⇒市町村における通常業務と被災者支援業務の整理 ・被災者支援から総合的な保健活動支援への移行	1 避難者支援 ○被災者への健康支援 ・仮設・借上・復興公営住宅訪問個別訪問 ・交流会やサロンでの健康教育・相談 ・特定保健指導家庭訪問（浪江, 南相馬, 双葉） ・市町村事業の協力支援（生活習慣病・不活発病の予防） ・被災障がい児・者支援関係者の連携 会議開催、参加 ・心のケア事業　事例訪問、研修 ○母子保健対策の推進 ・被災児の子ども健やか訪問事（1 歳、4 歳） ・市町村母子保健事業指導事務 ・いわき市乳幼児健診への派遣 ・相双地域あそびの教室開催 ・被災障がい児への発達・相談会 2 体制整備 ○被災者支援に係る市町村との連携 ・打ち合わせ、ケア会議、担当者会議の開催、参加 ・双葉郡８町村と南相馬市による連携介護予防事業 ・復興公営住宅集会所での健康づくり・介護予防事業 3 保健所業務 ○精神保健事業、訪問指導事業 ○自殺対策　ゲートキーパー養成 ○感染症対策 ○エイズ・肝炎対策 ○難病対策　相談指導、医療相談事業、申請事務他

	いわき出張所の体制	主な健康課題と対策上の課題	いわき出張所での支援内容
R1 年度 (2019)	4/職員 7（保健師 4+福祉職 2+派遣保健師 1）+臨時 5、計 12	☆避難指示の解除とともに避難町村の役場が帰還し、当該町村は帰還した住民と避難を継続している住民の健康支援が必要 ☆いわき市に住民票を移動せず避難する住民が 1 万９千人。今後も継続して避難者支援に取り組む必要あり ○HbA1c の有所見率が６割を超える市町村が多数 ○若年層の自殺率が高い ⇒震災が及ぼす影響には個人差があり、個々に寄り添ったケアが必要 ⇒医師や看護師等の医療従事者の人材確保、定着への支援 ⇒新型コロナ感染症の発生により、活動に制限を受ける	1 避難者支援 ○被災者への健康支援 ・仮設・借上・復興公営住宅訪問、個別訪問 ・交流会やサロンでの健康教育・相談 ・特定保健指導家庭訪問（浪江, 南相馬, 双葉） ・市町村事業の協力支援（生活習慣病・不活発病の予防） ・被災障がい児・者支援関係者の連携　会議開催、参加 ・心のケア事業　事例訪問、研修 ○母子保健対策の推進 ・被災児の子ども健やか訪問事業（1 歳、4 歳） ・市町村母子保健事業指導事務 ・いわき市乳幼児健診への派遣 ・相双地域あそびの教室開催 ・被災障がい児への発達、相談会 2 体制整備 ○被災者支援に係る市町村との連携 ・打ち合わせ、ケア会議、担当者会議の開催、参加 ・双葉郡８町村と南相馬市による連携介護予防事業 ・復興公営住宅集会所での健康づくり・介護予防事業 3 保健所業務 ○精神保健事業、訪問指導事業 ○感染症対策 ○エイズ・肝炎対策 ○難病対策　相談指導、医療相談事業、申請事務　他
R2 年度 (2020)	4/職員 5（保健師 4 +福祉職 1）+臨 6 計 11		1 避難者支援 ○被災者への健康支援 ・仮設・借上・復興公営住宅訪問、個別訪問 ・交流会やサロンでの健康教育・相談 ・特定保健指導家庭訪問（浪江, 南相馬, 双葉） ・市町村事業の協力支援（生活習慣病・不活発病の予防） ・被災障がい児・者支援関係者の連携　会議開催、参加 ・心のケア事業　事例訪問、研修 ○母子保健対策の推進 ・被災児の子ども健やか訪問事業（1 歳、4 歳） ・市町村母子保健事業指導事務 ・いわき市乳幼児健診への派遣 ・相双地域あそびの教室開催 ・被災障がい児への発達、相談会 ・ファミリークラスの開催 2 体制整備 ○被災者支援に係る市町村との連携 ・打ち合わせ、ケア会議、担当者会議の開催、参加 ・双葉郡８町村と南相馬市による連携介護予防事業 ・復興公営住宅集会所での健康づくり・介護予防事業 3 保健所業務 ○精神保健事業、訪問指導事業 ○感染症対策 ○エイズ・肝炎対策 ○難病対策　相談指導、医療相談事業、申請事務　他

現在　R3 年 3 月（2021）

支援活動出典：福島県相双保健福祉事務所
業務概況　H24 年度～R3 年度版

第３章　いわき派遣チームの活動状況

震災後の原子力発電所の事故により自宅を離れて長期間避難している双葉郡住民の健康状態を確認し、健康維持や生活のための保健・医療・福祉サービスが適切に提供されるよう支援していくことを目的とし派遣され、他県等応援職員等とともに健康支援活動を実施した。

１　平成 23 年 11 月の状況

いわき市内は、県内で最も多くの仮設住宅建設が進められており、仮設住宅入居者等への健康支援体制が求められていた。また、被災町村との調整や他自治体等からの応援職員の調整等の役割が求められていた。

２　いわき地域の課題

いわき市は放射線量も低く、双葉郡と隣接し気候も似ているため避難生活の場所として希望者が多く、約２万人の避難者が生活すると予想された。

また、いわき市は中核市で、保健福祉サービスの提供を担っているため、県保健福祉事務所の支援体制がなかった。

３　双葉郡町村の課題

（１）　避難生活による生活習慣の変化

双葉郡は高齢化率も県内で会津地域に次いで高く、高血圧等の脳血管疾患の多い地域であった。さらに、この度の震災で長期にわたる避難生活によるストレスや塩分の多い食事による病状の悪化、加えて避難所や仮設住宅での生活のため運動不足による身体機能の低下が見られた。

（２）　保健福祉サービスの確保

避難以前に利用していた障がい者（児）及び高齢者等の施設が、震災や原子力災害による施設の閉鎖や入居者定員に制限があり利用が困難であった。

また、保健センター等を中心に実施していた各種予防事業の開催が困難となり、病状の進行や身体能力低下をきたしている人が多かった。

（３）　役場機能の変化

双葉郡は医療専門職の多い地域ではなく、平素から保健・医療・福祉の専門職の確保に苦慮していたが、震災により県外に避難した専門職も多くいわき地域での専門職の確保がさらに困難となっていた。

また、住民の避難先も各地に分散しているため役場職員の効率的な配置が困難であり、移動にかなりの時間を要し、従来よりも労力を必要としていた。

各分野における課題は、表１のとおり。

双葉郡保健事業の課題　（平成23年11月4日現在）　表1

<table>
<tr><th>項目</th><th>双葉郡町村の課題</th><th>今後の方針</th></tr>
<tr><td>妊産婦の訪問
乳児の訪問</td><td rowspan="2">保健師の訪問が困難</td><td>県の助産師会への委託事業で実施する。</td></tr>
<tr><td>低出生体重児の訪問</td><td>県の助産師会への委託事業で実施する。
リスクの高い低出生体重児については、町村と相談の上、保健福祉事務所で対応する。</td></tr>
<tr><td>乳幼児健康診査</td><td rowspan="2">双葉郡町村では開催困難</td><td>継続していわき市に依頼する。健診結果のみ町村に送付する。</td></tr>
<tr><td>発達要観察児の相談会</td><td>平成23年度の発達面の相談について、県障がい福祉課の「被災した障がい児に対する医療支援事業」で対応する。</td></tr>
<tr><td>発達要観察児の相談会事後支援</td><td>保健師等の対応が困難</td><td>町村と相談し保健福祉事務所で対応する。
児童相談所の個別相談の活用を図る。</td></tr>
<tr><td>心の相談会</td><td rowspan="2">町村では開催困難</td><td>いわき市に依頼する。いわき地方振興局に心のケアチームの配置を要望している。</td></tr>
<tr><td>デイケア</td><td>医療機関デイケア等の活用を検討していく。</td></tr>
<tr><td>児童デイサービス</td><td rowspan="2">事業所が閉鎖して通所できない状況にある。</td><td rowspan="2">避難している施設の仮設施設再開や職員確保の検討が必要である。</td></tr>
<tr><td>障害者の通所施設の利用</td></tr>
<tr><td>介護保険の各種サービスの確保</td><td>新規申請の認定調査が困難な町村がある。要介護高齢者の増加が予想されるため、必要なサービス提供が可能であるか。</td><td>町村が、臨時職員等の雇い上げにより対応を図る必要がある。</td></tr>
</table>

4　平成23年10月末までの活動状況

いわき地域には県保健師の配置がなく、活動拠点の整備から始まった。

また、横浜市の保健師チームの派遣が、10月17日から開始となるため受け入れの準備をした。

さらに、打合せ場所として会議室が確保されたため、ロッカーやパソコン等を配置し、訪問活動に必要な物品（訪問バッグ、血圧計、体重計、衛生機材、調査用紙、調査依頼のチラシ、保健事業関係の説明用文書等）の準備等を行った。

併せて、仮設住宅関係者等と打合せを実施し調整を図り、居住者の人口構成や要支援者情報等については、町役場に情報を提供した。また、本所からの継続支援ケースについて個別支援を行った。

会議及び活動の詳細については、表2及び表3のとおり。

関係機関との会議等　　表2

日　時	場　　所	内　　容	参加機関
9月16日	楢葉町役場 いわき出張所	借り上げ住宅及び仮説住宅の実態について	大分県チーム 大野病院看護師 県健康増進課
9月21日 10月12日	いわき合同庁舎	保健師派遣について	横浜市人材育成担当課
9月28日	いわき市保健所	結核担当者との打合せ	いわき市保健所感染症対策係
9月30日 10月28日	福島労災病院	相談支援専門職チーム打合せ（介護支援専門員協会、理学療法士会、精神保健福祉士会、社会福祉士会、医療ソーシャルワーカー協会、作業療法士会）	楢葉町、楢葉町社会福祉協議会 広野町社会福祉協議会 双葉町社会福祉協議会 県介護保険室
10月4日	いわき市保健所	双葉地方及びいわき市保健担当者連絡会	県保健福祉総務課 健康増進課、本所

応急仮設住宅健康調査関係　　表3

日　時	場　　所	内　　容	参加機関
10月13日	富岡町好間仮設	健康調査について	富岡町好間仮設管理者
10月14日	双葉町南台仮設	〃	双葉町南台仮設管理者
10月19日	富岡町泉仮設	〃	富岡町泉仮設管理者
10月21日	いわき合同庁舎	好間仮設分の引継ぎ	富岡町保健師
10月21日	双葉町南台仮設	健康調査について	双葉町保健師
10月27日	大熊町好間工業団地仮設	〃	大熊町いわき連絡所職員
10月28日	双葉町南台仮設	双葉町南台仮設分の引継ぎ	双葉町保健師

5　いわき派遣チームの今後の活動

（1）　限られた専門職で支援するため、基本的に関わる事例の選定が必要であり双葉郡町村及びいわき市と協議する必要があった。

（2）　保健指導を実施するにあたり、指示系統の明確化が必要である。特に、精神障害、発達障害、認知症、うつ病、児童虐待、高齢者虐待等の問題に関わる可能性が高くなり、医学的な判断が求められると思われた。

　また、臨時職員の採用により住民支援を行うにあたっても十分確認し、適切に対応する必要があった。

（3）　仮設住宅の調査終了後は、いわき地域に居住する要支援者への対応と集会所における健康教育（介護予防のための体操教室や口腔ケア教室及び栄養教室等）を実施していく必要がある。そのため、双葉郡町村で主体的に開催できるよう支援すると共に、いわき地域における双葉郡町村の保健師の配置や定期的な巡

回、教室の事業所委託等の検討をすすめていく必要がある。
（1）～（3）を踏まえ、「いわき地域の被災者健康支援の方針」定め実施した。

「いわき地域の被災者健康支援の方針」　（H23.11.1）

当面の目標
いわき市内の仮設住宅等に入居している双葉郡町村の被災者が、仮設住宅での生活に適応し、住民同士が交流を持ちながら、健康的な生活を送ることができるよう、被災町村の支援を行う。支援体制については、別紙１のとおり。
特に、いわき地域に保健師配置が困難な町村の、被災住民の健康状況把握と要支援者のリストアップ、要支援者への保健福祉サービス提供調整等を中心に行っていく。仮設住宅健康調査フロー図については、別紙２のとおり。

＜実施内容＞

（1）　仮設住宅入居者の健康状況調査の実施及び支援
・被災町村の意向を確認しながら、いわき派遣県保健師、県外保健師及び緊急雇用で確保する看護職等が実施する。

（2）　健康状況調査結果の分析
・健康状況調査の結果（居住人口構成、要支援者情報等）等について、被災町村に情報を提供する。

（3）　仮設住宅居住要支援者に対する支援
・要支援者等へ必要な保健福祉サービスが提供されるよう、被災町村及び各種県サービスへのつなぎを支援する。

（4）　仮設住宅群（団地）の集会所等を活用した健康相談、教育、交流の場の開設
・各被災町村の生活支援相談員、仮設住宅世話人等と（2）の結果等をふまえて連携や役割分担等を協議し、仮設住宅群（団地）毎の今後の健康支援体制を被災町村とともに検討する。

実施内容の進行予定は図１、いわき地域の被災者健康支援体制整備の方針は図２のとおり。

実施内容活動の進行予定

図1

	主な作業内容	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 仮設住宅入居者の健康状態調査の実施及び支援	・入居者健康状況調査						
	・要支援者の確認 （把握・台帳整理）						
(2) 健康状況調査結果の分析	・調査結果の集計及び分析						
(3) 仮設住宅居住要支援者に対する支援	・要支援者のフォロー （ｻｰﾋﾞｽ調整等）						
(4) 仮設住宅群（団地）の集会所等を活用した健康相談等の場の開設	・各仮設支援者との調整						
	・健康教育、相談等の実施						

いわき地域の被災者健康支援の体制整備の方針

図2

		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	いわき地域への県職員配置							
				活動量を見極めながら、体制の検討を継続				
2	県外チームの応援							
3	緊急雇用による看護職等の確保							
4	三次補正での看護職等確保							

別紙１

H23.11.1

いわき市に避難している双葉郡避難者への支援体制

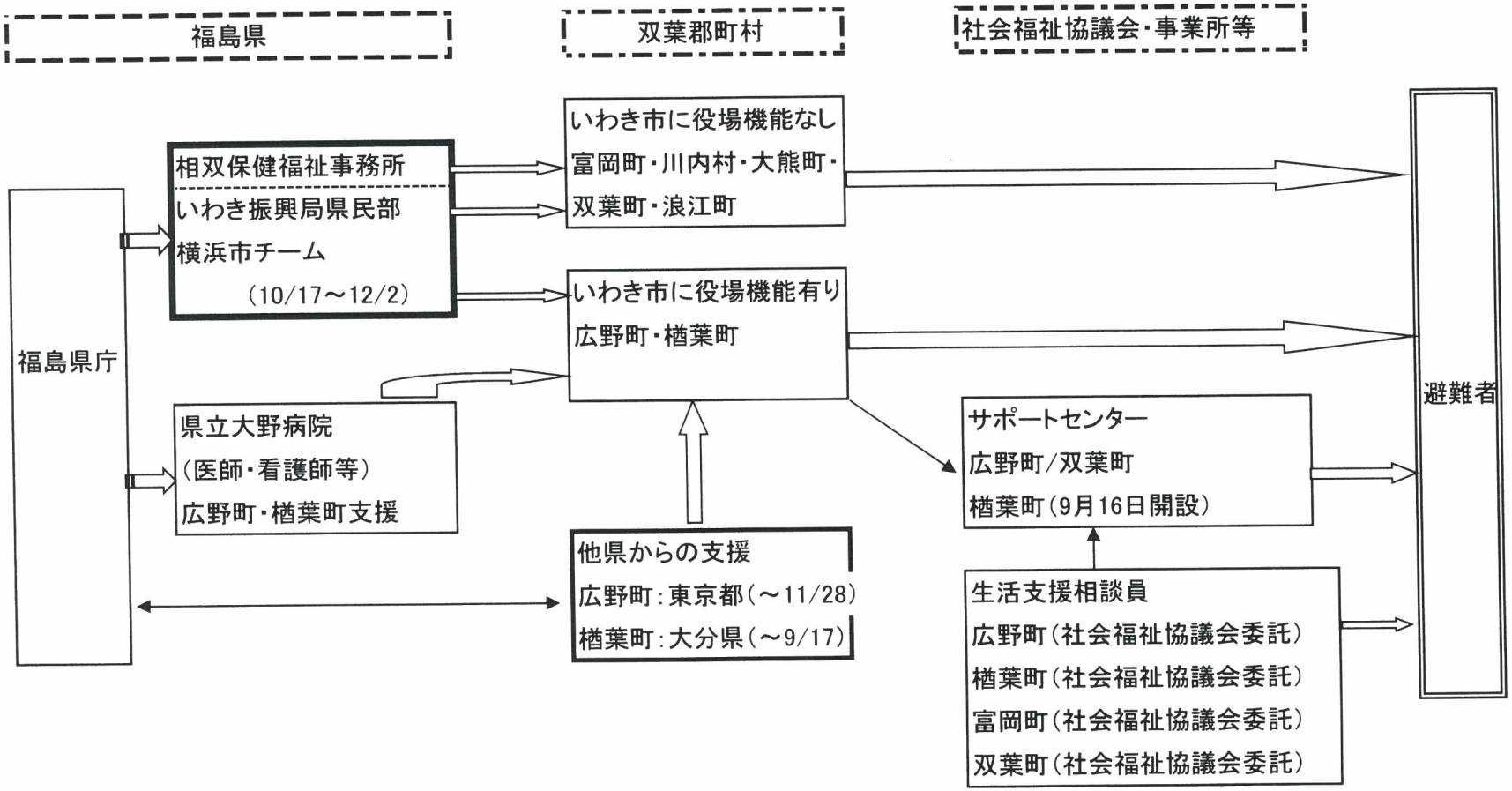

い　わ　き　市　役　所

心のケアチーム　　九州大学(月３日)・帝京平成大学（月１日）・聖路加大学・福島医大（週１回：心理士）（平成23年12月まで）

別紙２

仮設住宅健康調査フロー図

【リスクの有無】　【支援】　【支援の方向性】　【支援担当者】

※カンファレンスで検討する　※町村ごとに体制が異なる

被調査者 → B 無

【支援不要の基準】
①自己管理可
②家族の支援により管理可
③他機関の介入があり管理

B 不要

被調査者 → A 有
※個票を作成する

A 有 → B 不要

A 有 → A 要

A 要 → A-1 見守り・声かけ → ・仮設住宅管理者 ・生活支援相談員

A 要 → A-2 他機関紹介 → ・医療機関 ・介護保険事業所（ｹｱﾏﾈｼﾞｬｰ等） ・療育機関 ・心のケアチーム（いわき市） ・いわき市保健所（市事業） ・双葉郡町村

A 要 → A-3 継続的支援 → ・双葉郡町村（PHN、Ns. 等） ・相双保福（PHN、Ns. 等） ・派遣チーム（PHN 等） ・いわき市保健所（感染症・精神通報等）

【リスク因子】
1.乳幼児(ﾊｲﾘｽｸ)
2.妊産婦(ﾊｲﾘｽｸ)
3.身体障がい
4.知的障がい
5.精神障がい（心のｹｱ含）
6.生活習慣病(放置・中断)
7.要介護等高齢者
8.感染症
9.難病

【視点】
⊿①ひとり親世帯(母子・父子)
②育児不安のある親・祖父母
⊿③肉親を亡くした単身生活者(特に男性)、震災孤児やその家族、不眠・不安・不定愁訴や心身症状のある等
⊿④治療放置や中断等の生活習慣病患

第４章　いわき出張所の活動内容と課題

１　被災者に対する健康支援（被災者健康サポート事業　H24～　）

借上住宅等で生活している被災者等が健康的な生活を維持できるよう、避難元市町村及びいわき市と連携しながら、健康支援活動の実施体制を整備するとともに、健康状態の悪化予防や健康不安の解消に向けた健康支援活動を実施した。

（１）　仮設住宅・借上住宅・復興公営住宅等の家庭訪問

【活動経過、内容】

市町村からの依頼を受け、家庭訪問等により健康状態の把握を行い、健康相談、継続支援活動を実施した。

年度	活動経過、内容
H23	仮設住宅・民間借上住宅への巡回・健康支援
H24	仮設住宅及び借上住宅に係る健康調査の実施
H25	仮設住宅・借上住宅等の家庭訪問
H26	
H27	
H28	
H29	
H30	
H31	
R2	

【実績】　（単位：延べ件数）

年度	仮設住宅※１	借上・自宅	復興公営住宅※2	個別相談	電話相談	計
H23	1,171	2,291	－	－	－	3,462
H24	9,025 ※3		－	－	－	9,025
H25	89	3,062	－	－	－	3,151
H26	542	479	－	－	－	1,021
H27	13	594	117	432	－	1,156
H28	42	544	451	204	－	1,241
H29	11	240	120	65	112	548
H30	2	219	100	19	206	546
H31	0	157	197	68	359	781
R2	0	268	140	44	464	916

※1　いわき地区における仮設住宅は、R2 年度で全て撤去となった。
※2　H27.2 月～復興公営住宅へ入居開始した。
※3　H23.9 月～H25.3 月にかけて健康調査を実施した。

【課題】

いわき市内に避難している住民は、令和 3 年 4 月現在、約 18,000 人おり、その減少傾向は緩やかである。このような状況の中、精神疾患に加え経済的問題、児童虐待疑い等、複雑かつ多様な課題が増加しており、多機関との連携や継続的な支援が必要となっている。

仮設住宅入居者健康調査
2012.1

いわき市にある
復興公営住宅の一つ
2015.2～入居開始

（2）　市町村等主催 健康教育・健康相談等の実施支援

【活動経過、内容】

市町村等が実施する交流会、サロン、復興公営住宅における健康教育等に、保健師、看護師、管理栄養士及び歯科衛生士等を派遣し、避難者の健康の保持・増進や介護予防等の活動を支援した。

年度	活動経過、内容
H24	ア　仮設住宅で実施されているサロン・健康相談会への支援 イ　健康教育及びサロン「小名浜交流サロン」の実施：健康調査の際に寄せられた避難者からの要望を踏まえ、同郷の被災者同士のふれあいを目的としてサロンを開催した。
H25	市町村等主催 健康教育・健康相談等の実施支援 H25～H27：相双地域交流サロンの支援 平成 24 年度に当所が開設し、平成 25 年度から NPO 法人主催となった「相双地域交流サロン」（旧「小名浜交流サロン・常磐サロン」）へ専門職を派遣した。
H26	
H27	H27:復興公営住宅集会所を活用した健康づくりのため、団地住民主体の体操自主グループの立上げ支援を別紙1のとおり行った。
H28	
H29	
H30	H31：いわき市介護予防事業「つどいの場」との連携により、２カ所の団地において、いわき市「シルバーリハビリ体操」を継続開催することとなった。
H31	
R2	

【実績】　（単位　上段：派遣回数、下段：参加人数）

年度	仮設住宅	小名浜常磐（相双）交流ｻﾛﾝ	市町村主催 健康教育等							復興公営住宅	計（派遣回数）
			広野町	楢葉町	富岡町	川内村	大熊町	双葉町	浪江町		
H24	234	26	－	－	－	－	－	－	－	－	260
	2,032	237	－	－	－	－	－	－	－	－	
H25	－	50	4	7	35	－	6	6	－	－	108
	－	563	62	144	557	－	43	129	－	－	
H26	－	20	7	22	40	－	17	14	－	－	120
	－	183	116	381	651	－	123	148	－	－	

H27	—	16	7	13	54	2	11	16	—	7	126
	—	96	36	356	934	28	687	576	—	135	
H28	—	—	—	22	63	4	2	15	6	28	140
	—	—	—	228	1,112	67	13	247	60	390	
H29	—	—	2	2	50	3	2	12	—	10	81
	—	—	29	117	1,081	97	17	73	—	83	
H30	—	—	—	1	54	1	7	11	—	38	112
	—	—	—	54	1,179	12	852	187	—	404	
H31	—	—	2	—	83	—	7	14	2	30	138
	—	—	22	—	1,701	—	950	614	305	322	
R2	—	—	—	8	55	—	6	16	—	17	102
	—	—	—	1,337	588	—	767	653	—	193	

【課題】

復興公営住宅入居者の高齢化が進んでおり、入居者の健康状態の悪化や孤立化が課題となっている。これらを踏まえて健康不安の解消や孤立化防止、コミュニティの再構築に向けて、今後も継続的な個別支援、健康教育・健康相談を実施する団地の増加、いわき市事業との連携など推進する必要がある。

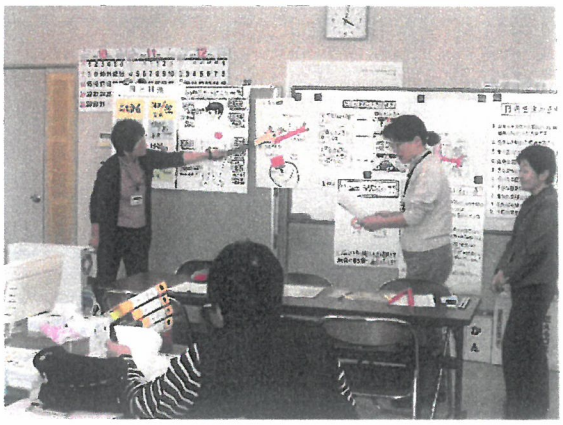

サロンのデモンストレーション

2012.11

健康相談コーナー

2016.10

別紙1

H28.11.28　第3回被災者健康支援所内打ち合わせ（参考資料）

いわき地域における復興公営住宅等入居者への支援

【いわき地域における復興公営住宅入居者の状況】

（H28.7.1調べ）

団地名	入居者の町	世帯数	人数	高齢者数（65歳以上）	高齢化率	障がい者数
下神白	富・大・双・浪	196	322	196	60.9	18
湯長谷	富・大・双・浪	48	83	35	42.2	6
八幡小路	富・大・浪	12	20	12	60.0	1
家ノ前	富・大・双・浪	53	76	23	30.3	3
関船	富岡	27	43	23	53.5	4
宮沢	浪江	56	92	31	33.7	0
計		392	636	113	50.3	32

別紙1

下神白団地における実施状況①

【経過】

8/26　自治会役員への説明

9/1　カフェマスター、住民（カフェ利用者）への説明

9/6，13　試行実施

＊チラシの全戸配布（自治会）

10/4　開始

＊いわき地方振興局に自治会が補助金申請（DVDプレーヤー,おもり）

10/25　体力測定の実施

11/15　体力測定の実施（前回未実施者）

＊12月まで支援予定

団地自治会の住民交流事業として実施予定

平成28年度復興公営住宅入居者支援実務者会議の経過

開催月日	参集者	議題
H28.7.1（第1回）	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町保健担当、県・4町社会福祉協議会、みんぷく、専門職チーム、心のケアセンター	・いわき地域における復興公営住宅入居者及び支援状況 ・地域づくりによる介護予防（講話） ・復興公営住宅入居者に対する健康支援について（協議）
H28.8.23（第2回）	（上記に加えて）NPOピープル、浜通り医療生協	・復興公営住宅集会所を活用した健康づくり・介護予防事業の推進について（2団地をモデルに「いきいき百歳体操」を実施することを確認）
H28.9.26（第3回）	4町保健担当、みんぷく	・復興公営住宅集会所を活用した健康づくり・介護予防事業の推進について（具体的進め方、スケジュールの確認）
H28.10.20（打ち合わせ）	4町保健担当、みんぷく、専門職チーム（PT）	・実施状況の情報共有 ・体力測定の実施方法について

下神白団における実施状況②

週1回実施

毎週火曜日　10:30～

会場準備　カフェの準備とともにマスター、ボランティアが体操用いす、血圧測定会場準備

10:00頃～　希望者に血圧測定（出張所職員）

DVD準備、注意等のポスター掲示（出張所職員→自治会役員）

10:30～　カフェ利用者に声をかけ、体操の開始（出張所職員→自治会役員）

11:00　体操終了、片付け（参加者）

＊10人～23人参加（47歳～88歳）

湯長谷団地における実施状況②

週1回実施
　毎週火曜日　13:30～
会場準備　参加者（住民）がいす、血圧測定会場準備

13:15頃～　希望者に血圧測定（出張所職員）
　　DVD準備、注意等のポスター掲示
　　（出張所職員）
13:30～　　参加者に声をかけ、体操の開始
　　（出張所職員）
　　＊お互いに声かけをして参加
14:00～　体操終了、片付け（参加者）、水分補給、茶話会

＊9人～14人参加（60歳～87歳）

湯長谷団地における実施状況①

【経過】
9/6　自治会役員への説明
9/13　住民（茶話会利用者）への説明
＊チラシの全戸配布（自治会）
10/4　開始
10/25　体力測定の実施

（3）　市町村事業への協力支援（特定健康診査・特定保健指導等）

【活動経過、内容】

避難元市町村では、肥満、高脂血症等の健康データの悪化がみられ、生活習慣病予備軍が増加傾向にあることから、いわき地域において生活習慣病や生活不活発病の予防が実施できるよう、本所と連携しながら、事業企画、計画立案、実施等の助言や協力を行っている。

また、当所では、平成 26 年度から特定健康診査を受けた 40 歳～74 歳の方について、避難元市町村からの依頼に基づき、動機付け及び積極的支援が必要な方へ家庭訪問または電話指導等により特定保健指導を実施している。

【特定健康診査の経過】

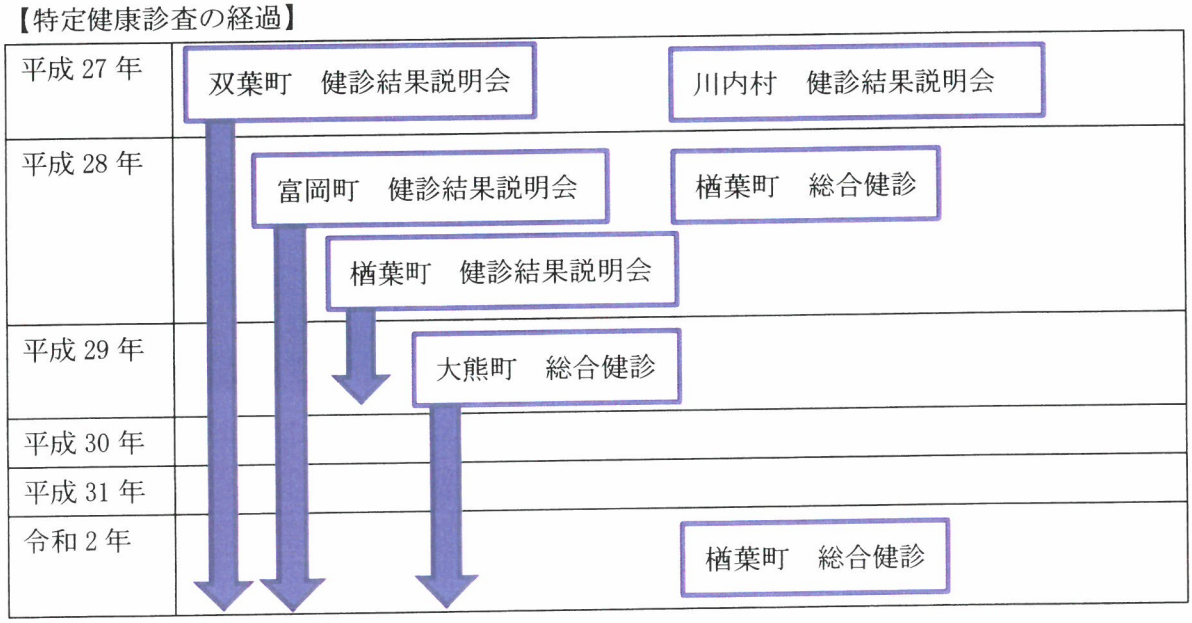

【特定保健指導の実績】

	区分	南相馬市	楢葉町	双葉町	浪江町	計
平成 27 年	情報提供	0	－	0	3	3
	動機付け支援	1	－	8	14	23
平成 28 年	情報提供	4	－	25	0	29
	動機付け支援	1	－	18	19	38
平成 29 年	動機付け支援	1	－	19	19	39
	積極的支援	0	－	8	5	13
平成 30 年	動機付け支援	－	－	6	6	12
	積極的支援	－	－	4	5	9
平成 31 年（令和元年）	動機付け支援	－	7	8	10	25
	積極的支援	－	7	6	4	17
令和 2 年	動機付け支援	－	5	9	4	18
	積極的支援	－	3	4	4	11

【課題】

- 避難先市町村であるいわき市と避難元市町村との継続的な連携、調整が必要である。
- 避難元市町村の行政拠点の移動や住民の帰還率など、それぞれの自治体の置かれた状況に応じた対応が必要である。また、各市町村の課題の整理、対応に留まらず、個別の支援も必要となっている。
- 特定保健指導の対象者は、前年度から継続している人もいるため引き続き支援が必要である。
- 働きざかり世代には支援へとつながりにくい人も多く、支援体制や支援方針について検討する必要がある。

糖尿病教室

2021.3

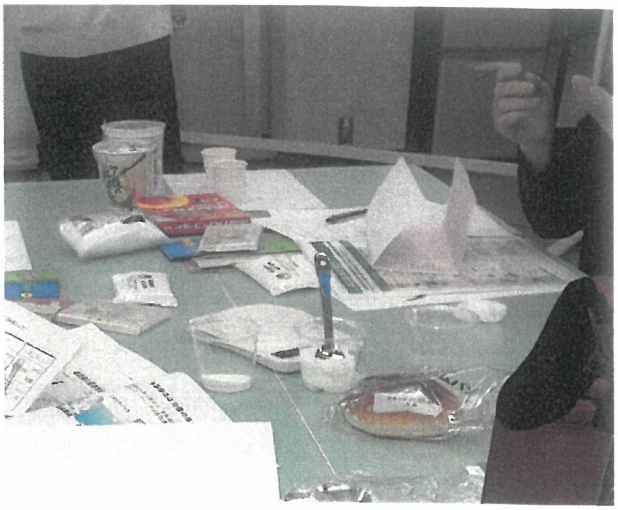

糖尿病教室

パン１個　糖質何ｇ

2021.3

（4）　被災者支援に係る市町村等との連携強化事業

【活動経過】

ア 避難元市町村及びいわき市との連携業務

いわき市で生活する相双地域等からの避難者に対する保健福祉サービスが効果的に実施できるよう、各市町村との個別打合せや保健事業担当者会議等を開催し、情報交換や課題の整理、対応策に関する協議、連絡調整等を行うとともに、本所へつなぎ、広域調整に努めている。

【背景】

・ いわき市内における乳幼児健診等、原発避難者特例法に基づく事業及びその他の事業が円滑に進むよう避難元市町村及びいわき市との調整の場を設ける必要がある。

・ 双葉郡連絡会議が、年数回開催されるため、当所も出席し、情報を共有するとともに、随時、案件がある場合は、協議の場としている。

【内容】

① 市町村との打合せ・ケア会議・要保護児童対策協議会（震災後～　）

② 市町村との連絡会の開催（H25 年度）

③ 保健事業担当者会議の開催（H26 年度～　）

④ 復興公営住宅入居者支援実務者会議の開催（H26 年度～　）

⑤ 介護予防事業実務者会議の開催（H27 年度）

⑥ 母子保健検討会の開催（H29 年度～　）H28 年度までは、③と併せて実施

⑦ 被災した障がい児・者支援関係者会議の開催（H25 年度～　）

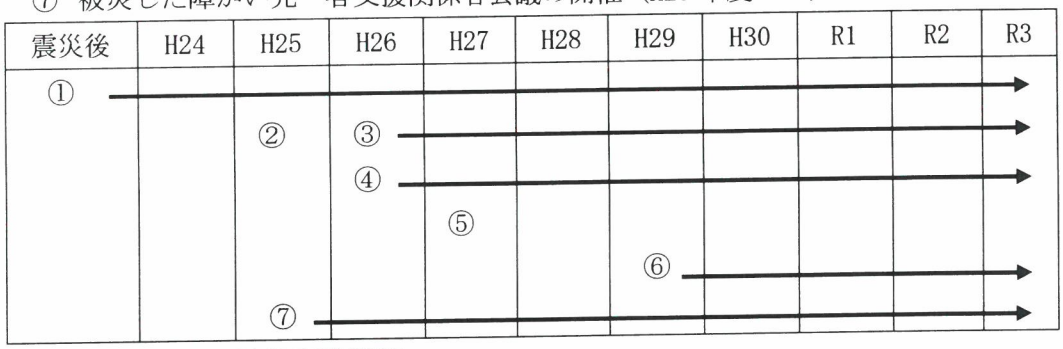

イ 各関係機関との連絡調整業務

施設や他の支援団体等の関係機関との連携や情報交換を行い、避難者の課題やニーズの把握に努め、課題の整理や関係機関間の調整を図っている。

【課題】

・ 各種保健事業において避難先市町村であるいわき市と避難元市町村との継続的な連携、調整が必要である。

・ 特に乳幼児健康診査においては、事後フォローを要する幼児等が増えている状況を考慮し、いわき市の乳幼児健診へ保健師を継続的に派遣する必要がある。

・ 乳幼児の事後フォロー体制については、被災者が利用できる母子保健サービスが不足している状況にあるため、いわき市や避難元市町村とさらなる協議が必要である。

（5）　被災者支援に係る市町村等との介護予防事業

【活動経過、内容】

平成25年度町外コミュニティ福祉サービス4町(富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）連携会議において、4町相互連携による介護予防事業等の検討がなされ、避難の長期化に伴い要介護認定者の増加や介護予防事業が充足していない状況を踏まえ、「今いる人材」と「今ある施設」を有効活用し、「できるところから」介護予防事業に取り組むこととした。

平成26年度に、県が調整役となり実務者による検討（実務者会議）を行い、平成27年1月から連携による介護予防等事業を開始した。併せて、いわき出張所で連携可能な事業を取りまとめ、「周知用チラシ」を作成、配付することとした。

平成29年度には、介護予防関係実務者会議において4町連携介護予防等事業についての協議を行い、以下の事項を決定した。

・　4町連携介護予防等事業の利用者については、4町以外の利用者が、相当数あるため、4町に限らず、受け入れ可能な範囲内において、南相馬市及び双葉8町村が相互利用可能な事業の情報を提供しあうこととし、平成30年度以降については、南相馬市・双葉郡8町村で連携して介護予防等事業を実施することとした。

・　今後の実務者会議については、必要に応じ、他の会議や打合せ時の協議も含め開催することとし、単独開催は行わないものとした。

【実績】

年度	事業市町村数	他市町村からの参加(延)	全体人数(延)
平成28年	－	103	－
平成29年	－	160	299
平成30年	4	1,001	5,390
平成31年(令和元年)	4	1,691	6,746
令和2年	3	280	1,911

※令和2年は新型コロナウイルス感染症のため事業の中止が続いた。

【課題】

・　いわき地域における介護予防事業は、避難元市町村が限定されず参加できるため、いわき地域で生活する住民の交流の場となっているが、参加メンバーが固定化している状況もあるため、事業内容の見直しや周知方法の検討が必要である。

・　避難生活の長期化に伴い、日常生活における生活機能の低下による要介護高齢者が増加傾向にあることや復興公営住宅等で生活する方の高齢化が進んでいることなどから事業の継続が必要である。

2　被災者の心のケア事業

（1）　「ふくしま心のケアセンターいわき方部センター」と連携した借り上げ住宅や復興公営住宅等の家庭訪問等支援活動

【活動経過、内容】

地域の精神保健活動拠点として、平成24年4月に設置された「ふくしま心のケアセンターいわき方部センター」と連携し、被災者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）や、うつ病、アルコール問題等の心の問題に対応するため、同行訪問等を行った。

【実績】

年度	実績
平成24年度	心のケアセンターが6月まで事務所を共にし、協同で事業を行った。仮設住宅等の巡回支援　延べ962人
平成25年度	心のケアセンターとの会議・打合せ　延べ19回 同行訪問　延べ256回
平成26年度	心のケアセンターとの会議・打合せ　延べ16回 同行訪問　延べ103人
平成27年度	心のケアセンターとの会議・打合せ　延べ20回 同行訪問　延べ39人
平成28年度	心のケアセンターとの会議・打合せ　延べ5回 同行訪問　延べ97人
平成29年度	心のケアセンターとの会議・打合せ　延べ4回 同行訪問　延べ19人
平成30年度	心のケアセンターとの会議・打合せ　延べ2回 同行訪問　延べ8人
令和元年度	心のケアセンターとの会議・打合せ　延べ4回 同行訪問　延べ5人
令和2年度	心のケアセンターとの会議・打合せ　延べ1回 同行訪問　延べ19人

ふくしま心のケアセンターと連携し家庭訪問等を実施することで、経済的問題や子どもの虐待疑い等、問題が複雑多様化し、増加する対応困難なケースに適切に対応することができた。

【課題】

ふくしま心のケアセンターとの同行訪問件数は年々減少しているが、共通の対象者にに関わるための情報共有や支援内容の検討のためのケア会議の開催等、今後も連携しながら専門的な支援を行う必要がある。

（2）　事例検討やグループミーティング等支援者のスキルアップ研修

【活動経過、内容】

被災者支援に携わる絆づくり支援員や生活支援相談員等の支援者自身が健康な状態を保ちながら支援活動に取り組むとともに専門的知識や対応についての理解を深めることを目的としてふくしま心のケアセンターと共催で研修を行った。

【実績】

年度	研修会実施回数	主な内容
平成 25 年度	43 回	グループミーティング、リラクゼーション、研修、個別相談を組み合わせて実施
平成 26 年度	2 回	支援者支援研修：面接のコツ、メンタルヘルス
平成 27 年度	1 回	支援者支援研修：現状と今後の被災者支援
平成 28 年度	1 回	支援者支援研修：希死念慮を訴える方への対応
平成 29 年度	4 回	支援者支援研修：自殺予防と支援者の心のケア グループミーティングの実施

【課題】

長期間にわたり復興関連業務に関わっている関係職員のメンタルヘルスや被災者支援に携わるなかで被災者の孤独死や自殺に遭遇した際などの支援者自身のメンタルヘルスに対応した研修や専門的な相談支援等、ふくしま心のケアセンターと連携しながら支援者支援を継続していく必要がある。

3　母子保健対策の推進

（1）　子ども健やか訪問事業

【活動経過】

子ども健やか訪問事業は、震災により避難生活を余儀なくされている子どもを持つ家庭を訪問し、心身の健康に関する相談や生活・育児に関する相談等に対応することにより、子育て家庭の不安の軽減を図ることを目的に、平成26年から実施している。

年度	実施市町村、対象年齢
平成26年	南相馬市、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町 （1歳、4歳、小学1年生）
平成27年	南相馬市、富岡町、浪江町（1歳、4歳、小学1年生）
平成28年	南相馬市、富岡町、双葉町、浪江町、葛尾村（1歳、4歳、小学1年生）
平成29年	南相馬市、富岡町、大熊町、浪江町　（1歳）
平成30年	南相馬市、富岡町、大熊町、浪江町（1歳、4歳、継続支援が必要な児）
平成31年 （令和元年）	南相馬市、富岡町、浪江町　（1歳、4歳、継続支援が必要な児）
令和2年	南相馬市、富岡町、大熊町、浪江町　（1歳、4歳、継続支援が必要な児）

【実績】

	対象児数	訪問実数（訪問延数）	実施率（%）
平成26年	379	269　(276)	71
平成27年	237	157　(166)	66
平成28年	269	171　(177)	64
平成29年	124	97　(98)	78
平成30年	158	87　(95)	55
平成31年（令和元年）	142	84　(86)	59
令和2年	127	38　(38)	30

※実施率＝訪問実数÷対象数×100（小数点第一位を四捨五入）

【内容】

① 育児や児童の心身の健康に関する不安や悩みの傾聴

② 生活や育児に関する必要な援助

③ 子育て支援に関する情報提供、専門の支援機関の紹介

④ 児童や保護者の心身の様子や養育環境の把握

⑤ 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

【課題】

- 事業開始当初は、避難元市町村からの依頼も多く、対象年齢も広範囲であったことなどから対象児が多かったが、いわき市へ転出する乳幼児及び避難元市町村の体制が整うことなどにより、対象児数は減少していると考えられる。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、電話での保健指導等を実施したため、訪問による実施率は低くなった。
- 震災から10年が経過し、現在の相談内容は、子どもの発育・発達や母のメンタルについての相談が多くなっている。
- 被災者が利用できる母子保健サービスが不足しているため、避難元市町村と当所で連携しながら継続する必要がある。

（2） いわき市の乳幼児健康診査への保健師等派遣

【活動経過】

いわき市に避難している相双地域の乳幼児（4か月児、10か月児、1歳6か月児及び3歳児）については、いわき市で実施する乳幼児健康診査において、原発避難者特例法に基づいて平成25年度から実施している。

そのため、いわき市及び相双地域の乳幼児の発育や発達の確認及び保護者への育児支援のため、各健康診査に保健師等が出向き保健指導等を実施している。

さらに、相双地域の乳幼児については、健康診査の結果により事後支援が必要な場合は、相双地域の保健師等関係者と連携して、適切な療育支援等に結びつけている。

【内容】

ア 事務処理

健診前

① 避難元市町村から対象者名簿・出生数報告書・要フォロー児経過報告書・要フォロー児確認事項一覧表の送付がある。

② いわき市から送付された各健診受入枠数に沿って対象者を振り分ける。

③ 対象者名簿を作成し、いわき市及び避難元市町村へ送付する。

健診後

④ いわき市から送付された健診結果を整理し、避難元市町村へ送付する。

イ 乳幼児健康診査の実施

各健診の流れに従って問診及び保健指導等を実施する。

ウ 事後フォロー

健診で要経過観察となった対象者へ避難元市町村及び当所で支援する。

【実績】

ア　保健師等派遣回数

年度	いわき出張所派遣回数					双葉郡町村派遣回数
	4か月児	10か月児	1歳6か月児	3歳児	計	
平成25年	—	—	—	79	79	—
平成26年	—	—	21	33	54	104
平成27年	—	33	19	24	76	120
平成28年	10	23	17	17	67	100
平成29年			28	39	67	100
平成30年	10	4	43	10	67	100
平成31年（令和元年）	10	10	77	66	163	0
令和2年	11	9	76	77	173	0

※平成31年(令和元年)より、双葉郡町村からの派遣は、平成31年3月19日付け30保第3681号（通知）「3　健康支援の内容（1）めざす姿　ア　被災者が避難先で完結した支援が受けられる。」により、双葉郡町村からの派遣は終了した。

イ　乳幼児健康診査における事後支援の必要な乳幼児数及び割合

	4か月児健診			10か月児健診			1歳6か月児健診			3歳児健診		
	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2
受診児数	164	134	147	192	174	140	237	187	149	202	167	222
要フォロー児数	16	12	19	25	28	20	74	57	39	35	24	42
割合	9.8	11.3	16.7	16.3	21.2	18.0	41.6	38.5	33.3	21.5	18.8	24.6

課題

- いわき市に避難している相双地域の乳幼児健康診査の対象児数は、年々減少傾向にあるが、事後支援が必要である乳幼児が多く、避難元市町村と連携した継続支援が必要である。
- 被災者が利用できる母子保健サービスが不足している状況を踏まえた事後支援体制の整備が必要である。

（３）　相双地域あそびの教室

【活動経過】

震災前は双葉郡各町村において同様の教室が実施されていたが、震災により実施困難となった。双葉郡各町村からいわき市への避難者は多数おり、発達のゆっくりなお子さんや乳幼児健診後に要経過観察となったお子さんの経過観察を行う場が必要なことから本所が実施主体となり、平成24年度より事業を開始した。令和２年度からは、当所及び南相馬市、双葉郡各町村との共同実施として連携を図りながら開催している。

なお、平成24年度は「のびゆく子ども支援事業」を活用し、平成25年度からは「子どもの心のケア事業」の専門職派遣事業により実施している。

年度	活動経過
H24	年６回の教室を開催 児童精神科医、臨床心理士等による個別相談を教室で実施
H25	年１０回の教室を開催
H26	
H27	
H28	
H29	
H30	
R1	臨床心理士による保護者グループミーティングを実施 （個別相談は対象者が多いため、別事業として実施）
R2	年１０回、同日２回の教室を開催 （参加者の増加に伴い、年齢別に午前・午後の２回開催）

【内容】

発達に遅れやその心配がある幼児の保護者に対してグループミーティングを実施して幼児の発達特性や対応方法の理解を促し、不安の軽減を図るとともに、あそびを通して幼児の発達状況を確認し、必要に応じて療育機関等へつなぐことを目的として実施している。

事業内容は、保護者に対して、グループミーティングを通して相談、助言を行い、あそびを通して、幼児の発達状況の確認を行う。

担当職員は、臨床心理士、保育士、保健師及び児童精神科医（令和元年度まで）。

実施方法は、年に10回程度（５月～翌年２月まで月１回、同日に２回開催）の開催である。

【実績】（単位：延べ参加人数）

年度	開催回数	幼児	保護者	計（幼児、保護者参加者数）
H24	6	16		
H25	10	42	45	87
H26	10	68	62	130
H27	10	58	56	114
H28	10	56	48	104
H29	10	47	38	85
H30	10	110	89	199
R1	8	76	72	148
R2	12	53	47	100

※R1年度：台風及び大雨により２回開催中止

※R2年度：感染症拡大防止のため４回（午前・午後それぞれ４回）開催中止

【課題】

- 発達に遅れやその心配があるお子さんについて、避難先で発達の経過を見る場所がないため、教室の継続が必要である。
- 教室開催にあたり、実施会場や専門職の確保が課題であり、併せて、教室に関わるスタッフの対応力向上を同時に図っていく必要がある。
- お子さんへの支援のみではなく、困難な課題を抱えている家族もあるため、多職種が連携し支援にあたっていくことが必要である。

あそびの教室
2018．10

あそびの教室
2018.10

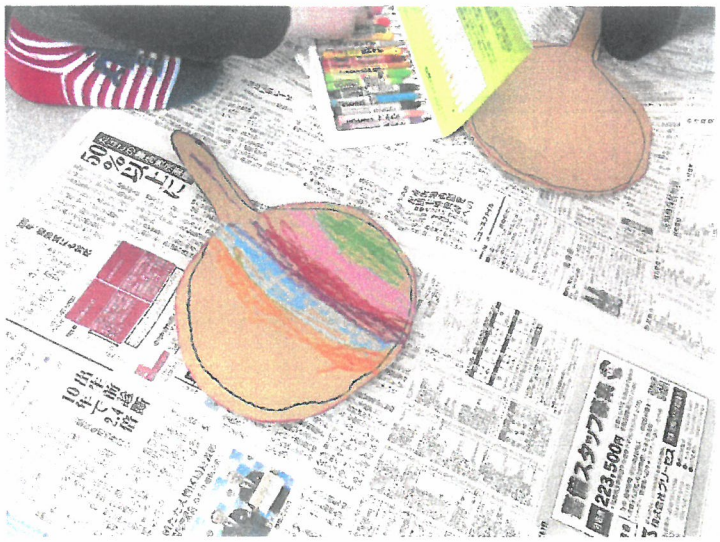

あそびの教室
2019．2

（4）　幼児健康相談会

【活動経過】

平成30年度までは2歳児及び乳幼児健診で要経過観察となったお子さんを対象とした乳幼児相談会を双葉郡町村合同で実施していたが、避難者が利用できる発達相談の場がないことから令和元年度より、「子どもの心のケア事業」の専門職派遣事業を活用し、当所及び双葉郡町村と共同で専門職による個別相談を行う幼児健康相談会を実施している。

年度	活動経過
R1	児童精神科医、臨床心理士、言語聴覚士、管理栄養士による個別相談を実施
R2	

【内容】

発達に遅れやその心配がある幼児に対して専門職による個別相談を行い、保護者が幼児の発達特性及び対応方法を理解できるよう支援するとともに、不安の軽減を図り、必要に応じて療育機関等へつなぐことを目的として実施している。

実施内容は、専門職による個別相談、助言、指導を行う。

担当職員は、児童精神科医、臨床心理士、言語聴覚士、管理栄養士及び保健師。

開催方法は、年6回程度の開催である。

【実績】（単位：延べ参加人数）

年度	開催回数	幼児	保護者	計（幼児、保護者参加者数）
R1	6	30	34	64
R2	6	32	38	70

【課題】

- 発達に遅れやその心配があるお子さんについて、避難先で専門職による相談を受けられる場がないため、相談会の継続が必要である。
- お子さんの発達検査などを行うだけでなく、今後どのように支援したらよいのか、また、より生活しやすくなるのか、多職種が連携し、質の高い支援を行うことが必要である。
- 相談の他、発達検査を行う場所、待合室など複数の場所が必要となり、実施会場の確保が課題である。

（5）　被災した障がい児に対する医療支援事業

【活動経過】

東日本大震災により被災した障がい児（その疑いのあるものを含む。）へ児童精神科医、小児科医により医療支援が行われる発達相談会に必要時同席し、個別事後フォローを行うとともに、いわき市内の支援体制や社会資源活用のための情報提供等を行った。

事業の実施主体は、福島県から委託を受けた「特定非営利活動法人ビーンズふくしま」で、実施機関は、「福島県総合療育センター」である。

なお、事業開始当初は会場の設置、当日の運営補助などを実施していたが、現在は支援している対象者が事業へ参加する場合のみ担当保健師が同席している。

年度	活動経過
H24	医療支援事業への調整及び必要時同席・事後支援
H25	
H26	
H27	
H28	
H29	
H30	
R1	
R2	

【実績】

年度	参加回数
H24	7
H25	8
H26	5
H27	2
H28	1
H29	1
H30	1
R1	2
R2	なし

（6）　相双地域ファミリークラス

【活動経過】

相双地域の妊婦や育児中の母親及びその家族が、いわき地域においても、早期に専門職とつながり、切れ目のない支援の充実を図るため、令和２年度より、「子どもの心のケア事業」の専門職派遣事業を活用し、当所及び双葉郡町村と共同でファミリークラスを実施している。

年度	活動経過
R2	助産師、管理栄養士によるファミリークラスを開催

【内容】

妊婦や育児中の母親及びその家族を対象にファミリークラスを開催し、育児や妊娠、出産に関する理解を深めるとともに、妊婦の孤立化を予防し、早期に専門職とつながることで産前から産後までの切れ目ない支援の充実が図れるよう開催している。

実施内容は、妊娠、出産、育児に関する講義及び演習を行う。

担当職員は、助産師、管理栄養士及び保健師で、２回１コースを年２コースで開催している。

【実績】（単位：延べ参加人数）

年度	参加者数
R2	5 組 10 名

※R2 年度：感染症拡大防止のため、1 コース開催中止。

【課題】

双葉郡市町村や産科医療機関及び助産所等と連携しながら対象者全員に開催に関する情報が届くよう周知方法を検討する必要がある。

また、開催方法についても新型感染症等の発生や対象者のニーズを踏まえて検討する必要がある。

相双地域ファミリークラス

2021.7

（7）　相双地域障がい児・者支援関係者会議

【活動経過】

いわき地域に避難している障がい児・者の対応について、関係機関等が抱える課題や支援体制確保のための課題などについて、情報共有や課題検討を行った。

なお、主な議題であった障がい児への支援については、母子保健事業検討会にて情報共有や課題検討を行っていることから、令和２年度以降は必要時会議を開催することとしている。

年度	活動経過
H25	相双地域障がい児・者支援関係者会議の開催
H26	
H27	
H28	
H29	
H30	
R1	

【実績】

年度	開催回数
H25	11
H26	12
H27	6
H28	4
H29	1
H30	1
R1	1

家庭訪問等で配布している資料の一部

（８）　浪江町母子健康手帳交付

【活動経過】

いわき合同庁舎内に設置している浪江町役場いわき出張所においては、保健師の常駐がなかったため、母子手帳申請時の保健指導等を同庁舎内にある当所が対応することとなり令和元年度から実施した。

その後、浪江町役場いわき出張所の移転に伴い、令和２年度で終了となった。

年度	活動経過
R1	母子手帳交付時の面談を実施
R2	↓

【実績】　（単位：延べ件数）

年度	件数
R1	14
R2	17

4　その他の事業（難病等対策の推進）

（1）母子保健対策の推進

<table>
<tr><th></th><th>事業名</th><th>概要</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>1</td><td>不妊・不育症等で悩む方への支援事業</td><td>(1) 特定不妊治療費助成事業
高額な不妊治療費の助成により、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減する。また、高額及び長期的な治療による精神的負担を軽減するための支援を行っている。申請窓口は本所となっているが、いわき市内に避難している方の利便性を図るため当所での申請を受け付けている。
〔年度別実績〕
<table>
<tr><th></th><th>相談件数</th><th>申請件数</th></tr>
<tr><td>平成 25 年度</td><td>2</td><td>-</td></tr>
<tr><td>平成 26 年度</td><td>3</td><td>-</td></tr>
<tr><td>平成 27 年度</td><td>1</td><td>-</td></tr>
<tr><td>平成 28 年度</td><td>1</td><td>-</td></tr>
<tr><td>平成 29 年度</td><td>2</td><td>-</td></tr>
<tr><td>平成 30 年度</td><td>4</td><td>3</td></tr>
<tr><td>平成 31 年度
（令和 1 年度）</td><td>4</td><td>3</td></tr>
<tr><td>令和 2 年度</td><td>4</td><td>1</td></tr>
</table></td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td>不妊治療等体制強化事業</td><td>(1) 不妊等健康教育事業
毎年度、県内複数会場で不妊セミナーや個別相談会を開催している。
〔開催実績〕
<table>
<tr><th>年　度</th><th>参加者数</th></tr>
<tr><td>H30</td><td>10 名（本所、いわき市共催）</td></tr>
<tr><td>R 元</td><td>台風 19 号のため中止</td></tr>
<tr><td>R2</td><td>セミナー（個別相談会）7 名</td></tr>
</table>※いわき市から不妊セミナー開催の希望があったため、令和 2 年度については、県立医科大学が企画し、いわき市にて開催した。</td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td>小児慢性特定疾病対策事業</td><td>慢性疾病に罹患していることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図り、その治療方法の確立、普及及び患者家族の医療費の負担軽減のため、申請に関わる電話・来所相談に対応し、必要に応じて家庭訪問を行っている。
〔年度別申請件数〕
<table>
<tr><td>H26 年度</td><td>1 件</td><td>H30 年度</td><td>3 件</td></tr>
<tr><td>H27 年度</td><td>1 件</td><td>R1 年度</td><td>1 件</td></tr>
<tr><td>H28 年度</td><td>1 件</td><td>R2 年度</td><td>1 件</td></tr>
<tr><td>H29 年度</td><td>1 件</td><td></td><td></td></tr>
</table>〔家庭訪問件数〕
R 元年度　3 件</td><td></td></tr>
</table>

（2）保健医療体制の充実

<table>
<tr><th></th><th>事業名</th><th>概要</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>1</td><td>精神訪問指導事業</td><td>精神疾患の早期治療及び精神障がい者の社会復帰の促進を図るため、精神保健福祉に関する相談対応や訪問指導を行っている。
必要時、いわき市保健所へ連絡・調整している。
〔実績〕 （件数）
<table>
<tr><th>年度</th><th>家庭訪問</th><th>所内相談</th><th>電話相談</th></tr>
<tr><td>H25 年度</td><td>138</td><td>1</td><td>5</td></tr>
<tr><td>H26 年度</td><td>101</td><td>-</td><td>15</td></tr>
<tr><td>H27 年度</td><td>52</td><td>-</td><td>22</td></tr>
<tr><td>H28 年度</td><td>95</td><td>-</td><td>37</td></tr>
<tr><td>H29 年度</td><td>152</td><td>-</td><td>5</td></tr>
<tr><td>H30 年度</td><td>123</td><td>-</td><td>52</td></tr>
<tr><td>R1 年度</td><td>103</td><td>32
（所内・所外）</td><td>113</td></tr>
<tr><td>R2 年度</td><td>156</td><td>35
（所内・所外）</td><td>104</td></tr>
</table></td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td>措置入院者退院後支援事業</td><td>措置入院者が退院後に必要な医療、福祉、介護、就労支援等の包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるよう支援し、措置入院者の社会復帰の促進等を図るため、ケース会議等に出席している。</td><td></td></tr>
</table>

（3）自殺対策の充実

	事業名	概要	備考
1	自殺対策緊急強化基金事業	(1) 普及啓発事業 自殺予防に関する普及啓発を図るため、9月・3月の自殺予防月間に、自殺予防啓発活動等を復興公営住宅等で実施している。 (2) 市町村人材育成事業 ゲートキーパーを養成するとともに、市町村や関係機関の職員を対象とした研修を30年度まで開催し、担当職員の資質の向上を図った。	

（4）感染症対策の推進

	事業名	概要	備考
1	感染症予防対策事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定められた各疾病の発生時に必要な措置をとるとともに、疫学調査を実施し感染経路の究明を図る。また、接触者等に対して健康調査を行い、二次感染の防止に努める。各感染症の発生時は、必要に応じ本所からの指示のもと対応している。 相双地域の仮設グループホーム等に対し、感染症予防や感染拡大防止の徹底を図り、各対象施設における被災者の健康管理の向上のため、施設指導をH26～28年度まで5か所に実施した。 その他、結核等感染症に対する理解と啓発を図るため、啓発用資材等の配布等を実施している。	

（5）エイズ対策、肝炎対策の推進

<table>
<tr><th></th><th>事業名</th><th>概要</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>1</td><td>エイズ対策促進事業</td><td>エイズのまん延防止と患者･感染者に対する差別･偏見の解消を図るため、交流サロンでの講話の実施や啓発用ポスター等掲示や各種講演会等でのパンフレットの配布を行っている。</td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td>肝炎相談事業</td><td>肝炎の早期発見と患者・家族等の不安の軽減を図るため、肝炎医療費助成等に関する来所、電話による相談に対応し、申請書の受理を行っている。
〔年度別申請件数〕
<table>
<tr><td>H25 年度</td><td>1</td><td>H29 年度</td><td>6</td></tr>
<tr><td>H26 年度</td><td>1</td><td>H30 年度</td><td>9</td></tr>
<tr><td>H27 年度</td><td>2</td><td>R1 年度</td><td>6</td></tr>
<tr><td>H28 年度</td><td>2</td><td>R2 年度</td><td>2</td></tr>
</table></td><td></td></tr>
</table>

（6）難病対策

<table>
<tr><th></th><th>事業名</th><th>概要</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>1</td><td>指定難病の特定医療費支給認定申請事務</td><td>いわき市内に相双地域の患者が避難していることから、平成２４年度からいわき出張所で指定難病の特定医療費支給認定申請に関する事務を行っている。
〔実績〕　（件数）
<table>
<tr><th></th><th>新規申請</th><th>更新申請</th><th>転入</th><th>変更等</th></tr>
<tr><td>H25 年度</td><td>14</td><td>112</td><td>1</td><td>18</td></tr>
<tr><td>H26 年度</td><td>18</td><td>127</td><td>-</td><td>22</td></tr>
<tr><td>H27 年度</td><td>17</td><td>118</td><td>-</td><td>28</td></tr>
<tr><td>H28 年度</td><td>29</td><td>125</td><td>-</td><td>31</td></tr>
<tr><td>H29 年度</td><td>21</td><td>131</td><td>-</td><td>49</td></tr>
<tr><td>H30 年度</td><td>28</td><td>126</td><td>-</td><td>58</td></tr>
<tr><td>R1 年度</td><td>16</td><td>137</td><td>-</td><td>48</td></tr>
<tr><td>R2 年度</td><td>15</td><td>-</td><td>-</td><td>22</td></tr>
</table>
R2 年度は、新型コロナウイルス感染症のため、更新申請を行わず、受給者証を次年度まで継続利用できることになった。</td><td></td></tr>
</table>

2	難病在宅療養者支援体制整備事業	いわき市内に相双地域の難病患者が避難していることから、いわき出張所では、難病患者及び家族の生活の質の向上を図るため、長期療養を続ける在宅難病患者の日常生活動作（ＡＤＬ）の程度や病状・病態等に応じた保健・医療・福祉サービス等の支援を実施している。 ① 難病患者相談指導事業 難病患者の在宅療養を支援するため、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による家庭訪問等相談対応を実施。 〔実績〕 （件数） [table1] ② 難病患者医療相談事業 疾病等に対する不安の軽減を図るため、専門の医師等による医療、療養生活に関する相談会及び患者・家族の交流会等をいわき市と連携を図りながら開催。 〔実績〕 [table2]	

	来所相談（延）	電話相談（延）	家庭訪問（延）
H25 年度	145	16	24
H26 年度	198	79	31
H27 年度	221	43	15
H28 年度	217	21	27
H29 年度	241	24	22
H30 年度	232	53	34
R1 年度	185	60	35
R2 年度	38	101	32

年　度	相談会開催疾病
H25	全疾病
H26	神経難病
H27	神経難病
H28	神経難病
H29	神経・消化器系疾患
H30（いわき出張所主催）	潰瘍性大腸炎
H30（いわき市保健所主催）	潰瘍性大腸炎 後縦靱帯骨化症・黄色靱帯骨化症 パーキンソン病
R1（いわき出張所主催）	潰瘍性大腸炎
R1（いわき市保健所主催）	全身性エリテマトーデス 脊髄小脳変性症・多系統萎縮症
R2	新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止。代替として資料送付。

3	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	先天性血液凝固因子障害者がおかれている特別な立場を考慮し、患者の医療負担の軽減を図り、精神的、身体的不安の解消を図るため、いわき地域における受給者証交付申請に関する相談に対応し、申請の受理を行っている。 H25～R2 年度　各 1 件	

（7）生活習慣病対策の推進

	事業名	概要	備考
1	生活習慣病予防啓発事業	生活習慣病の予防対策を推進するため、仮設住宅や復興公営住宅集会場等において、啓発活動を実施している。 「世界禁煙デー」には、合同庁舎において禁煙・分煙キャンペーンや庁内放送、資料の配布等を行っている。	

（8）各種免許の交付

	事業名	概要	備考
1	医師免許等の交付事務	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等医療従事者の免許申請に係る事務等を行っている。 〔実績〕	

年度	件数	年度	件数
H25 年度	4	H29 年度	3
H26 年度	6	H30 年度	1
H27 年度	3	R1 年度	1
H28 年度	2	R2 年度	5

2	栄養士・管理栄養士指導事業	栄養士・管理栄養士の免許申請に係る事務や管理栄養士国家試験等に関する事務等を行っている。 〔実績〕	

年度	件数
H25 年度	3
H26 年度	2
H27 年度	0
H28 年度	1
H29 年度	1
R1 年度	1

（9）その他相談への対応

	事業名	概要	備考
1	生活保護適正実施推進事業	いわき出張所は、本所が実施していた生活保護に関する事務の一部を平成26年度まで行った。保護の決定や保護費支給事務については、従前どおり本所が行い、①広野町の被保護者及び要保護者、②いわき市内の病院・施設に長期に入院・入所している被保護者、③いわき市に避難している本所から保護受給している被保護者、④本所から保護受給している被保護者の扶養義務者等でいわき市内・近辺に避難・居住している者、⑤本所の被保護者に関係するいわき市内の病院・施設等、に関する生活保護調査用務及び相談窓口業務については、いわき出張所が行った。 平成27年度以降は、申請者、生活困窮者から相談があった場合は、居住地であるいわき市への相談を勧めている。 H25年度　訪問調査　延42件 H26年度　訪問調査　延8件	原則本所対応
2	配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業	家庭や生活、就職、離婚等の女性に関わる相談への対応や連絡調整等を来所・電話等による相談に対応した。 H24～28年度まで、いわき出張所に富岡福祉相談コーナーが設置されていた。 その後は、いわき市への居住者に対しては、いわき市女性相談員を紹介している。 H25年度相談指導件数　延16件 H26年度相談指導件数　延19件 H27年度相談指導件数　延3件 H28年度相談指導件数　延19件	原則本所対応

第5章　寄稿「10年を振り返って」（勤務年順）

1	渡部　幸子	平成23年9月～平成28年3月	保健師として勤務
2	大平　洋子	平成23年11月～平成25年3月	所長として勤務
3	関内とも子	平成24年3月～平成25年3月	歯科衛生士として勤務
4	高椋　真弓	平成24年4月～平成25年3月	保健師として勤務
5	菊地　とも子	平成25年4月～平成28年3月	所長として勤務
6	遠藤　優子	平成25年4月～平成28年3月	次長として勤務
7	本永　香菜	平成27年4月～平成28年3月	保健師として勤務
8	面川　聡子	平成25年4月～平成30年3月	管理栄養士として勤務

1　10年を振り返って（いわき地方振興局派遣の時期を中心に）

渡部　幸子

相双保健福祉事務所から、いわき地方振興局に保健師2名が派遣されたのは、平成23年9月15日でした。当時は相双地域から多くの住民がいわき地域に避難しており、他県から支援を受けるための拠点確保が必要でした。

いわき地方合同庁舎の4階会議室内に会議机と電話、新車の電気自動車が準備されて、活動開始となりました。最初の仕事は、10月から健康支援に入る他県の保健師等の受け入れ準備で、避難先のいわき市と避難元市町村の支援体制や関係機関のサービス提供状況、仮設住宅や借り上げ住宅の入居状況等の情報収集をしました。当時は他県や浜通り以外に避難していた住民が故郷の近くに住みたいといわき市に多く移動していました。また、仮設住宅も次々建設されて避難住民の増加が見込まれましたが、避難元自治体からいわき市内に職員が配置されているところは少ない状況でした。

また、いわき市では地震や津波で住宅の被害が大きく、住宅事情が厳しい時期でした。そのため、長期支援に入る職員の住居の確保が困難で、同時に派遣された小木保健師もしばらく高速道路を使っての長距離通勤をしなければなりませんでした。他県からの支援チームは宿や移動手段をそれぞれに準備していましたが、市内で宿が確保できず、他県から高速道路で行き、市内に通い支援していただいたチームもありました。

どの自治体がいつ支援に入るかは、県庁健康増進課で国や他府県と調整が行われました。

保健師2人で、県庁、相双保健福祉事務所、いわき地方振興局、いわき市、避難元自治体とその関係機関、他府県の支援自治体等から様々な情報が入りました。その情報を整理して必要と思われる関係者に連絡し、避難住民の健康支援が実施されることになりました。連絡先や担当者の確認からはじめ、連絡順や支援内容、報告の方法等を協議しながら進めていきました。情報は多岐にわたり、受ける担当は2人のため、時には電話をほとんど手放さないで過ごす日もありました。さらに、県内外の看護大学や心のケアセンター、在宅専門職等の協力、被災地でもあるいわき市の福祉サービス関係者の協力もあり活動継続ができたと思います。当時を思い出しますとご協力頂いた皆様への感謝しかありません。

いわき出張所が開設して10年が経過し、被災者の心身の状態が被災前に戻ることはありませんが、より健康で安心して生活できることを心から願っています。

相双保健福祉事務所いわき出張所
平成23年9月～平成28年3月保健師
として勤務

２　１０年を振り返って

大平　洋子

東日本大震災と原発事故から１０年が経過。発災後にいわき出張所に勤務した１人として当時の事を思い起こしてみました。

いわき市に入ったのは、2011年12月でした。県内の避難状況も少し落ち着き始めたものの故郷に近いいわき市には、多くの避難者が移住し支援の手が行き届かない状況にありました。

年度途中の異動でもあり住宅の空きがなく、空くのを待つ１ヶ月近くは、ホテル住まいでした。また浜通りの勤務は初めてで、直前まで会津で勤務していましたので、冬の季節に咲くさざんかの花が印象的でした。

保健師２名の派遣からスタートした出張所も支援体制に合わせ多職種を増員し、仮設・借上げ住宅に入居する避難者への支援を行いました。双葉郡等から避難している住民が対象でしたので、避難元の市町村はもとより、受入れ先のいわき市との打合せを頻繁に行い、乳幼児から高齢者までの健康支援の体制作りにあたりました。なにぶん前例のない初めてのことばかりで、１つ１つ確認しながらの動きでした。また、復興に向けた情勢の変化に伴う対応も本所や関係機関等との連携なくしては進めませんでした。

当時、本所の南相馬市に行くのには国道６号線や常磐自動車道は閉鎖されていましたので、小野町から田村市・二本松市・川俣町・飯舘村を経由し片道３時間かけて出かけたことも、やむをえない対応でした。会議に出席する時間より往復６時間の移動はけっこう大変でした。その後、在勤中に国道６号線が通行できるようになりましたが、事前申請した許可車のみが通行でき、避難指示区域に入るゲート前での審査に加え、通過後にスクリーニング検査も受けるなど厳しい体制でした。

当出張所は、震災後立ち上がった新しい事務所でしたので、2012 年に県議会の調査委員会が入ったことも大きな出来事でした。総動員での準備、質問が出そうな項目の回答の確認、当日の進行等初めてのことばかりでしたので、スタッフの協力を得ながら進め、無事終わりほっとしたことを覚えています。

最初は、ほんの小さな力でしたが、いろいろな職種の関係機関の皆様と仕事をするようになって、支援の輪も少しずつ広がっていった気がします。一緒に苦労を共にしたスタッフには感謝の気持ちでいっぱいです。

１０年経っても復興はまだまだ道半ば。今一県民としてできることは、被災地や被災者の事を忘れずに想い続けることではないかと考えています。

相双保健福祉事務所いわき出張所
平成23年11月～平成25年3月所長として勤務

3　10年をふりかえって

関内とも子

“東日本大震災”それまでの普通の生活がどれだけありがたくて、決して当たり前のものではなかったのだと切に感じた年。

目の前で起きた震災の恐怖と不安、悲しみを多くの方々と共に経験しました。心の中で“何か自分に出来ることはないか？”と自問自答していた時、相双保健福祉事務所いわき出張所にて被災された方に対する保健事業を歯科衛生士として支援するという話をいただきました。

今まで歯科医院での実務経験がほとんどだったため、応急仮設住宅等の個別訪問による健康調査や継続支援、市町村等が主催する交流サロンや健康教室での相談、体操、講話、母子保健事業の協力など出張所での仕事は何もかもが初めての経験でした。歯科支援は、歯の痛みがない限り関心を持つこともないため、お口の不調があるときの対応のほかに重要なことをどう伝えるかがとても難しかったことを覚えています。ですが多職種の方々との支援は、一つの職種では解決できないようなことを違う視点からの知識や見解で話し合い協力して進めていくことができたため、そこから多くのことを学ぶことができました。

また、個別訪問や交流サロンなど支援させていただく中で、いろいろな方に出会いました。笑顔で挨拶をしてくださったり、サロンに参加しながら周りの皆さんを明るく笑わせて楽しませたりと、逆に私が元気をもらうこともありました。震災当時のことを涙ながらにお話される方にお会いしたときは、本当につらい経験をされたのだと心を打たれ、話をお聞きすることしかできないことに悩むことも多くありました。

こんなエピソードもありました。8月の暑い日、応急仮設住宅への訪問に出向いた時のことです。その方は、こちらから挨拶すると笑顔で「こんにちは！今日は暑いね！ごくろうさま！」と返してくれました。他愛もない会話をしていると、その方はふと寂しげに「もう少しでお盆だねぇ。だけど墓参りにもいけないからね…。」一瞬、どう返事をしていいのかと戸惑い咄嗟に「心の中で手を合わせてもご先祖様は喜ばれます、きっと。」と伝えましたが本当はもっとそのあとに出てくる言葉をそっと待つべきだったのではないかと今でも時折、考えることがあります。

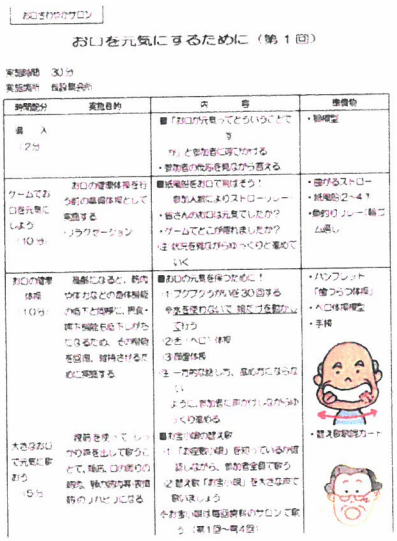

お口すっきりサロン

お口を元気にするために（第1回）

実施時間　30分
実施場所　仮設集会所

時間配分	実施目的	内容	準備物
導入 （2分）		■「お口が元気ってどういうことですか」と参加者に呼びかける ・参加者の表情を見ながら言える	・鏡使用
ゲームでお口を元気にしよう （10分）	お口の健康体操を行う前の準備体操として実施する ・リラクゼーション	■紙風船をお口で飛ばそう！ 参加人数によりストローリレー ・皆さんのお口は元気でしたか？ ・ゲームでどこが疲れましたか？ （お口を見ながらゆっくりと進めていく	・曲がるストロー ・紙風船（2～4） ・釣り竿リレー（輪ゴム使い）
お口の健康体操 （10分）	猛暑になると、誤嚥性肺炎などの身体機能の低下と呼吸に、摂食・嚥下機能も低下しがちになるため、その機能を活用、維持させるために実施する	■お口の元気を保つために！ ①フクフクうがい（各30回）する ※唾を飲まないで、頬にプクプクしてから ②き・へ・ひ・体操 ③顔面体操 ※一方的な話しぶり、強制にならないように参加者に声かけしながらゆっくり進める	・パンフレット「歯つらつ体操」 ・へひき体操図 ・手鏡
大きなお口で元気に歌おう （5分）	複数を使って、しっかり声を出して歌うことで、嚥下、口腔内の機能、特に咽頭部、表情筋のリハビリになる	■「大きな数（歌）」を知っている人は挙げながら、参加者全員で歌う ②替え歌「お茶（歌）」を大きな声で歌いましょう 今お茶（歌）は毎週実施のサロンで歌う（第1回～第4回）	・替え歌歌詞カード

10年をふりかえるといろいろ大変な経験ではありましたが、今現在、仕事をする上で私の一番のベースとして大切にしているものとなりました。

相双保健福祉事務所いわき出張所
平成24年3月～平成25年3月歯科衛生士として勤務

4　「10年を振り返って」

高椋　真弓

私は自治法派遣で2012年4月から1年間、いわき出張所にて支援活動を行いました。

4月、いわき市に着いた時、市内は地震による被害で道路や建物が壊れて修復ができていない状況で、復興はこれからだなと感じました。

自治法派遣の保健師は福島県職員の方と共に仮設住宅の健康相談や健康教室、被災者世帯への家庭訪問を行い、その中で借り上げ住宅の被災者から地元住民との交流を望む声を受けて、交流サロンを企画、計画、実施し、被災者の嬉しそうな笑顔に感激し、地域の結びつきが強いことを痛感しました。

避難している被災者の乳幼児検診を実施する中で落ち着かない、言葉の遅れなどの要観察の乳幼児が次々に報告されることが続いたときは本当に心配しましたが、年数を追うごとにみんな元気に成長したことを聞いて安心しました。

家庭訪問で心に残ったことは、障がい者を抱えた母親が「環境は以前と変わらないように整えたのに料理ができない。生活に力が入らない。心にぽっかりと穴が開いた感じです。」と話され、被災者は生活全般が奪われた感じであることを実感しました。

吐血した被災者の借り上げ住宅に再三訪問して、やっと面接ができたときに「津波で流された妻のエプロンのポケットから私と息子の携帯電話が出てきました」と話され同伴した看護師とともに涙しました。その後、その方は家を新築し息子とともに元気で生活していると同伴した看護師さんから嬉しい知らせがありました。

私たちの支援活動は微々たるもので、被災者の苦悩には及ばない状況でしたが、被災者の皆さんや福島県職員の皆さんから暖かい感謝の言葉を頂き、私たちが元気を頂きました。

今回の災害支援活動で住民の健康を第一に考えての保健師活動は県の垣根を越えて、全国共通言語であることを感じ、自信になりました。

福島県の復興も徐々に進み、帰還する住民も増えつつありますが、東日本大震災を福島の事故を決して忘れてはいけないことであり、これからの復興を見守りたいと思います。

福島県は私の第2の故郷です。年に1～2回は里帰りをしていますが、ここ2年はコロナのために里帰りができません。里帰りのたびに暖かく受け入れて頂く皆さんに感謝しています。これからも里帰りしたいと思いますので、よろしくお願いします。

相双保健福祉事務所いわき出張所
平成24年4月～平成25年3月保健師として勤務

5　10年をふりかえって

菊地とも子

東日本大震災後、相双地域等からいわき市へ多くの住民が避難した状況を踏まえ、県は平成23年9月から保健師等を派遣、さらに平成24年6月には職員27名体制で「相双保健福祉事務所いわき出張所」（以下「出張所」）を開設しました。私が出張所に配属されたのは、翌年の平成25年からの3年間でした。

配属された時期には、仮設・借上住宅への避難者の増加や避難の長期化による問題の顕在化、復興公営住宅への入居に係る新たな課題の発生など、迅速な対応が求められる課題が山積していました。出張所の役割は大きく、避難先・元市町村や本庁及び厚生労働省等からの期待も大きかったと思います。配属された当初は、厚生労働省の技官等が出向かれ、助言をくださったことを覚えております。しかし、出張所はベテラン勢も多く、人数的にも充実していた時期であり、私も課題があればあるほどやる気が出てくる方なので、避難先・元市町村間の会議開催や県保健福祉部担当課との打合せ会の定期開催に関与するなど、課題調整を図ったことで、厚生労働省の技官も安心されたのか3～4カ月後には、おいでにならなくなりました。

調整する中で一番苦慮したのは、いわき地域の障がい児通所支援施設を利用している避難児等が、療育通所施設の不足等により必要な時期に必要な施設の利用が出来なくなる課題が生じた時です。本庁の関係課とも協議しましたが、県としての直接的な解決は難しく、結局、市町村による基準該当通所支援事業所指定に向けた事務手続きをすることで応急的な課題解決を図ることができました。もともと社会資源が少ない地域や需要が供給を上回る地域では、新たな資源の開拓によるサービス体制づくりは難しい、あるいは時間がかかると痛感した事案でした。

最後に、出張所での勤務は、少人数の事務所で顔が見える関係であり、さらに市町村に寄り添い、密接に支援を行える役割や環境だったことに感謝していますし、充実したものでした。震災対応で大変な状況下の中、市町村の保健師さんたちが送別会を開いてくださり、「出張所に行くといつも声をかけてくれたり、前向きで元気を貰った。」と言ってくださったのが、今でも嬉しく心に残っています。私の方こそ昔活動していた市町村との連携や活動を体現でき、エネルギーをたくさん頂きましたし、多くの方に支えられたことに深謝しています。

相双保健福祉事務所いわき出張所
平成25年4月～平成28年3月
所長として勤務

６　いわき出張所の平成２５年度から２７年度を振り返って

遠藤　優子

平成２５年４月から新設された総務担当次長として３年間在籍しました。前任の課から送り出される時、国の職員がいわき出張所の動きを心配しているとの話を聞かされており、一抹の不安を感じながらの着任となりました。

しかし、実際は、同じく着任された菊地とも子所長の動きが迅速的確で素晴らしく、出張所の運営方針に不安を感じることは何もない３年間となりました。震災以降、いわき出張所が行っている避難住民の健康支援は、本来は市町村業務であることをふまえ、いわき市及び双葉郡８町村等を精力的に訪問。８町村といってもその訪問先は、避難先である二本松や会津、いわき市南部など広範囲にわたり、１日に複数の町村を訪問したときは、菊地所長と二人で昼食時間が車の中で５分ということもありました。訪問先では、県への厳しい意見が多数寄せられましたが、菊地所長は全て受け止め、その後の連絡会の設立につなげ、避難町村の帰還の動向が定まらない中でも、市町村における保健福祉のあるべき姿を各市町村の保健師さんたちと共有しながら、いわき出張所が当面直営する部分、サポートする部分、いわき市の力を借りる部分、それらをいつまで、どんなふうに、というスケジュール観と実現方法をともに模索しながら推進する仕組みをつくり牽引していきました。また、障がい児者福祉や生活保護・女性保護・感染症対策等についても、国道６号の規制解除などと相まって、本所等との役割分担を整理されました。あの３年間は、震災直後の混沌とした時期から一歩進み、いわき市と双葉８町村等の保健師さんたちが、ある程度の見通しをもって建設的な意見交換をしながら動き出すターニングポイントになったのではと感じています。また、どんどん力を発揮していく保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士・社会福祉主事・心のケアセンターの皆さんそれぞれの底力に感動する３年間でした。

次長職としての思い出は、応援職員が多い職場だったため、県の文書事務のイロハを伝える「ぶんしょ通信」を発行したり、キャラクターのイラストを勝手に使うと著作権法違反になるなど所の活動に即したコンプライアンスの講話をしたり、公用車が足りないのなら増やしたらと言ったり…。そうそう、「エアコンの設定温度２８度」の合庁の夏は本当に暑かった。体調不良者が出たため問題提起をして「室温２８度」に変えていただけたことが一番役に立ったのでは？と思っています。

相双保健福祉事務所いわき出張所　平成25年４月～平成28年３月次長として勤務

7　「いわき出張所での１年を振り返って」

本永香菜

私は京都府からの被災地支援として、震災後５年目となる平成２７年４月から１年間、お世話になりました。

今回、いただいたテーマである派遣時に①苦労したこと、②心に残ったエピソード、③感動したこと等について、お話したいと思います。

①苦労したことについて

派遣当時の私は保健師歴３年目でした。

「新任期の私が役に立てるのだろうか？」という不安が常にありましたが、１日でも早く被災者支援にあたる職員として活動できるよう、被災地域のこと、住民さんの暮らしぶり、健康課題、担当業務以外の事業内容なども周りの保健師さんに教えてもらい、実際に住民さんと接するなかで把握していくことに必死だったことを覚えています。

②心に残ったエピソード

私の担当業務のメインであった特定保健指導（家庭訪問、電話面接）では、多くの住民さんからお話を聞かせてもらいました。避難による生活の変化のなかでも特に印象に残ったことがあります。

それは、受診勧奨の際に住民さんから「被災者は医療費がかからないので周りから何か言われるのではないかと気にしてしまい、病院へ行きづらい。」との声が聞かれたことです。被災後数年が経っていても、様々な思いを持った避難生活が続いているのだと改めて感じました。

それでも、ほとんどの方が健康でありたいという気持ちでこちらの保健指導の内容を熱心に聞いてくださり、前向きに生活されている様子だったのも印象に残っています。

③感動したこと等

京都に帰って数年後、出張所の保健師さんから、私が特定保健指導の訪問に行った方が私の指導内容をよく覚えていたと教えてくれたことがありました。派遣が終わったあとも「福島県の方の役に立てたのかな？」と思うことがありましたが、このお話を聞いて、住民さんにとって少しでも意味がある訪問ができたのではないかと思えることができました。普段の保健所業務では住民さんと直接関わることがなかったため、反応をダイレクトに感じることができた、とても貴重な経験になりました。

最後になりますが、今回、若輩者の私の経験、思いをこのような貴重な記念誌に寄稿できる機会をいただいたことに感謝します。

遠い地からではありますが、いつまでも被災された方々及び復興支援に携わる福島県職員の方々の健康を心より願っています。

相双保健福祉事務所いわき出張所
平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月保健師として勤務

8　避難者の栄養サポート業務に携わって

面川聡子

私は 2013 年から 5 年間、避難している人たちの健康をサポートするため、栄養士として勤務しました。

当時の主な業務は、双葉郡の町がいわき市の各地域に開設した交流サロンで実施される、料理教室と食生活指導の支援でした。当所は、水や野菜の土、食品の放射能に不安を抱いている方も少なくありませんでした。仮設住宅や、慣れないいわき市での生活に不安や不自由がたくさんあったことと思いますが、月日とともに料理教室は楽しくにぎやかなものとなっていきました。仮設住宅に住んでいた人達は、台所も狭く、火事防止のため限られた道具しか使えない中、それでもできるように考慮した料理教室としました。そもそも料理教室自体が普通の部屋での調理で、長机の上に卓上コンロをのせ、フライパンや鍋で作れる料理、道具をあまり使わずポリエチレンの袋を使った料理など、簡便でもおいしく、取り入れやすい内容で実施しました。洗い場も、家庭の台所シンク 1 か所しかない会場でしたが、みんなと工夫しながら楽しんでやることができました。普段の生活が落ち着いてくる一方で、健康課題、食生活課題がだんだん明らかになってくると、その対策としての料理教室、肥満やサルコペニア、生活習慣病対策を踏まえた内容となっていきました。

仕事以外の思い出としては、事務所職員で料理を持ち寄り、年に 1、2 回昼食会をやったことです。会津の人は鍋いっぱいのこづゆを作ってきてくれ、その他おこわやデザート、煮物などを持ち寄り、楽しく食べたことが思い出されます。

震災復興はまだ途中で、避難者への健康支援もまだまだ求められることと思います。一緒に働いた皆さんに感謝するとともに、今後の職員の皆様の活躍を期待いたします。

相双保健福祉事務所いわき出張所
平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月管理栄養士として勤務

第6章　学会等発表資料

1　平成24年度活動成果報告書
テーマ：避難住民の健康支援活動
～多職種の専門性を生かしたいわき市に避難している相双地域住民の支援活動の実践～

2　平成25年度福島県保健衛生学会
テーマ：いわき地域における相双地域からの被災者への健康支援（第1報）
～いわき出張所の健康調査活動からの一考察～

3　平成25年度福島県保健衛生学会
テーマ：いわき地域における相双地域からの被災者への健康支援（第2報）
～他府県保健所保健師の立場から被災地支援のあり方を考える～

4　平成26年度福島県保健衛生学会
テーマ：いわき地域における避難者への健康支援（第2報）
～支援者に対する支援活動からの一考察～

5　平成27年度地域保健総合推進事業発表会
テーマ：福島県相双保健福祉事務所いわき出張所の状況
～いわき地域への避難者に対する健康支援活動～

6　平成28年度福島県保健衛生学会
テーマ：子どもの発達障がいの受入に向けた母親への支援
～原発事故による避難中の事例から～

7　平成29年度福島県保健衛生学会
テーマ：復興公営住宅における住民の自主活動形成

8　令和3年度「ふくしま心のケアフォーラム」シンポジウム（設立10周年企画）
テーマ：ふくしま心のケアセンター10周年の歩みから、今後の心のケアのあり方を考える

1　平成24年度活動成果報告書（平成24年度「千代田地域保健推進賞」）

テーマ
　避難住民の健康支援活動
　　～多職種の専門性を生かしたいわき市に避難している相双地域住民の支援活動の実践～

グループ名称及び氏名（グループの場合は代表者名）
　福島県相双保健福祉事務所いわき出張所
　　保健師　同（代表　犬平　洋子）

勤務先：福島県相双保健福祉事務所いわき出張所

所在地：〒970－8026
　　福島県いわき市平字梅本１５番地
ＴＥＬ：0246-24-6118
ＦＡＸ：0246-24-6072

市町村との
ミーティング

悩み上げ
住宅サロン

◇活動方針

福島県相双保健福祉事務所いわき出張所は、東日本大震災による避難者支援のため、いわき市に平成24年6月15日に設置された福島県の出先機関である。いわき市に避難している相双管内の避難住民の健康課題を整理し、関係機関と連携しながら問題解決にあたることが主たる役割である。さらに、保健福祉事務所機能の一部を併せて担う。

活動成果報告書

◇活動内容

1．当管内の状況

福島県相双保健福祉事務所は東日本大震災で大きな被害を受けた福島県浜通りの12市町村を所管する事務所である。所管する12市町村のうち、福島第一原子力発電所が設置されている双葉町や大熊町を含む双葉郡８町村及び南枇%市の一部は、当事務所より南に位置している地域であり、福島第一原子力発電所事故による放射線の影響で警戒区域となった。

役場機能を含め自治体全体が避難している双葉郡町村の仮設住宅は、役場機能が設置されている市町村への建設が主だったが、もともと居住していた双葉郡に近く、気候が温暖で、原子力災害による放射線量の比較的低い、いわき市に新たに建設される戸数が増えた。役場が設置されているかどうかに関わらず、いわき市内にもそれぞれ仮設住宅が建設され、借り上げ住宅も増加し、新たな課題が出てきた。双葉郡の各町村は避難地域が分散され、仮役場が位置する地域外でも、健康支援活動を実施せざるを得ない状況であった。

2．いわき市内での当初の問題点

①いわき市自体が地震・津波の被災地域であったため、いわき市は中核市として市保健所が中心となり被災住民の支援活動を実施したが、いわき市内に居住する双葉郡町村の避難住民は、市の支援を継続して受けることは困難な状況であった。

②双葉郡の各町村を支援する県の保健福祉事務所が存在していないこと。福島県は生活圏域を７つにわけて地域づくりを行っているが、いわき地域は中核市であるいわき市保健所が存在することから、いわき市内に県の保健師の配置はなかっ

た。県内の他地域においては、避難先市町村を所管する県の保健福祉事務所が相当程度の避難者対応業務を担っていたが、いわき地域については対応できていない状況であった。

③双葉郡８町村は、当初２町を除きいわき市内に町村の役場がなく、保健師の常駐もなく、住民の健康支援活動を行う体制が不足していたこと。そのような課題を抱えた中で、仮設住宅だけでなく民間アパート等の借上住宅等人居者も含めると、いわき市内に平成23年９月時点で約15，000人と相当数の避難者が移動していた。いわき市内双葉郡町村避難者の健康支援体制をどう創り、どのような形で支援活動ができるのか、県が町村の意見を聞き保健所とともに検討を重ねた。

3．県の対応の経過及び当所の活動状況

（1）出張所設置の経過と活動状況

平成23年９月半ば、相双保健福祉事務所の保健師２名がいわき市内に入り、また、平成23年12月には新たに管理職１名と事務職１名が追加され、他県からの保健師チームの支援をいただきながら、双葉郡町村の仮設住宅人居者の健康調査をスタートさせた。

平成24年１月からは、組織が相双保健福祉事務所いわき市駐在という名称となり、避難者への健康支援活動を継続実施した。仮設住宅の健康調査、要支援者の継続支援については、各町村の保健師と連携を取りながら支援できる体制が徐々に整い、臨時の看護職も増えたことで、仮設住宅集会所等での健康相談や健康サロンも立ち上げ、少しずつ動き始めていた。仮設住宅の活動が落ち着いてきたこの時期、次の活動として、借上住宅人居者の健康支援活動を実施しなければならないと考え、各市町村から借上住宅等人居者のハイリスク者（高齢者、乳幼児、単身世帯等）の名簿を提供いただき、いわき市内を方部ごとに分けて健康調査を実施した。

平成24年４月からは自治法派遣により埼玉県、京都府、福岡県から３名の保健師が加わり、さらに５月から県立病院の看護師７名も支援に入った。平成24年６月15日に先述のとおり相双保健福祉事務所いわき出張所となり、県職員が９名、自治法派遣職員３名、県立病院看護職７名、臨時職員（看護職２名・管理栄養±2名・歯科衛生師２名・事務職２名）８名の併せて27名の体制となった。県が福島県精神保健福祉協会に委託し設置したふくしま心のケアセンターのいわき方部センターとも連携しながら、心身の健康支援を進めている。現在では、避難者支援業務に加え、県が実施する通常業務も　一部実施している状況である。

（２）健康調査・継続訪問等で把握したニーズ

いわき市では現在も避難者の流人が続いており、約23，500人が市内で避難生活を送っている。そういった避難住民の健康調査を行っていく中で支援が必要と思われる世帯には、保健師と他職種が連携して関わる必要のある、複合的な問題を抱えた事例が目立つようになってきた。また、仮設住宅で暮らしている住民は自治会などが整備され、最低限のコミュニテイが確保されているが、借り上げ住宅の場合は必然的に同郷出身者との関係が希薄となり、特に土地勘がなく市民との接点がない住民は孤独になりがちであるという実態もみえてきた。借上住宅等人居者は置かれている状況が様々で、高齢者がエレベーターのない２階や３階に居住し、生活不活発病を発症するような環境下で生活されている方も多く存在した。この状況は、閉じこもりの要因とも考えられ、なんとか外に出る機会、身体を動かす場が必要と感じた。高齢になるにつれてその傾向は強くなるため、「同じ町の人に会いたい」という切実な訴えが数多く寄せられていた。

（３）健康サロンの活動

借上住宅等健康調査から出された「皆が集まる場所」「同じ町の人と話がしたい」との要望を受けて、孤立感、閉じこもり予防も兼ねて、平成24年９月から市内の１地区で県主催の健康サロンを立ち上げた。土地勘がなく、従来のコミュニテイが希薄になりがちな借上住宅等の住民たちに、同郷の住民との再会と新たな出会いを提供する場である。平成25年３月まで同サロンを市町村別に開催する計画で、当初はお茶のみ話などの場に利用し、次第に健康相談などを行い、健康に関する講話、健康体操等を実施している。どのように運営するか、どのような内容にするか、看護・歯科・栄養のスタッフ、ふくしま心のケアセンターいわき方部センター職員とも協議しながら企画を行い、共同で開催している。避難者に内容をより解りやすくするため、教材や器具機材を駆使し実施している。今後は、市町村合同での実施やいわき市民との交流・相互理解が深められるような支援も必要と考える。

（４）主たる被災者支援活動の状況　（平成23年９月開始～平成24年12月末まで）

・仮設・借り上げ住宅等への巡回訪問による健康支援

訪問件数：延べ2，764世帯、延べ7，795人　　訪問チーム数：延べ844チーム　　要支援世帯：Ｈ９世帯

・健康サロンの実施

①仮設住宅集会所等における健康教室の実施

実施箇所数:194箇所　　実施チーム数：延べ142チーム

実施内容：健康相談、健康サロン（栄養、歯科、生活習慣病、感染症予防、健康体操など）

②小名浜交流サロンの実施

参加者数：延べ参加人数186名　　延べ実施回数:16回

実施内容：借り上げ住宅等人居者を対象に、平成24年９月に開始し毎月第1～4火曜日に市町村毎に実施

◇今後の計画

新たな仮設住宅が建設される動き、災害公営住宅が建設される動き、町外コミュニテイ構想等々、まだまだ状況は動いている。どのような場面にあっても、住民が健康で安心した暮らしを送るために保健医療福祉サービスは不可欠である。活動を継続していく中で、町村の要望や動きに合わせ、また被災地域に係る国や県の支援方針等全体の動きを確認しながら、避難住民のニーズにあった健康支援を行っていくことが当所の役割であると考え、常に所内はもとより関係機関と検討している。また、町村保健師はもとより、町村に配置されている生活支援相談員等とのミーティングで事例検討や活動の悩みの緩和を図り、さらに関係職種の質の向上をめざして各種研修等を実施している。避難が長期化するにつれて新たなニーズも生まれ、障がいを持つ児・者のサービスを受ける場の確保、介護保険サービス等の利用にかかる受け皿の整備も必要となっている。双葉郡町村といわき市との調整を図り、県としての役割をはたしていきたい。

2　平成25年度福島県保健衛生学会

ふくしまから
はじめよう。

いわき地域における
相双地域からの被災者への健康支援（第１報）
～ いわき出張所の健康調査活動からの一考察 ～

主任保健技師　渡部 幸子
相双保健福祉事務所いわき出張所

はじめに

- 相双保健福祉事務所いわき出張所では、いわき市内の借上げ住宅等に入居した相双地域の住民を対象に健康調査を実施した。

【調査期間】
平成２３年９月～平成２５年３月
【 目　的 】
① 健康状態を把握し、必要な援助を行うこと
② 生活の自立を支援すること

- 健康調査の結果から、長期化する避難者支援について考察したので報告する。

ふくしまから
はじめよう。

2

双葉郡8町村および南相馬市のいわき地域における状況

市町村名	人口	仮設住宅			借上げ住宅		いわき市居住者合計	いわき市避難者割合
		箇所	世帯	人数	世帯	人数		
南相馬市	65,102	0	0	74	342	699	773	1%
広野町	5,081	9	662	1,659	949	2,280	3,939	78%
楢葉町	7,285	12	1,029	2,364	1,303	3,416	5,780	79%
富岡町	14,633	2	317	636	1,965	4,881	5,517	38%
川内村	2,641	2	43	92	132	268	360	14%
大熊町	10,973	6	561	1,319	1,115	2,111	3,430	31%
双葉町	6,310	1	119	303	386	1,095	1,398	22%
浪江町	19,126	0	7	8	970	2,071	2,079	11%
葛尾村	1,476	0	0	0	19	31	31	2%
合計	132,627	32	2,738	6,455	7,181	16,852	23,307	

単位：人（H24.10.01現在）

3

● 被災者健康支援活動・要支援ケース（世帯）のフロー図

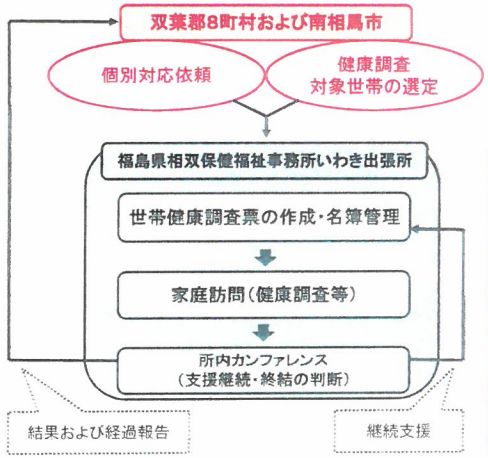

ふくしまから
はじめよう。

【カンファレンスでの
評価区分】

※仮設住宅
A-1：見守り・声かけ
A-2：他機関紹介
A-3：継続支援
B：支援不要

※借上げ住宅
A-1：見守り・声かけ
A-2：他機関紹介
A-3：継続支援
B：情報提供
C：支援不要

● 仮設および借上げ住宅等入居世帯健康調査について

＜健康調査および継続支援での視点＞

ふくしまから
はじめよう。

【リスク因子】

1. 乳幼児（ハイリスク）
2. 妊産婦（ハイリスク）
   → ひとり親世帯（母子・父子）
   育児不安のある親・祖父母
3. 身体障がい
4. 知的障がい
5. 精神障がい（心のケア） → 肉親を亡くした単身生活者（特に男性）
   震災孤児やその家族
   不眠・不安・不定愁訴や心身症状のある人　など
6. 生活習慣病（放置・中断） → 治療放置や中断等の生活習慣病患者
7. 要介護等高齢者 → 65歳以上の1人暮らし高齢者
   75歳以上の高齢者のみの世帯
8. 感染症
9. 難病
10. 高齢者世帯
11. 歯科トラブル
12. その他

【支援不要の基準】
①自己管理可　③他機関の介入があり管理可
②家族の支援により管理可　④必要時、相談ができる

健康調査結果（全体・初回判定，H25.3.31現在）

	対象世帯数	A-3	A-2（他機関）	A-2（心）	A-2（市町村）	A-1	B	C	判定保留	調査不要	不在	合計
南相馬市	96	11	0	2	0	2	1	65	1	12	2	96
広野町	5	1	0	0	1	1	0	1	0	1	0	5
楢葉町	7	4	0	0	0	1	0	1	0	0	1	7
富岡町	653	57	1	17	0	12	8	550	1	2	5	653
川内村	29	5	0	1	0	2	1	14	0	1	5	29
大熊町	36	10	0	1	0	0	1	19	0	2	3	36
双葉町	53	18	0	2	9	3	0	19	0	1	1	53
浪江町	351	33	1	7	0	6	4	276	0	8	16	351
葛尾村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1230	139	2	30	10	27	15	945	2	27	33	1230

単位：世帯　6

健康調査結果（全体・初回判定，H25.3.31現在）

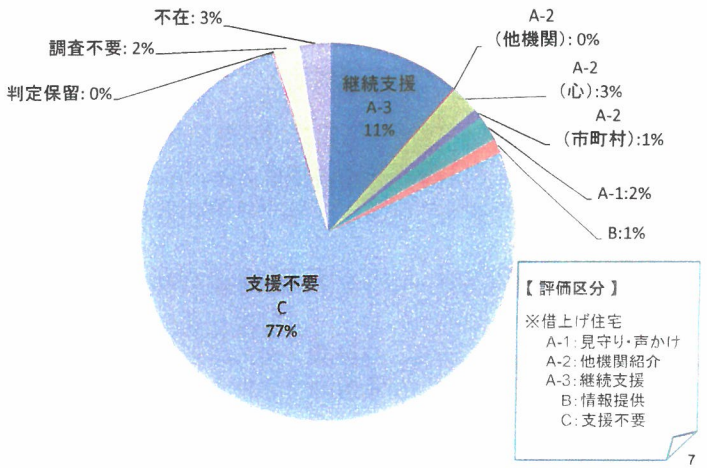

【評価区分】

※借上げ住宅
A-1：見守り・声かけ
A-2：他機関紹介
A-3：継続支援
B：情報提供
C：支援不要

7

健康調査結果（全体・初回判定「A」のリスク因子）

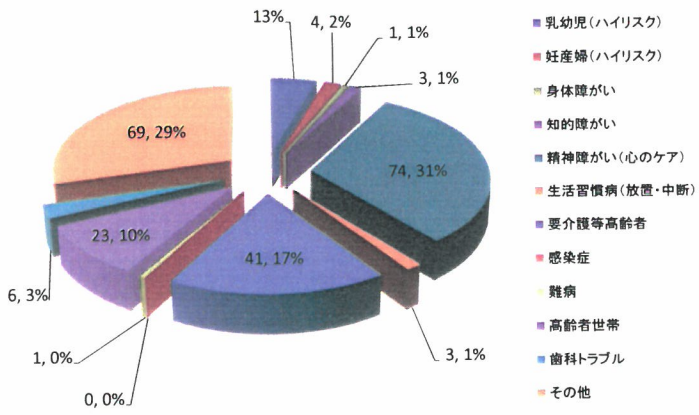

8

長期化する避難者支援について

- 避難した高齢者の多くが環境の変化により、健康面以外にも問題を抱えていた。生活の不自由による食生活や活動量への影響が見られた。
- 避難の経過を同郷の人と話したいという要望が数多く出された。
- 避難先のいわき市に対しても相双地域の避難者に関する情報提供やサービス調整を図る必要があった。
- 避難者健康支援活動ではタイムリーに対応するため多くの支援者が必要である。
  短期間で交代する支援者間の情報共有は、避難者の状態を適確に把握する調査や対応の質の向上には必須である。
- 刻々と変化する避難者の状況に対応した施策を行うため、情報の収集と分析が継続的に必要である。

9

ご清聴ありがとうございました

「八重たん」

ふくしまから　はじめよう。

ひとりひとりが復興に向けて歩みはじめよう。
そして、ふくしまから、新たな流れを創っていこう。

福島県は、大震災そして原子力災害から必ず立ち直ります。
福島県の復興は、新たな社会の可能性を示していくということでもあります。

ふくしまから新たな流れを創っていきたい。
「ふくしまから　はじめよう。」は、
そうした、未来への意志も込めたスローガンです。

uture
rom
ukushima.

ふくしまから
はじめよう。

10

3　平成25年度福島県保健衛生学会

ふくしまから
はじめよう。

いわき地域における 相双地域からの被災者への健康支援（第２報）

～ 他府県保健所保健師の立場から 被災地支援のあり方を考える ～

副主任保健技師　徳永 龍介

相双保健福祉事務所いわき出張所
（埼玉県 保健医療部 保健医療政策課付）

はじめに

- 相双保健福祉事務所いわき出張所では、平成２４年４月から平成２５年３月まで、自治法派遣による他府県保健師３名を受け入れた。
- 被災者が健康課題を解決し、自立した生活を営むことを目的に、健康支援活動を行った。
- 他府県保健師の活動状況と支援活動から見えてきた被災地支援のあり方を報告する。

【 派遣の状況 】
１府２県（京都・埼玉・福岡）から、保健師１名を１年間派遣。京都府のみ、３か月交代制。

2

（１）健康調査活動および関係機関との調整業務

- 被災者健康支援活動・要支援ケース（世帯）のフロー図

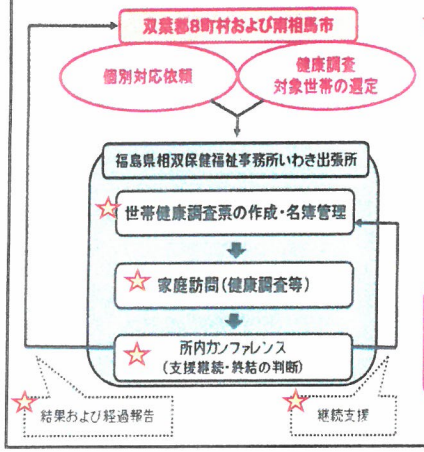

☆印は主に派遣保健師の担当

①家庭訪問や健康相談等の計画立案

②家庭訪問の実施
（訪問記録を含む）

③所内カンファレンスの実施

④訪問記録等のデータ管理

⑤市町村への報告

※全1230世帯をカンファレンスしデータを管理。
→　支援の質を担保

3

（2）交流サロンへの取組

● 借上げ住宅等避難者の不満やストレス

- 同郷住民との交流不足
- 情報や支援物資の供給における仮設住宅入居者との格差への不満
- 住居の狭さに伴うストレスの増大
（不慣れなアパート生活，近隣住民への気遣いなど）

⇩

※ 平成２４年度当初はいわき市内のNPO法人の協力の下、双葉郡町村毎に交流サロンを開催。
同郷の被災者同士のふれあいを目的に茶話会を実施。
※ その中で健康教育を中心に話を行った。

4

小名浜交流サロンの様子

5

被災者健康支援活動の取組

● 仮設住宅・借上げ住宅等への巡回訪問による健康支援

① 実施期間　平成23年9月～平成25年3月
② 訪問件数　延べ：3151世帯，9,025人
訪問チーム数　延べ：1,046チーム
※ 平成25年 4月以降も継続実施中。
③ 要支援世帯数　借上げ住宅等要支援世帯　32世帯（H25年3月末現在）
仮設住宅については市町村と調整しながら実施

● 健康サロンの実施（平成25年 3月末　現在）

① 仮設住宅の集会所等における健康教室等の実施
- 実施箇所数　259か所
実施チーム数　延べ：199チーム
- 実施内容　健康相談・健康サロン
（栄養・歯科・生活習慣病・感染症予防・健康体操など）

② 小名浜交流サロンの実施
- 実施内容　借上げ住宅等入居者を対象に、平成24年9月に開始。
毎月第1～4火曜日に市町村ごとに実施。
- 参加者数　延べ 237人，実施回数　延べ 27回

6

（3）支援者（生活支援相談員）に対する支援について

● A町絆づくり支援員（生活支援相談員）に対するグループミーティング

- A町仮設住宅（3か所）で、平成24年10月から概ね毎月1回実施。
- 仮設住宅ごとに5～7名の生活支援相談員が参加。
- 必要に応じて、生活支援相談員の個別面接も実施した。

- 生活支援相談員：（保健・医療・福祉等の専門職でない人／相談業務をしたことのない人／自身も被災者である人）が業務をしている。

【課題】
- 家庭訪問の難しさ（業務として他人の家に行く等）
- 町職員としての住民との関わりの難しさ
- 相談員自身が抱えている問題を相談できない
- 被災者のストレスを直接的に受け、疲弊している
- 支援者ごとの認識の違い　等々

⇒ なんでも打ち明けられる「愚痴のこぼし場」
保健師と臨床心理士（心のケアセンター）による助言と指導

支援者に対する支援は、
今後も継続的に、多様なアプローチで実施していく必要がある。

7

（4）所内会議と研修の実施

● 所内会議の実施（概ね月１回程度）

→ 地域保健活動経験のないスタッフ
県外からの応援スタッフ
雇用形態の異なるスタッフ
に情報共有や意見交換を定期的に実施した。

● 所内研修の実施（延べ２５回）

→ 支援活動に必要な知識の習得、他職種の役割を理解。

【 内容 】
- 行政の中での役割
- 家庭訪問記録の記録方法
- 社会保障制度
- 介護保険法
- 障害者自立支援法

etc..

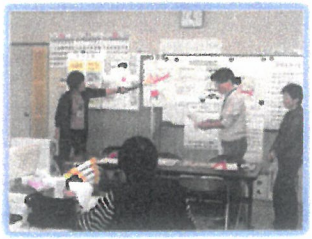

8

いわき地域における被災地支援

【 被災者健康支援活動の難しさ 】

- 長期避難と先行きの不透明さ。
- 被災者の所在が広域かつ不安定。
- 役場機能が県内各地に分散しているため、避難元市町村の体制や方針が異なる。被災者ニーズの把握が困難。

→ 各市町村において、避難先での健康支援活動に格差が生じている。

- 一部には偏見・差別・風評が存在する。

→ そのことが被災者を苦しませている。

⇩

増え続ける避難者による『 都市問題 』が問題を複雑化

- アパート等への入居困難，道路渋滞や交通事故の増加，ゴミ問題
- 本来の住民サービス（保健・医療・介護・福祉等）が限界

→ いわき市民と双葉郡町村避難者との間に一部軋轢も…。

- 役場機能のある避難先市町村よりも、いわき市に住民の大部分が居住している。

→ 避難元市町村が提供すべき住民サービスの提供が困難。

9

被災地へ派遣され、振り返ってみて思うこと…

地域を「みる・つなぐ・うごかす」という保健師の専門性が役立つ。
＝ 被災地支援自体は特別なことではない。

しかし、避難者の状況は特別である。そのため、工夫を要する。

● これからの福島を「みる・つなぐ・動かす」ために
- 保健師が地域へ出向いて課題を把握し、解決に向けた強いリーダーシップを発揮する。
- 職員自身も被災者であり、他の被災者のストレスを受け疲弊している。被災者健康支援活動には県外からの支援等が必要である。
- 保健師等による支援活動は、被災者が自立した生活を営んでいくための努力であり、今後も息長く継続される必要がある。

⇒ 各自治体の職員と協働して、従来の枠組みを越えた「新たな活動」を展開していくことが必要。そのためには、派遣保健師の経験や知恵を活かし、被災者健康支援活動のさらなる充実を図っていくことが求められている。

10

最後に ～いま、被災地に向けてできること… ～

ぜひ
被災地観光を！

被災地を直に
見ることは大切！！

ぜひ
福島
岩手 へ
宮城
お金を落とそう！

震災・原発災害を
風化させない！

ふくしまから
はじめよう。

11

4　平成25年度福島県保健衛生学会

ふくしまから
はじめよう。

いわき地域における
避難者への健康支援（第２報）
～ 支援者に対する支援活動からの一考察 ～

主任保健技師　田口裕香里
相双保健福祉事務所いわき出張所

はじめに

- いわき地域の避難者を支援している生活支援相談員、絆づくり支援員（以下、支援員という）は、被災者に寄り添い個々のニーズに応える役割を担っている。
- しかし、支援員は1年ごとに契約更新され、業務上のストレスを緩和する体制は未確立である。
- そこで、相双保健福祉事務所いわき出張所では、避難元自治体の依頼により、支援者への支援プログラムのメニューを作成し、支援者への支援活動を平成24年10月より開始した。
- その活動について、効果を分析した。

2

支援員の年齢（A町20名、B町8名　計28名）

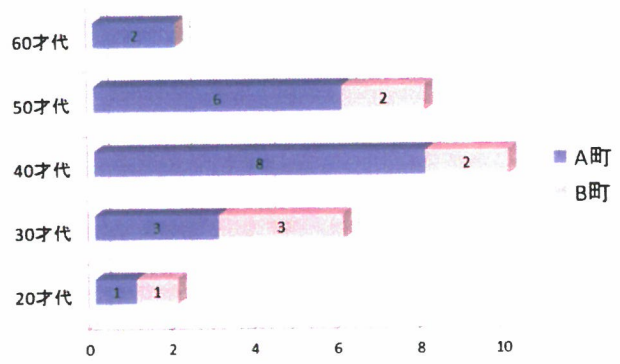

3

支援員の被災状況

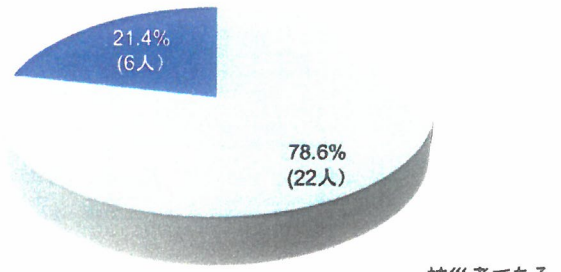

被災者である
■ 被災者でない

4

支援員の対人援助経験の有無

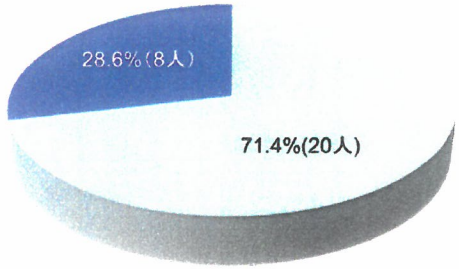

対人援助経験なし
■ 対人援助経験あり

5

A 町 支 援 プ ロ グ ラ ム

・対象者及び数：絆づくり支援員　H24年度20名　（H26年3月現在16名）
・開催頻度：1回／1～2月（H24年10月～H26年3月）計42回　・開催場所：3カ所
・所要時間：1～2時間／回
・内容：リラクゼーション、グループミーティング、研修、個別相談を組み合わせて実施
～　J地区の例　～
＜平成24年度＞
1回目　・グループミーティング・リラクゼーション
2回目　・グループミーティング（訪問活動で困ったこと）
3回目　・グループミーティング・個別相談支援2名
4回目　・グループミーティング・個別相談支援3名
5回目　・研修「自殺の現状　うつ病の気づきとその対応」
「苦しい気持ちを打ち明けられたときの対応」
6回目　・グループミーティング（今年度を振り返って思うこと）

6

＜平成25年度＞
1回目　・リラクゼーション・グループミーティング（住民のクレーム対応について）
2回目　・リラクゼーション・グループミーティング（個別事例検討　1事例）
3回目　・研修「認知行動療法　認知再構成法」・グループミーティング・合同面談3名
4回目　・グループミーティング（個別事例検討　3事例）
5回目　・研修「コミュニケーションスキルトレーニング」・グループミーティング
6回目　・グループミーティング（対人援助について）
7回目　・研修「面接技法ロールプレイ」・グループミーティング
9回目　・グループミーティング（震災から3年目を迎えて思うこと）

7

B 町支援プログラム

・対象者及び数：生活支援相談員8名

・開催頻度：1回／月　（H25年8月～H26年3月）計7回　・開催場所：1カ所

・所要時間：1時間～1時間30分／回

・内容：リラクゼーション、グループミーティング、研修を組み合わせて実施

1回目　・グループミーティング・研修「認知行動療法・コラム法」・リラクゼーション

2回目　・1分間スピーチ・グループミーティング（他己評価からの気づき）

3回目　・研修「アサーション・トレーニング」・グループミーティング

4回目　・研修「コミュニケーションスキルトレーニング」・グループミーティング

5回目　・リラクゼーション・グループミーティング（サロン活動について）

6回目　・リラクゼーション・グループミーティング（仕事とプライベートについて）

7回目　・リラクゼーション・グループミーティング（今年度を振り返って思うこと）

8

グループミーティング

- メンバーが心の内に抱えている苦しさや不安を、順番に「言いっぱなし、聞きっぱなし」のルールで語り合う。
- 参加者の目標は、感情と体験を分かち合い学ぶこと。
- 参加者のルールは、他人を批判しないこと、秘密を守ること。
- テーマを決めて語り合ってもよいし、決めずに自由に話してもよい。

9

平成26年度支援者支援スキルアップ研修プログラム

【基礎編】

	タイトル	内容
1	実践 !!初回面接のコツ ～ファーストコンタクト～ 『流れを見立て、流れに乗る』	・ファーストコンタクト ・サービスとニーズ ・安全と安心の提供と守秘義務 ・パートナーシップをつくる～受容と共感と適切な質問～ ・コミュニケーションスキル ・対象者との関係をONにする ・対象者との関係性を見立てる ・相談に来てくれたこと、相談してくれたことを労う ・来談経路を確認する ・情報を収集する～困りごとの優先順位を立てる～ ・ニーズと問題を見立てる（主訴をつくる） ・達成可能なゴールをつくる
2	面接を展開するためのワザ ～ペーシング&リーディング～ 『流れに乗りつつリードする』	・4W1Hを使って質問する～Whyの多用を避ける～ ・聞かれた質問をする ・沈黙と間を大切にする ・ソクラテス式問答 ・スケーリング ・変化への動機づけを把握する ・対象者の"カ""リソース"を把握する ・承認、ノーマライズする ・変化につながるサインを見逃さない ・うまくやれていることを探し、フィードバックする ・動機づけの低い人、防衛的な人への対応

10

平成26年度支援者支援スキルアップ研修プログラム

【基礎編】

	タイトル	内容
3	対象者に働きかけるテク ～What is changed ？～ 『流れを変える』	・フィードバックの復習 ・フィードバックと課題に"横"をかける ・必要な情報を提供する ・感情そのものを変えるのは難しい ・心と身体へのコーピングを増やす～リラクゼーションなど～ ・思考（認知）に関わる～認知再構成法～ ・自分にも周囲にも効果的な行動を活性化する（行動活性化） ・できることをする、うまくいっていることをする ・うまくいっていないことをやめる（違うことをする）

11

平成26年度支援者支援スキルアップ研修プログラム

【 メンタルヘルスの問題に関わる編 】

	タイトル	内　容
4	メンタルヘルスの問題に関わる ～うつ病とアルコール～	・うつ病の基礎知識 ・うつ病の人の対応 ・アルコール依存症の基礎知識 ・アルコール依存症の人の対応
5	メンタルヘルスの問題に関わる ～希死念慮と自殺のリスク～	・自殺の基礎知識～自殺のサインを見逃さない～ ・自殺のリスク ・死にたいと打ち明けられたら・・・ ・TALKの原則 ・希死念慮のある人への対応
6	メンタルヘルスの問題に関わる ～喪失と悲嘆～	・喪失と悲嘆　・悲嘆についての基礎知識 ・悲嘆の経過　・悲嘆への対応
7	メンタルヘルスの問題に関わる ～外傷体験と外傷記憶～	・外傷体験、外傷記憶とは　・トラウマの基礎知識 ・PTSDとは　・外傷体験への対応

12

アンケート調査の概要

●実施時期：　平成26年2月23日～2月28日
●調査対象：　A町絆づくり支援員16名・B町生活支援相談員8名
●調査方法：　・無記名、自記式アンケート
　・調査の事前説明　両町の支援員の各リーダーに直接会って説明した。
　・調査票の配付　リーダーが支援員に説明し直接配付した。
　・調査票の回収　支援員個々が封筒に入れた調査票をリーダーが回収した。
●回 収 率：　A町絆づくり支援員　100%
　B町生活支援相談員　100%
●回答者数：　A町絆づくり支援員16名中16名（100%）
（回答率）　B町生活支援相談員 8名中 8名（100%）

13

アンケート調査結果

○ 当所の支援プログラムは、役に立ちましたか。
（支援者の評価）

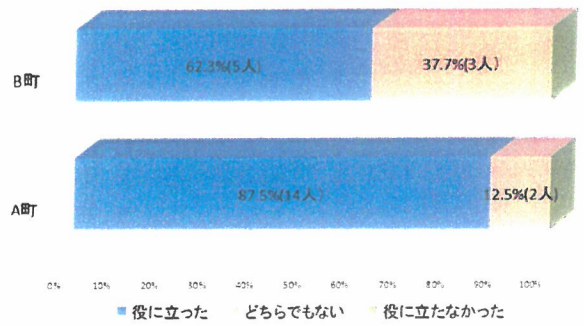

14

アンケート調査結果

＜当所の支援プログラムが役に立った理由－自由記載＞

知識面：
・業務の疑問や不安を話し合い、客観的な意見を聞けた。
・対人援助に必要な知識が得られた。
・研修内容がわかりやすく実践的だった。

精神面：
・辛いことを話せて安心できた。
・ストレスを発散できた。
・自分の気持ちや納得できていないことに気付けた。

アンケート調査結果

○ 来年度の当所の支援プログラムに参加したいか。

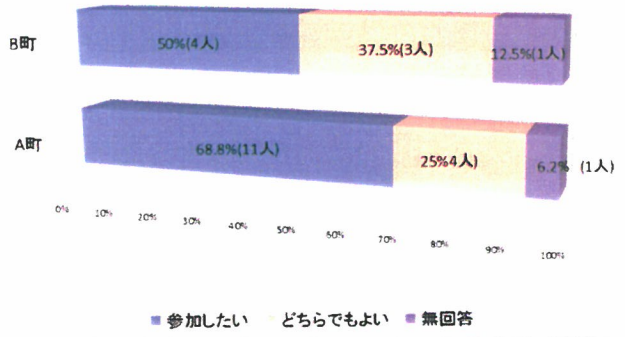

16

個別相談支援における相談内容

＜個別相談支援の希望者12名の相談内容＞

- 同僚との人間関係　5名
- 仕事に対する同僚との考え方の違いや温度差　4名
- リーダーとしての役割や業務上の悩み、負担感　4名
- 退職について　3名
- 住民からの圧力や評価に対する怖さ　3名
- 対人援助に自信が持てない　3名
- 被災者である自分や家族の生活について　1名

17

対応困難事例の概要

＜ A町7事例 ＞ 応急仮設住宅居住者

Y地区

①独居の高齢者A氏： 絆づくり支援員が訪問する度に、果物等をくれようとする。相手の心情を傷つけずに断るにはどうすればよいのか。

②認知症の疑いのある独居の高齢者B氏： エアコン操作ができない。自分で水分を摂ることは少なく、熱中症の恐れがある。

T地区

①認知症の疑いのある独居の高齢者C氏： 音に過敏になり、壁から音がする。壁の間にネズミがいてうるさい。盗聴器が仕掛けられている。誰かに見張られている等、訴えがエスカレートしている。

J地区

①絆づくり支援員の行動にクレームをつけるD氏： 直接、絆づくり支援員に攻撃的な言葉や理不尽な文句を言ってくる。

②希死念慮を訴えるE氏： 孫2人と同居している。「孫のしつけができていない」等、嫁の言葉に傷つき、「除草剤を飲んで死にたい。」と泣いて訴える。

③周りに監視されていると訴える独居のF氏： 精神科の通院歴はない。絆づくり支援員の訪問は拒否しないが、監視されていると訴え続けている。

④認知症が出現したG氏： 家電が使えなくなり、部屋は悪臭がする。介護認定も受け、サービスも導入されたが、訪問者を拒否する。
絆づくり支援員が介入しているが、気分の変動が激しく、突然怒り出す等対応が難しく振り回されている。

支援員の変化（グループミーティングでの発言から）

＜ A町Ｙ地区 ＞

平成24年度

- 1回目： 緊張が強く発言少ない。
- 2回目： 支援員同士の人間関係にわだかまりがあり、信頼感が薄くなっている。
- 3、4回目： 愚痴やネガティブな発言も言えるようになっている。

平成25年度

- 1回目： 対人援助に真摯に取り組んでいるが、不安や戸惑いを抱えながら住民に声をかけている。
- 2回目： 住民の評価を気にしている。住民の主体性を尊重し、自立した生活ができるよう支援する等、建設的な意見が出てきている。
- 3回目： 対応困難事例について、支援員同士で意見が言える。
- 4回目： 対応困難事例への働きかけを工夫し解決できている。
- 5回目： 困ったときは、支援員同士で話し合い協力する関係ができている。
- 6回目： 退職者が出ても、動揺せず前向きに考えた意見が言える。
- 7回目： 支援員個々の対人援助スキルが上がり、住民サポートにつながる気づきや発言が多くなっている。
- 8回目： 研修要望があり、仕事へのモチベーションが維持されている。
- 9回目： 雇用の不安や異動の不安の訴えがある。今までの経験がいかされ、支援員個々の自信やチームワークの良さにつながったという意見が出されている。

19

支援者に対する支援活動について

- 今回の支援プログラムが、支援者のメンタルヘルス、知識や技術の習得、問題解決力の向上において役に立つことが確認できた。
- 今後も、支援者の状況・要望に応じた支援プログラムによる支援者への支援活動が継続的に必要である。
- 支援活動の前提として、依頼した自治体等と支援員が、支援員の役割やリスクを想定した雇用管理について、十分に合意することが望ましい。
- 当所としては、実際に問題が生じた場合に自治体等が、対処しやすくするための協力体制を整えておくことが必要であろう。

20

ご清聴ありがとうございました

Future from Fukushima.

ふくしまから
はじめよう。

ふくしまから　はじめよう。

ひとりひとりが復興に向けて歩みはじめよう。
そして、ふくしまから、新たな流れを創っていこう。

福島県は、大震災そして原子力災害から必ず立ち直ります。
福島県の復興は、新たな社会の可能性を示していくということでもあります。

ふくしまから新たな流れを創っていきたい。
「**ふくしまから　はじめよう。**」は、
そうした、未来への意志も込めたスローガンです。

5　平成27年度地域保健総合推進事業発表会

地域保健総合推進事業発表会
日時：平成28年3月1日(火) 会場：都市センターホテル

福島県相双保健福祉事務所いわき出張所の状況

～いわき地域への避難者に対する健康支援活動～

福島県相双保健福祉事務所いわき出張所
菊地　とも子

1 福島県について

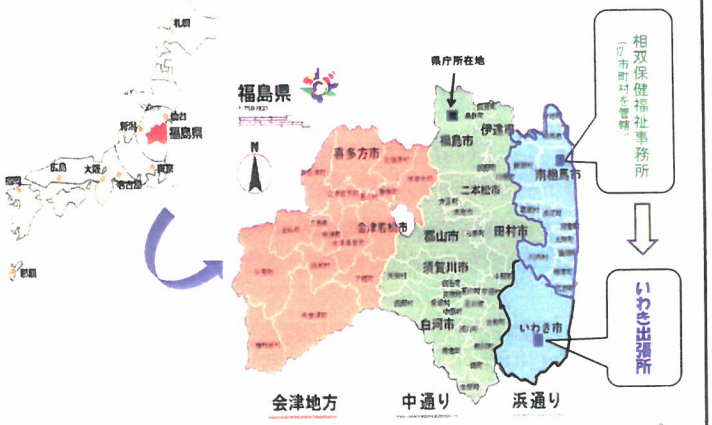

2 福島県の避難者の推移

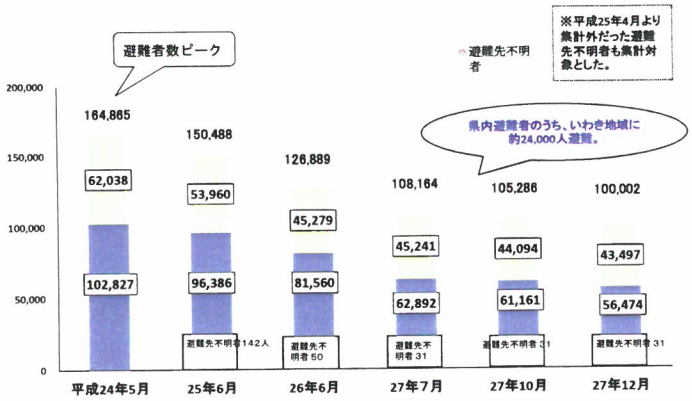

【出典】ふくしま復興のあゆみより加工

3　県内自治体の役場機能移転と避難状況

・住民は阿武隈高地を国道沿いに西へ移転。（⇦は避難先地域）
・相双管内12市町村のうち9町村が役場機能移転。その後、3町村が帰還。
（■は役場機能移転地域）
・相双地域から各地域への避難者数は各市町村HP(27年12月～1月）からの概数

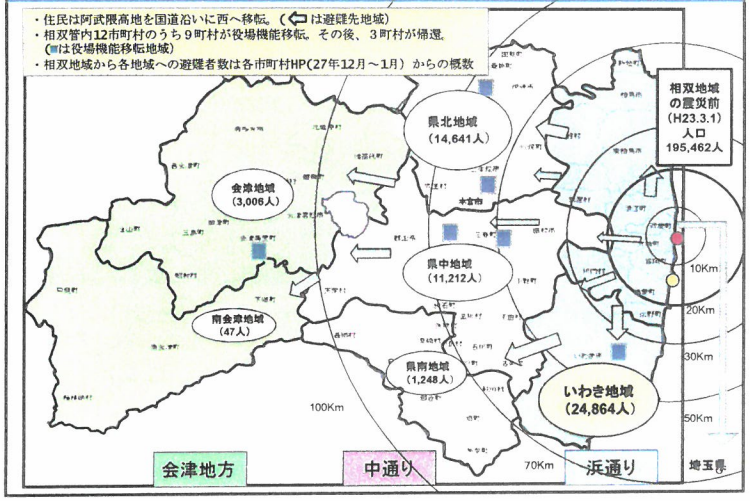

4　警戒区域・避難指示区域について

避難指示区域の概念図

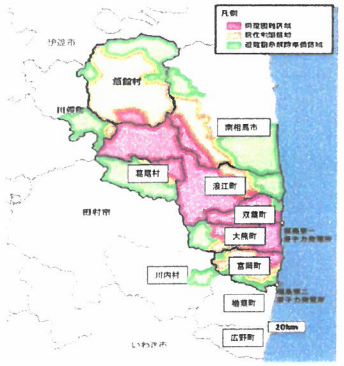

＜ 警戒区域の見直し ＞

【避難指示解除準備区域】
年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確認された区域。
復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の早期帰還を目指す区域。

【居住制限区域】
年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、避難の継続を求める区域。
将来の住民帰還を目指し、計画的に除染等を行い、基盤整備の復旧を目指す区域。

【帰還困難区域】
現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超で、事故後6年間を経過してもなお年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある区域。
バリケードなどの防護措置を実施し、避難を求めている。長期間、帰還が困難と予想される区域。

5　福島県の健康支援体制

避難地域にある市町村への支援体制

震災後、平成26年度末までは避難先保健福祉事務所が避難元市町村との調整や体制整備を担っていた。

6　福島県といわき市の保健福祉行政体制

・県保健福祉事務所（いわき圏域を除く6箇所■）＋震災後、相双の出張所として「いわき出張所」新設
・中核市保健所（2箇所★）
・相双管外へ避難された方々への健康支援は、避難先県保健福祉事務所が中心で調整・対応

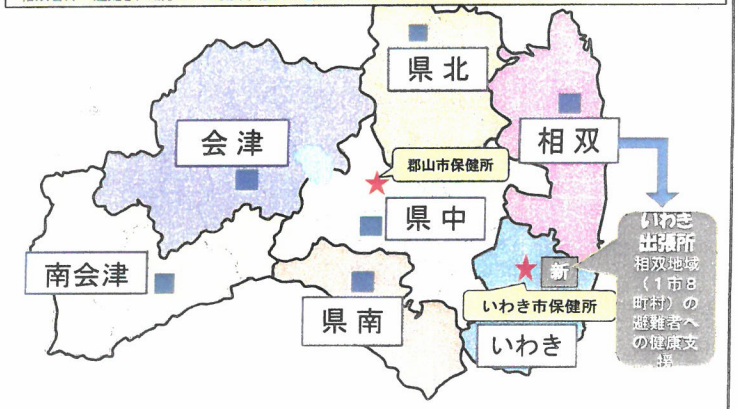

7 相双保健福祉事務所いわき出張所の概要

- 開設の理由

南相馬市及び双葉8町村（以下、双葉郡町村等）等の役場機能が分散・移転、住民避難により健康支援サービスが崩壊。
いわき市への避難者の増加に伴い、県の支援強化が求められた。

- これまでの経過

・H 23年 9月　相双保健福祉事務所（以下、本所）から保健師2名を派遣
・H 24年 1月　同いわき市駐在の配置
・H 24年 6月　いわき出張所を開設

- 主な業務

いわき市内に居住する相双地域の１市8町村等からの避難者の健康支援。
その他、特定疾患、DV相談対応等を本所と連携して、対応している。

- スタッフ　14名　（H 27年度）

・県職員10名（管理職　2名、保健師(派遣含む)　6名、事務職　2名）
・県立大野病院看護師　1名、臨時等の職員　3名（看護職、管理栄養士、事務職）

8 福島県いわき市について

いわき市

・いわき市は、福島県浜通り南部にある市。
・中核市に指定されており、福島県内で最大の人口、および面積を持つ。人口は324,221人(H27.12.1現在)で、仙台市、郡山市に次いで東北地方で第3位、面積は1,231 ㎢ で東北地方で第3位である。

10

9 いわき市の状況

●人口 324，221人、世帯数 131，197世帯（平成27年12月1日現在）

⇒　このほかに、仮設住宅や借上住宅及び復興公営住宅等に、相双地域を中心に約2万4千人の避難者を受け入れている。
市保健所　1か所、　保健センター　7か所

⇒　「原発避難者特例法」により、相双地域の避難者に健康支援を行っている。

●相双地域からの避難状況

（23年　7月末）　約1万4千人
（23年12月）　約2万2千人
（25年　4月末）　約2万3千人
（26年　4月）　約2万4千人

【 27年10月1日 】 24，188人
（南相馬市　659人、
双葉郡8町村　23,523人）

※いわき市対策本部「週報　経過499（平成28年1月20日付）」より

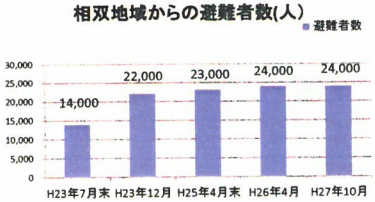

●いわき市内の避難元市町村の役場機能（平成27年12月1日現在）

本部 1町、支所 1町、出張所 3町。※ 帰還町3町(24年 2町、27年 1町)

11

１０ 避難先におけるサービス提供体制

避難元市町村（双葉郡町村等）と避難先市町村（いわき市）の事務分担

⇨「原発避難者特例法」に基づき、避難先市町村が提供する事務を整理している。→特例事務

平成24年にいわき市と138の事務を整理

● いわき市が行う双葉郡町村等住民に関する特例事務の状況

6条事務（告示された全ての事務）

【医療・福祉関係】８法律１６６事務
・予防接種
・乳幼児、妊産婦等への健康診査、保護指導
・要介護認定等
・介護予防等のための地域支援事業
・障害者、障害児への介護給付費等の支援決定等

除外事務

避難元市町村から避難先市に自市町村で行うと通知した事務

10条事務　避難元市町村の努力義務により行われる事務

【医療・福祉関係】整理した６６事務
・成人健康診査
・保健のしおり
・感染症予防対策事業
・精神保健福祉相談及び訪問指導　等

※原発避難者特例法とは
東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により市町村外に避難することを余儀なくされた方々に対して、避難先自治体から適切な行政サービスの提供が受けられるようにするために定められた法律。平成23年8月12日施行。

※特例事務とは
総務大臣から指定を受けた13の市町村（南相馬市、双葉8町村、飯舘村、いわき市、田村市、川俣町）が自ら提供することが困難であるとして総務大臣に届け出た事務であり、平成24年1月1日から避難先自治体から提供を受けられる行政サービス。

12

11 いわき市内における相双地域自治体の状況(1)

市町村名	人口	仮設住宅			借上住宅		いわき市居住者合計	いわき市避難者割合
		箇所	世帯数	入居者数	世帯数	入居者数		
南相馬市	63,172	0	7	8	331	619	627	1%
広野町	5,118	9	388	1,056	384	1,290	2,346	46%
楢葉町	7,415	13	1,116	2,402	1,056	2,528	4,930	66%
富岡町	14,012	3	302	602	2,606	5,363	5,965	43%
川内村	2,716	2	52	98	77	271	369	14%
大熊町	10,814	7	467	981	643	3,345	4,326	40%
双葉町	6,293	1	207	351	562	1,529	1,880	30%
浪江町	18,982	0	0	0	1,343	2,770	2,770	15%
葛尾村	1,481	0	0	0	15	34	34	2%
合計	130,003	35	2,539	5,498	7,017	17,749	23,247	17.9%

（避難者数は、各市町村からの回答結果によるデータ）　　単位：人（H27.4.1現在）

12 いわき市内における相双地域自治体の状況（2）

市町村名	避難者支援体制(H27.4.1現在)				
	いわき市内の役場機能	サポートセンター ●：設置	社会福祉協議会（生活支援相談員）●：設置	地域包括支援センター	介護予防教室の場所・内容
南相馬市	－	－	－	－	－
広野町	－	●	－	－	－
楢葉町	本部（H27.11.2～帰還し、出張所）	●	●（9名）	職員3名	仮設集会所等で実施
富岡町（郡山市）	支所	●	●（16名）	認定調査員1名	仮設集会所、サポートセンター、多目的集会施設で実施
川内村	－	－	－（1名）	－	仮設集会所でサロン活動のみ実施
大熊町（会津若松市）	出張所	－	●（15名）	介護支援専門員3名（正規2、非常勤1）	一次予防：出張所で実施 二次予防：委託（包括主催）
双葉町	本部	●	●（4名）	2名	仮設集会所、公共施設等で実施
浪江町（二本松市）	出張所	－	－	－	健康教室を「なみえ交流館」で実施
葛尾村（三春町）	－	－	－	－	－

13 いわき市内における相双地域自治体の状況(3)〔平成27年度〕

母子健康手帳・妊婦健診受診券	いわき市へ依頼(1市)	自町村で発行(8町村)
出産前両親教室	いわき市に参加	1町は自町でも対応
妊婦訪問		ハイリスク者等に自町村又は委託で対応(7町村) 実施なし(2市町)
離乳食教室		自町で対応(1町)、ママサロン等で対応(4町)、実施なし(4市町村)
新生児・乳児訪問 未熟児訪問		自町村で対応(8町村)、いわき出張所が協力(1市)
乳幼児健康診査	いわき市の健診を利用	一部町村は保健師派遣(H26～)、いわき出張所が協力(H25～)(広野町・川内村は双葉郡内でも実施)
予防接種	いわき市内で接種	
乳幼児健康相談	いわき市に参加(希望者)	双葉郡町村合同事業
歯科健康相談		単独または双葉郡合同事業(一部いわき出張所が協力)
特定健康診査		各市町村で日程調整を行い、実施
心の相談		心のケアセンター、いわき出張所等へ依頼
介護保険(申請事務等)	いわき市へ依頼(1市)	各町村の役場、地域包括支援センター等(8町村)

14 いわき市内における相双地域自治体の状況（概要）

1 避難者数の市町村別割合

- 人口に占めるいわき市への避難者割合が最も高いのは①楢葉町(66%)、②広野町(46%)、③富岡町(43%)、④大熊町(40%)である。
- 避難者数が最も多いのは、①富岡町(5,965人)、②楢葉町(4,930人)、③大熊町(4, 326人)である。

2 住環境と生活の変化

- 仮設住宅設置がない市町村は3市町村（南相馬市、浪江町、葛尾村）
- 年々仮設住宅入居者の割合が減少し、借上住宅入居者(親戚・知人宅、復興公営住宅入居者含む)の割合が増加。

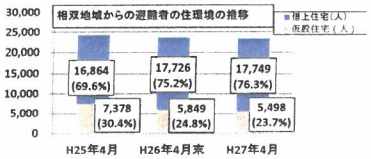

3 避難者支援体制

- 避難者数の多い楢葉町、富岡町、大熊町及び町本部を置く双葉町は、サポートセンターや住民の見守りを行う生活支援相談員の配置等がなされている。また、帰還した広野町はいわき市に隣接しており、同町から支援にきている。
- 全双葉郡町村等が利用しているいわき市の事業は、「乳幼児健康診査」である。また乳幼児健診後の事後フォロー等のための「乳幼児健康相談」は双葉郡町村が協定書を締結し、連携して自ら実施している。

4 その他

- 避難元町村の栄養サロン等の状況や家庭訪問からは、外食や総菜・市販弁当の利用による野菜不足、生活環境の変化による運動不足による体重増加等の状況が把握されている。

15 避難状況の変化に伴う健康課題

①二次避難所から仮設住宅、借上住宅へ（平成23～24年）

- いわき市も被災地域であり、継続支援が困難 → 健康支援の負担増
- 避難元市町村による健康支援業務の実施が困難

②いわき市内への避難者の増加（平成24～25年）

- 借上住宅居住者の孤立化
- うつ、アルコール問題等の増加
- 要介護高齢者や障がい児・者の増加による介護・療養（療育）等の福祉サービス利用の支障
- 高齢者施設等の収容能力の不足

③避難の長期化と問題の顕在化（平成25年～）

- 日常活動量の低下による生活不活発病等の問題
- 家族の広域分散による家族力の低下
- 肥満、高脂血症・高血糖等生活習慣病対象者の増加
- 要介護高齢者の増加
- 介護及び福祉施設スタッフ等の不足

④復興公営住宅への入居、帰還の加速化（平成27年～）

- 復興公営住宅入居（平成27年2月～）に伴う孤立化、新たな健康支援の仕組みづくり
- 帰還に向けた新たな健康課題の整理と調整

17

16 いわき地域への避難者に対する健康支援活動経過【調整関係】

発災後からの時期	発災後9か月～1年3か月	1年3か月～	2年1か月～	3年1か月～	4年1か月～
	平成23年9月～	平成24年6月～	平成25年4月～	平成26年4月～	平成27年4月～
①いわき市派遣・駐在(H23.9～)、いわき出張所設置(H24.8～	派遣、駐在		出張所		
②原発避難者特例法に係る調整					
③障がい児・者及び介護関係事業所等からの課題把握			聞き取り調査等		
④市町村(避難元・避難先)との個別打合せ・調整、市町村担当制の実施			強化		
⑤保健事業担当者会議(避難元・避難先・心のケアセンター等招集)	1回		定期開催		
⑥県保健福祉部企画調整会議（H25.2～）、いわき市と県庁担当課との打合せ					
⑦心のケアセンター設置(H24.4～)に伴う連携					

18

17 いわき地域への避難者に対する健康支援活動経過【事業関係】

発災後からの時期	発災後9か月～1年3か月	1年3か月～	2年1か月～	3年1か月～	4年1か月～
	平成23年9月～	平成24年6月～	平成25年4月～	平成26年4月～	平成27年4月～
⑧仮設住宅巡回訪問(H23.10～H24.2)					
⑨借上住宅訪問(H24.2～					
⑩仮設住宅集会所健康教育・相談(H23.10～					
⑪避難者間の交流サロンの開催・協力(小名浜交流サロン)(H24.9～		開催	協力		
⑫相双地域あそびの教室開催(H24.9～					
⑬いわき市乳幼児健診への派遣・協力(保健師)(H25.4～					
⑭障がい児・者支援関係者会議、障がい児の療育支援体制整備等(H25.4～					
⑮4町遠隔介護予防事業支援(H26.5～					
⑯復興公営住宅入居者支援(H27.1～会議、集団教育、個別訪問)					

19

18 いわき市（避難先）と県の保健福祉調整体制

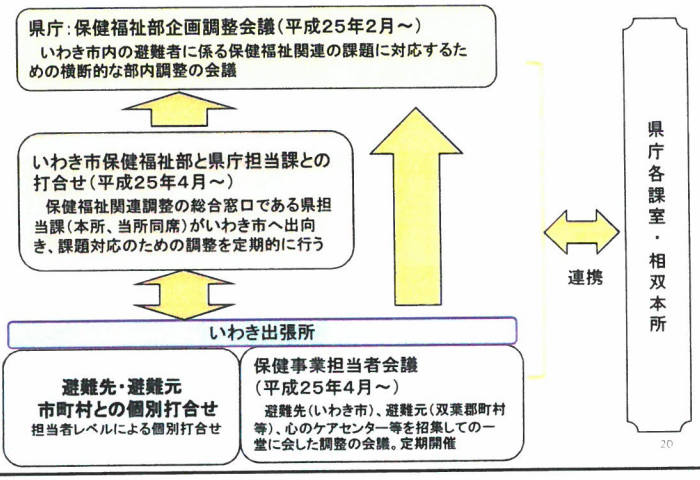

20

19　平成27年度重点対応事業

課題に対応し、いわき出張所において重点的に取り組んでいる事業

① 避難元・先市町村間の調整
「保健事業担当者会議、市町村担当によるきめ細かな支援」
⇨ 現在は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく住民検診」について調整中

② 要介護高齢者の増加に伴う介護予防の取組支援
「4町連携による介護予防事業への支援」

③ 障がい児等の療育支援体制の整備に向けた支援
「相双地域等障がい児・者支援関係者会議による検討」、「双葉地方自立支援協議会部会等への支援」

④ 復興公営住宅入居者に対する健康支援
「復興公営住宅入居者支援に係る実務者会議」の開催、「復興公営住宅集会所における健康教育」、「家庭訪問」等

⑤ 帰還町の動向を踏まえたいわき地域における健康支援体制の検討・調整
「帰還町との打合せ」、「双葉地方保健担当者連絡会等での調整・検討」等

⑥ 生活習慣病対策への支援
「各保健福祉事務所における特定保健指導支援」
⇨ 平成27年度～各保健福祉事務所において支援実施中

21

20　②-1　要介護高齢者の増加に伴う介護予防の取組支援

1 要介護高齢者の現状

■ 相双圏域市町村における要介護高齢者数

H23年1月　8,007人 ⇨ H26年7月　10,619人

H23年1月の約1.3倍の増加

■ 双葉郡町村等からいわき地域への避難者の要介護認定者数(単位：人)

	軽度(要支援)		中度(要介護1～3)		重度(要介護4～5)		計
H24年10月	257	27.0%	477	50.2%	217	22.8%	951
H25年 3月	284	27.0%	527	50.0%	242	23.0%	1,053
H26年 7月	297	24.9%	628	52.7%	267	22.4%	1,192

年間約100人以上の増加　　(県保健福祉部介護保険室調べ)

2 介護予防に関する事務の位置づけ

介護予防等のための地域支援事業に関する事務　＝原発避難者特例法に基づく特例事務
⇨ 避難先（いわき市）のサービスが受けられる。
しかし、避難者はいわき地域の介護予防事業に参加していない
- 心情的にいわき市民の中に入っていけない･･
- 広域ないわきでは交通手段の確保が問題であり、近隣に参加できる教室がない･･･ 等

22

21　②-2 要介護高齢者の増加に伴う介護予防の取組支援

3 取組の方向性

高齢者が要介護状態に移行しないよう、また、要介護状態の進行をくいとめるため、避難先地域においても「今いる人材」と「今ある施設」を有効に活用・連携し、「できるところから」介護予防に取り組む。

①4町連携介護予防事業の実施（既存事業の相互利用のしくみ）（26年度～）
②人材育成（研修会）の実施（26年度～）
③住民自らによる介護予防教室（グループ）の立ち上げ（27年度～）
④事業所への委託（介護予防教室）（27年度～）
⑤シルバーリハビリ体操の普及（住民の自主活動の促進）（27年度～）
⑥いわき市の介護予防事業内に双葉郡専用コース開設予定（28年度～）
※話し合いは27年度

23

22　②-3 要介護高齢者の増加に伴う介護予防の取組支援

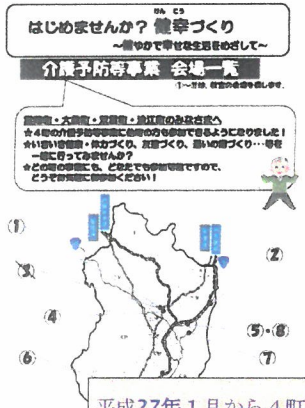

平成27年1月から4町連携により各町の既存事業を相互利用可能とした。（4町の広報誌等に本ちらしを掲載）

24

23 ③ 障がい児・者の療育支援体制の整備に向けた支援

1 現状と課題

- 避難者の増加
- 発達支援を要する乳幼児の増加
- 障がい児・者の増加

療育・療養支援サービス、福祉サービス利用等に支障

- 通所施設等の不足
- 広域ないわき地域において地理的に施設の設置場所に偏りがある。また、送迎サービスがない施設がある。

いわき地域の障がい児通所支援施設を利用している相双地域からの避難児等 約100人（法定外サービス）

2 取組の方向性

避難した障がい児等が適切な療育支援が受けられるよう、体制の整備・充実を図る。

①支援体制の整備等に向けた検討（25年度～） ⇒県庁担当課と協議へ

「相双地域等障がい児・者支援関係者会議」定期開催

②療育支援サービスの継続に向けた調整（27年度）

「市町村による基準該当通所支援事業所指定」に向けた事務手続きの調整

- 震災後

療育支援通所施設として、県の指定、国庫補助（被災地における障害福祉サービス基盤整備事業）を受け、優先的に双葉郡等からの避難児童の受入対応を行っていた。

- 来年度以降

国庫補助の終了等を見据え、避難児が利用中の通所施設を、市町村が基準該当通所支援事業所として今年度内に指定する方向で調整を図った。（法定内サービス）

③双葉地方自立支援協議会部会等への参画（26年度～）⇒県協議会へ要望書提出

25

24 ④-1 復興公営住宅入居者に対する健康支援調整

いわき地域では3箇所（28年1月現在）の復興公営住宅が整備され、平成27年2月から入居（双葉郡4町民）が開始された。入居前に実務者会議を開催し、連絡体制等を確認した。

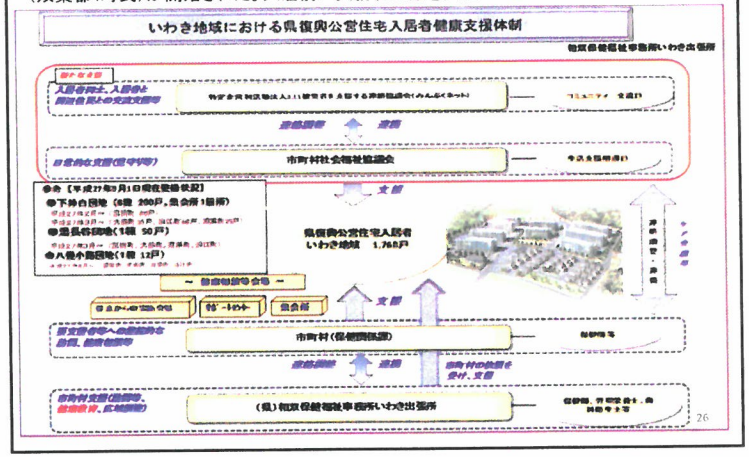

25 ④-2 復興公営住宅入居者に対する健康支援調整

現状・課題と今後の方向性

①入居（平成27年2月～）が開始される段階

- **事前に役割やケース連絡体制、集会所の利用等について調整を行う必要がある。**

⇒入居する4町村保健師等とコミュニティー交流員を配置する事業者、県関係者等による会議開

催「復興公営住宅入居者支援に係る実務者会議」（平成27年1月）

②県復興公営住宅の整備、入居（いわき地域3箇所）が進んできた段階

- **各町村により見守り、健康支援の管理・頻度等に差が生じる。（マンパワー等の問題）**
- **集会所における健康教育等、町村間で連携した事業の実施等の検討のため、町村間の調整が必要である。**
- **高齢者の入居率が高く、きめ細かな見守り体制の構築や健康支援が必要である。**
- **入居による孤立化の問題**
- **復興公営住宅に係る今後の県の健康支援方針は、現在、県庁担当課で検討中。**

※複数町村民が1つの復興公営住宅に入居となるが、集会所は各団地に1箇所。

⇒町からの依頼により「家庭訪問」の実施（27年7月～）

復興公営住宅入居者支援県委託事業者からの依頼により「健康教育実施」（27年8月～）

26 ⑤ 帰還町の動向を踏まえたいわき地域における健康支援体制の検討・調整

現状と課題

- **帰還に向けて準備を進めている町村の状況を踏まえ、事前に準備・調整すべき事項について検討する必要がある。**
- **いわき地域に残る避難者や町村間の新たな役割の整理が必要である。**

【平成27年度帰還：楢葉町。※既に帰還した町村：広野町、川内村】

取組の方向性（平成27年度～実施）

① **帰還の準備を進めている町村との事前打合せの実施**

② **いわき地域の避難元町村間の調整を図る場である連絡会等での調整・検討等**

③ **県庁担当課主催の帰還に向けた検討等を行っている高齢・医療提供体制検討等の会議への出席**

28

27 まとめ

【いわき出張所の役割】

いわき地域への避難者が安心して健康に暮らせるよう、個々人が今後どこでどう生活していきたいのかという意向に寄り添い、市町村、本所、本庁等と連携し、生活再建に向けた被災者健康支援に取り組んでいく必要がある。

具体的な役割

- 避難元・避難先等からの健康課題に関する情報の集約と整理。さらに、広域調整を要する健康課題については本所等へ明示するとともに、連携した迅速でタイムリーな支援
- 本所と連携し、避難元市町村の健康課題の分析・現状分析を踏まえた被災者健康支援
- 刻々と変化する避難状況や市町村の状況を踏まえた役割の整理と共有（出張所が担う役割と本所、本庁の役割、市町村の自力等）
- 被災者支援に加えて市町村の通常業務回復への支援
- いわき地域の避難者が利用できるサービスの情報収集や不足等の検討・調整
- 生活支援相談員、介護予防人材等の支援者育成や支援者支援
- 避難元市町村、いわき市との調整・連携強化

【今後】

復興公営住宅の整備状況や帰還に向けた町村の動向等、加速する復興・再生の状況を踏まえた「新たな課題の発生」を視野に入れた健康支援の枠組みを考えていく必要がある。

6　平成28年度福島県保健衛生学会

子どもの発達障がいの受入に向けた母親への支援
～原発事故による避難中の事例から～

○渡部聖子[1)]、栗城佳世[1)]、羽根田紘子[1)]
田口裕香里[1)]、古山綾子[1)]、菊地とも子[2)]
1）福島県相双保健福祉事務所いわき出張所
2）福島県保健福祉部障がい福祉課

発達障がい児をもつ保護者について

・児の発達や特性を理解しながら接することが難しい。

・児の障がいの受容に33時間がかかる。

ケースの概要

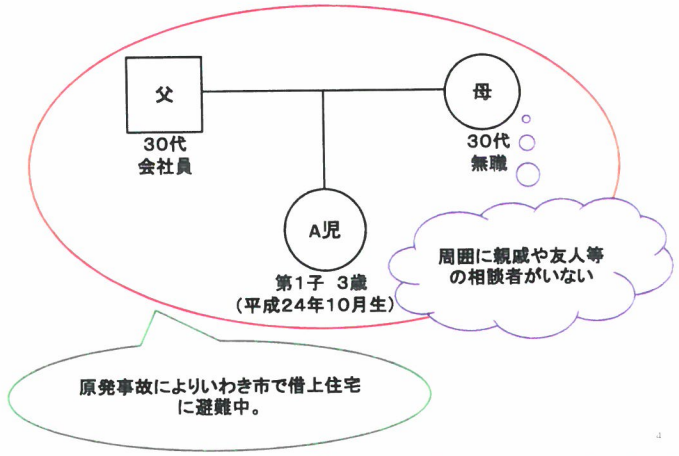

支援内容

平成26年度

5月
いわき市1歳6か月児健診
要フォロー：言葉の遅れ

→

8月
相双地域あそびの教室
（年10回実施のうち7回参加）

↑

6月
保健師
家庭訪問：相双地域あそびの教室の紹介と参加勧奨

他の母親たちと関わることができてよかった。

両親は参加に積極的

相双地域あそびの教室

相双地域等からいわき地域に避難している、発達に遅れや心配がある幼児を対象とした教室。

目的：保護者が児と特性に気づき、適切な対応を促す技術的支援や、適切なサービスを受けられるように支援する。

また、保護者の心理的サポートを行う。

相双地域あそびの教室（続き）

実施主体：相双保健福祉事務所いわき出張所

実施回数：年10回（5月～2月）

担当職員：医師（8月と1月頃）、臨床心理士、保健師、保育士等

場所：いわき市総合保健福祉センターを借用

H26. 10

A児の「多動」や「母の指示に従わないこと」が目立ってきた

「A児は眠かったので、なかなか言うことを聞いてくれなかった。」

H27. 2

「あそびの教室」終了

「言葉が出てきたので発達の遅れのことは心配していない。」

平成27年度支援内容（5月）

保健師訪問：親子教室の案内（被災した障がい児に対する相談・援助事業をいわき市児童発達支援センターで実施）

「興味があるが1人で参加するのは・・・。」

親子教室参加（ほぼ毎週1回）※初回は保健師同行した

「次回も参加したい。」

あそびの教室参加（年10回）

ペアレント・プログラムの勧め

「ぜひ参加したい！」

ペアレント・プログラム

（辻井正次、ペアレント・プログラムマニュアル要旨より）

基本的な目標

・行動で考える：自分と子どもの行動を「いいところ」「困ったところ」として整理する。

・ほめて対応する：できたことをほめる

・孤立している保護者が仲間をみつける

実施方法

原則的に隔週6回（1回60～90分）を1クールとし、3か月間のプログラムを標準とする。

H27. 5～

あそびの教室参加（年10回参加）

親子教室参加（ほぼ毎週1回）

ペアレント・プログラム（7月まで全6回参加）

「どうやってほめればいいかわかった。」「ほめ方のバリエーションが増えた。」

H27. 6

臨床心理士による
遠城寺式発達検査
（1回目）
面談

＜母からの相談内容＞
「言葉が出てきたので不安は少ないが、奇声のような大声を出すことが心配。」

＜助言＞
奇声について専門の医師へ相談可能なことを伝えた。

＜母から返答＞
奇声は心配なので医師へ相談したい。

H27. 9

医師へ相談

＜医師の助言＞
・発達に偏りがある。
・動作の切り上げ方法について
・夜驚症について
・本児に合った幼稚園を選択すること
・基本的に、母が穏やかに接すること

＜母の相談内容＞
・大声（奇声）を出す
・夜泣きについて
・幼稚園選択について

H27. 11

＜保健師が家庭訪問＞
・遠城寺式発達検査（2回目）を実施し、母へ結果を説明
・発達障がいについて
・医師の発達診断を受ける機会について

A児の発達の特徴を理解し、発達診断を受けたい。

H28. 1

3歳児健診
（発達の偏りがあると助言あり。）

発達相談会
（県発達障がい者支援センター）
診断名：自閉症スペクトラム
父と母の同席のもと診断を受けた

＜母より＞
「入園前にはっきりできてよかった。」
＜父より＞
「結果を聞いてやっぱりと思った。今まで疑問だっだことが繋がってスッキリした。」

H28. 3～

＜入園予定幼稚園を保健師が訪問＞
母と入園予定幼稚園との面談を設定

＜母から幼稚園へ伝えたこと＞
・診断を受けたこと
・本児の発達の特徴
・療育で実施していること
・療育機関の連絡先

＜幼稚園から母へ＞
・幼稚園での様子を説明
・療育機関と連携しながら本児に合った支援をしていくことを説明

＜1歳6か月児健診直後から早期の支援＞
＜中心となる支援者を決めた支援＞

母の気持ちに寄り添った

母の気持ちが変化したことに気付く

母の気持ちに添った支援が、適切な時期にできた

H28. 4～現在

2つを併用して通園

いわき市児童発達支援センター
週3回の個別指導や母親支援

連携

幼稚園
バスにて週5日通園

連携

保健師の定期的な家庭訪問等

最後に、支援にあたりご協力いただいた皆様に、この場をかりて心より感謝申しあげます。

7　平成29年度福島県保健衛生学会

復興公営住宅における住民の自主活動形成

○栗城佳世[1]、渡部聖子[1]、羽根田紘子[2]、
髙山聡子[1]、田口裕香里[1]、古山綾子[1]

[1]相双保健福祉事務所いわき出張所
[2]県北保健福祉事務所

いわき市内の復興公営住宅（H29.8月現在）

○原子力災害により避難した
双葉郡4町〈富岡町、大熊町、双葉町、浪江町〉住民が入居
（16カ所中9カ所で入居開始）

○入居の状況
入居者971名
1団地に複数町が入居
住民支援の4町共同実施が難しい

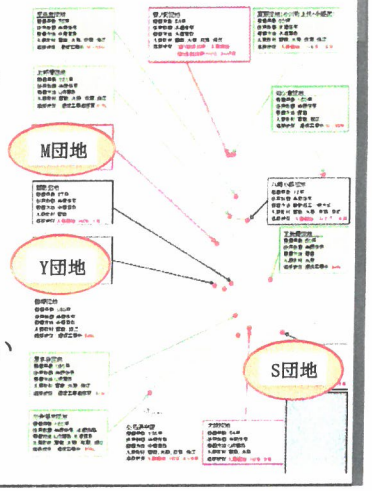

入居者健康支援における課題

- 同一町民でも入居者の交流が少ない
- 外出が億劫になる立地環境
- 仮設住宅での支援慣れ

→ 県とその他
課題の共有、
支援内容の検討

↕

住民
自主活動の形成

会議の開催

○参集機関

県関係課（保健福祉総務課、高齢福祉課）

4町

社会福祉協議会（県、4町）

特定非営利法人（みんぷく、ザ・ピープル）

ふくしま心のケアセンターいわき方部センター等

○開催回数

平成28年7月～平成29年6月：計5回

会議の開催（つづき）

○内容

1．体操による健康支援活動の必要性について合意

2．当所が中心となり、「いきいき百歳体操」を用いてS団地、Y団地で住民の自主活動化に向けた支援をすることに決定

3．関係機関の役割を決定

4．支援経過の振り返り、今後の支援の方向性を検討

5．新たにM団地への支援をすること、関係機関の役割を決定

支援した各団地の概要

	S団地	Y団地	M団地
入居状況	H27.2月～ 186世帯294人 高齢化率62.9%	H27.4月～ 50世帯80人 高齢化率41.3%	H28.6月～ 72世帯113人 高齢化率38.9%
活動	自治会主催のカフェ（週2回）、カラオケ等	平日の日中、茶話会を自由に開催	毎月1回、自治会主催の茶話会
活動への参加者	カフェには20～30名程度	10名程度	10名程度

S団地、Y団地への支援

Y団地での体操の様子

S、Y団地の経過

立ち上げ支援

自主活動までの支援

自主活動スタート後の支援

時期	内容	担当
H28. 8～9月	・自治会、住民への説明 ・体操の紹介	当所
10月	・チラシの配布	自治会、住民、当所
	・体操の実施	
	・準備、血圧測定の実施	
	・体力測定会	当所、4町、みんぷく、県派遣のPT
11～12月	・PTによる指導	PT、当所
	・自主活動へ向けた話し合い	自治会、住民、当所
	・準備、片付けの実施	住民、当所
1月	・見守り	4町、4町社協、みんぷく、当所
2月	・3ヶ月後の体力測定会	当所、4町、みんぷく、県派遣のPT
H29.5月	・6ヶ月後の体力測定会	

立ち上げ支援①【8～9月】

内容	住民の反応
◇自治会、住民への説明 ・既存の活動と同日実施することを提案 ・体操の効果と手軽さを説明 ◇体操の紹介 ・1ヶ月間お試しでDVDを流し体操を実施	◎運動の必要性を理解 「元気でいないとな。」 「体操やってみたい！」 △支援者に依存 「これからも来て下さい。」 「よろしくお願いしますね。」

立ち上げ支援②【10月】

内容	住民の反応
◇チラシの配布 当所が作成したチラシを自治会が全戸配布、集会所内に掲示 ◇体操の実施 S団地：毎週火曜日10:30～ Y団地：毎週火曜日13:30～ ◇準備、血圧測定の実施 ◇体力測定会 結果は参加者に返却	◎茶話会の住民が主に体操に参加 参加者：S団地15名前後 Y団地10名前後 ◎体操に対して前向き 「楽しい！」 「このくらいの体操なら出来そう。」 ◎自分の結果を見て、PTに助言を求める住民もいた 参加者：S団地20名 Y団地11名

自主活動までの支援【11～12月】

内容	住民の反応
◇PTによる指導 ・体操が正しく出来ているかチェック ・体操の効果について講話 ◇自主活動の中心となる住民と話し合い ◇準備・片付けの実施 ・DVDの流し方、椅子の準備を一緒に確認・実施	◎自主活動に理解を示す S団地では自治会役員が住民へ説明した ◎体操が口コミで広まる 「誘われて来ました」 「〇〇さんも呼んでくるね。」

自主活動スタート後の支援【1月～】

内容	住民の反応
◇関係機関が訪問等に合わせて見守り	◎モチベーションの維持 「毎週頑張っているよ」 「楽しくやってます」
◇体力測定会（①3ヶ月後、②6ヶ月後）	◎測定結果を見て喜ぶ方もいた 参加者：S団地①10名、②12名 Y団地①12名、②12名 ◎役割分担ができる Y団地では血圧計を自費購入。血圧測定、DVD準備、お茶準備等の役割分担ができた。

体力測定会の様子

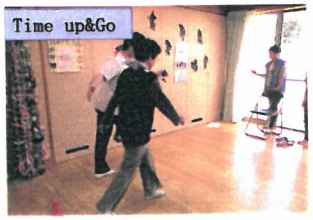

アンケート結果（内容を一部抜粋）

Q. 体操を行った後の気分はいかがですか。
- とても良い
- 楽しい
- 気分が良い
- すっきりする

Q. 体調面や生活面で変化はありましたか。
- 身体が軽くなった
- 力が付いたような気がする
- 気分がさわやか
- 椅子からの立ち上がりが楽

Q. これからもいきいき百歳体操を続けて行きたいですか。
- 体のために
- 友達に会える、楽しくおしゃべりができる
- 元気でいたいから
- みんなと話ながらできるから続けたい

M団地への支援

M団地の経過

時期	内容	住民の反応
H29. 6月	◇M団地自治会長に S、Y団地の活動紹介 ◇茶話会参加者にも 体操紹介	◎自主活動への理解 「いずれは自分たちでやっていくということでしょう。」 「体力測定もぜひやりたい」
7月	◇体操の実施 毎週月曜日10:00～ ◇体力測定会 ◇立ち上げ支援の 見守り（計4回）	◎体操に対して前向き 体操参加者：10名前後 体力測定会参加者：9名
8月～		◎自主活動スタート(8/14～)

ご静聴ありがとうございました。

住民の自主活動が形成された要因

- 住民同士の交流
  - ①既存の活動と体操を同日実施
  - ②効果的で手軽な体操を提案
- 自分の健康は自分で守るという意識
  - ③住民の反応や力量を見極めて自主活動に移行する時期を設定
  - ④活動の中心となる住民の理解が得られた
- モチベーションの維持
  - ⑤体力測定会を節目（開始当初、3ヶ月後、6ヶ月後）に実施
  - ⑥関係機関が定期的に見守り支援した

8　令和３年度「ふくしま心のケアフォーラム」シンポジウム

心のケアセンター設立１０周年企画
「ふくしま心のケアフォーラム」シンポジュウム　R3.10.14
テーマ「ふくしま心のケアセンター１０年の歩みから、今後の心のケアのあり方を考える」

相双保健福祉事務所いわき出張所 訪問相談員　草野 文子

相双地区の避難者の健康支援のために作られた、相双保健福祉事務所いわき出張所に、応援スタッフとして勤務し10年になります。

震災当時は、相双保健福祉事務所に勤務しておりました。現在のいわき市への避難者数及び被難者の気持ちを理解した上で、心のケアセンターいわき方部センターと相双保健福祉事務所いわき出張所は、活動を一部協働で行ってきました。

1　いわき市には、相双からの避難者数（令和３年４月市町村調べ）約18,500人

避難者が減少していると言われていますが、復興公営住宅に入居した方、自分の家を持たれた方を、避難者から除いているからです。いわき市には、最大で約24，000人が避難していましたが、市町村の把握では令和３年４月現在で双葉郡と南相馬市併せて約 18，500 人の方が避難生活を送っています。

2　避難者の気持ち

避難元の市町村に帰りたいという気持ちはあっても、家族の中で若年層は帰らない方が多く、子どもや孫と離れて高齢者だけで暮らす生活や震災前の地域が戻らない中へ帰ることへの不安等、様々なことに悩んでいます。市町村や県は環境づくりに力をいれていますが、現状を考えると、帰還するという選択肢は難しいものがあります。

また、自宅を再建し落ち着いたように見えても環境になじめず鬱々としているなど、故郷を離れたことへの想いは数年で割りきれるものではありません。双葉郡といわき市の地域特性の違いもあり、いわき市に避難することで便利な生活環境になっても、悶々とする日々が続いています。一部には、都市部で生活できることを楽しんでいる方もいます。

3　活動経過と内容

1）いわき方部センターとの協働活動

平成24年4月心のケアセンターいわき方部センターが開設し、当初は、出張所になる前の「いわき市駐在」で活動を共にしました。支援活動に必要な勉強会を頻回に開催し、専門分野の担当者が講師となり、学び合い検討することで質の向上に努め、支援対象のニーズに応えられる支援に結びつきました。

また、過去には精神科医師がスタッフとしていわき方部センターに在籍していました。精神のケースに限らず同行訪問や相談会に講師など、避難者の状況をよく知った上での助言をもらうことで、支援者はとても安心できました。

2）いわき方部センターと相双保健福祉事務所いわき出張所の活動

方部センターの事務所が移転してからも、平成25年3月までは朝のミーティングや勉強会でともに学び・検討しあいました。

平成25年度からは、双方の役割や連携すべき取り組みを整理し、重複なく漏れのないように、定期及び随時の打ち合わせを行い、双方で対応した方が効果的な取り組みには連携して活動してきました。

さらに、会議やケース支援検討会等には、いつも積極的に参加し安心感がある存在と感じています。

住民の方と十分に話し合い開催に至った、体操教室や健康サロン活動等では、協働することできめ細かい対応ができています。

町村や社会福祉協議会の要望により、住民の最も身近な場で活動していた生活支援相談員や支援員等の支援者を対象に、グループミーティングや研修を中心に、協働で支援者支援を実施しました。スタッフ内では解決できないことや、方向性が見えなかったことが整理され、自分の関わりを振り返る機会になった様です。復興公営住宅等で自殺や孤独死があると、支援活動をしていた支援者や、その場に立ち会った住民に対しての心のケアも必要であるため、協働して対応しています。

精神発達面での経過観察を要する子どもの支援や、相談を行う相双地域あそびの教室においても、発達検査や相談対応に臨床心理士の協力を得ました。

4　今後の心のケアにについて考える

1）しっかり学び、職場内で検討し、十分な準備と質の確保をする

2）今の避難者の気持ちを受けとめ、話し合う

3）支援者支援を、必要時いつでも継続する

4）心のケアを担当する自分の心の安定を保つ

5）心のケアセンターに望むこと

自治体の保健師が、できない、できにくい「心に関する部分」を、フォローして欲しいと思っています。避難した町役場も帰庁してしまい、新たにいわき市に入ってきた住民の把握が難しくなっている町もあります。住民の健康調査を全戸訪問で実施し、「心のケア」という視点で健康問題を把握し、その後の支援を継続してもらっています。ひとり一人の対象者に、じっくり関わることができる長所を生かして活動して欲しいと思います。

6）心のケアに携わる様々な専門スタッフの確保が重要

市町村が求めているのは、看護職は勿論ですが、看護職とは異なった視点で、心のケアへの対応ができる方です。国や県がしっかり予算化し、今後の方向を明確にして、心のケアセンターは特定の職種の職員ではなく、多くの職種の心に携わるスタッフの確保を、ぜひ関係機関で考えていただきたいと思います。

これかれも、避難者の方々が避難先でも安心して暮らせるための保健福祉サービスが円滑に受けられるしくみづくりとともに、避難住民の心のあり様を少しでも理解した上で、必要時は心のケアセンターとそれぞれの特性を生かしながら協働で、対象となる方々によりそい、住民とともに悩める支援者でありたいと思って活動しています。

京都府からの派遣者を送る会
（心のケアセンターいわき方部センターのメンバーと共に）
2012.6

第７章　参考資料

1　　双葉郡町村のいわき市内居住者（避難者）への健康支援体制等
2－1　双葉郡町村および南相馬市のいわき地域における状況（H24.10.1 現在）
2－2　双葉郡町村および南相馬市のいわき地域における状況（R3.4.1 現在）
3　　避難指示区域の見直しの経緯と現状について
4　　避難指示区域の概念図
5　　いわき市内の応急仮設住宅建設状況
6　　いわき市内の復興公営住宅の状況
7－1　原発避難者特例法の概要
7－2　東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律の概要
7－3　原発避難者特例法に基づく特例事務の告示について

参考資料1　双葉郡町村のいわき市内居住者（避難者）への健康支援体制等（H23.9.29現在）

町村名	いわき市内の役場体制				いわき市内被災者健康支援に係る窓口				仮設住宅入居状況（23.9.28現在）					借り上げ住宅入居状況					
	拠点	連絡先	配置職員		担当者（職・氏名）	連絡先			要請戸数	完成戸数	入居戸数	入居人数	備考	一般			特例		
			職種・人数	連絡窓口（担当者）		TEL	FAX	E-mail						要請戸数	入居戸数	入居人数	要請戸数	入居戸数	入居人数
大熊町	仮設住宅内（好間工業団地）大熊町いわき駐在		行政職　5人						450	240	0	0	10月初旬鍵引き渡し予定						
富岡町	いわき合同庁舎内		行政職　2人						282	282	61	163	好間：ほぼ入居済 泉：9／16鍵引き渡し予定						
楢葉町	楢葉町災害対策本部 いわき出張所		保健師　1人 行政職　人						975	817	713	1900							
広野町	広野町災害対策本部（広野町役場）		保健師　1人 行政職　人						678	375	364	1053		9	9	24			
川内村	川内村								50	0	0	0							
双葉町	未定	未定	未定	未定	確認中	確認中			259	250	106							315	741
浪江町	11月初旬頃配置予定	未定	行政職1、臨時職員2名程度	未定					0	0	0	0						666	1613

参考資料2-1　双葉郡町村および南相馬市のいわき地域における状況（H24.10.1現在）

町名	人口（24.1.1現在）	仮設住宅（H24年8月30日現在）			借上げ住宅等（H24年8月31日現在）		いわき地域居住者(c＝a+b)	人口に占めるいわき地域への避難者の割	いわき地域居住者に占める割合	役場機能	いわき地域における体制					
		箇所数	世帯数	入居者数(a)	世帯数	入居者数(b)					役場機能	役場保健師	他自治体からの支援（いわき地域の活動）	サポートセンター	仮設住宅等における自治会	介護予防教室
南相馬市	65,179	0	0	74	342	699	773	1%	3%	南相馬市	—	0	—	—		未実施
広野町	5,123	9	684	1,714	741	2,106	3,820	75%	17%	広野町	—	0	・ｻﾎﾟｰﾄ事業保健師 ・大野病院看護師 ・県雇用促進事業看護師	四倉町鬼越仮設住宅内	あり	Jﾋﾞﾚｯｼﾞ委託で仮設住宅集会所の健康相談、運動教室実施
楢葉町	7,294	12	1,089	2,733	1,247	3,260	5,993	82%	26%	いわき市	本部	3	・大野病院看護師 ・絆事業看護師1名 ・看護協会保健師1名	高久第10・高久第9仮設住宅内	あり	Jｳﾞｨﾚｯｼ、社会福祉協議会に委託
富岡町	14,637	2	282	630	1,888	4,603	5,233	36%	23%	郡山市	出張所	1	・臨時職員看護師1名	なし H24年度に好間仮設周辺に建設予定	あり	H24年5月から泉仮設集会所で実施
川内村	2,656	2	46	92	105	231	323	12%	1%	川内村	—	0	・定期的に看護職が巡回	なし （広野町設置のサポートセンターを利用）	あり	未実施
大熊町	10,990	6	587	1,323	999	2,404	3,727	34%	16%	会津若松市	連絡事務所	1	・臨時職員看護師1名（10/9から）	—	あり	未実施
双葉町	6,315	1	243	415	420	901	1,316	21%	6%	埼玉県加須市・郡山市	—	0 保健師1/週仮設訪問	—	南台仮設住宅内	あり	専門職チームにより月2回実施
浪江町	19,193	0	0	0	878	1,929	1,929	10%	8%	二本松市	出張所	0	—	—	月2回いわき市文化センターで交流会を開催	未実施
葛尾村	1,472	0	0	0	14	26	26	2%	0%	三春町	—	0	—	—		未実施
合計	131,387	32	2,931	6,981	6,620	16,133	23,114									

※仮設・借上住宅H24.9.4の被災者健康支援活動ネットワーク会議資料から。

参考資料2-2　双葉郡町村および南相馬市のいわき地域における状況（R3.4.1現在）

町名	人口	いわき地域居住者	人口に占めるいわき地域への避難者の割合	役場機能	いわき地域における体制(R3.4.1現在)					
					いわき市内役場機能	サポートセンター	生活支援相談員	社会福祉協議会	地域包括支援センター	※仮設住宅管理者（常駐）
南相馬市	52,680（R3.3.1現在）	311	0.6%	南相馬市	－	－	－	－	－	－
広野町	4,698	402	8.6%	広野町	－	－	－	－	－	－
楢葉町	6,773	2,365	34.9%	楢葉町	－	－	－	－	－	－
富岡町	12,206	5,285	43.3%	富岡町	支所	泉	8名	支所	職員3名	－
川内村	2,498	124	5.0%	川内村	－	－	－	－	－	－
大熊町	10,243	4,602	44.9%	大熊町	出張所	大熊町社会福祉協議会	9名	支部	1名	－
双葉町	5,730	2,167	37.8%	いわき市	本部	勿来酒井　復興団地内	4名	本部	職員3名	－
浪江町	16,536	3,162	19.1%	浪江町	出張所	－	－	－	－	－
葛尾村	1,356	29	2.1%	葛尾村	－	－	－	－	－	－
合計	112,720	18,447	16.4%	―	―	―	―	―	―	―

※いわき地区における仮設住宅は、R2年度で全て撤去となりました。

参考資料３　避難指示区域の見直しの経緯と現状について　（出典：経済産業省　2013. 3. 7）

１．平成２３年３月　：事故
２．平成２３年４月　：警戒区域(４／21)(福島第一から半径２０ｋｍ圏内)
　　計画的避難区域(４／２２)(放射線量が２０ｍＳｖ/y を超える区域)
　　⇒対象 11 市町村
３．平成２３年 12 月：冷温停止状態の確認⇒避難指示区域の見直しを開始
　　※緊急時避難準備区域(福島第一から半径 30km 圏内)は、４／２２に設定、９／30 に解除
(対象市町村:広野町、楢葉町、川内村、田村市、南相馬市)

⇒

４．対象 11 市町村における避難指示区域の見直しの現状
(１)これまでに区域見直しを終えた６市町村
　：川内村、田村市、南相馬市、飯舘村、楢葉町、大熊町
(２)今回の原災本部で区域見直しを終える３町村
　：葛尾村、富岡町、浪江町(３／7の原災本部で決定)
(３)残る双葉町、川俣町も遅滞なく、区域見直しを実施予定
　(今春を目途に調整中)

［平成 23 年4月29日時点の線量分布］

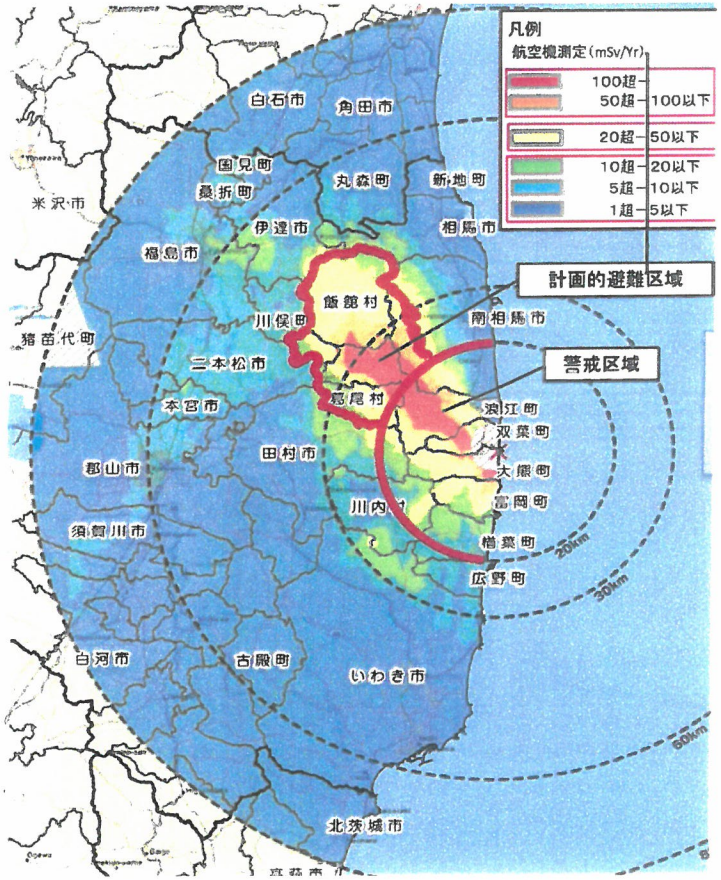

［平成24年 12 月10日時点（今回の区域見直し前）］

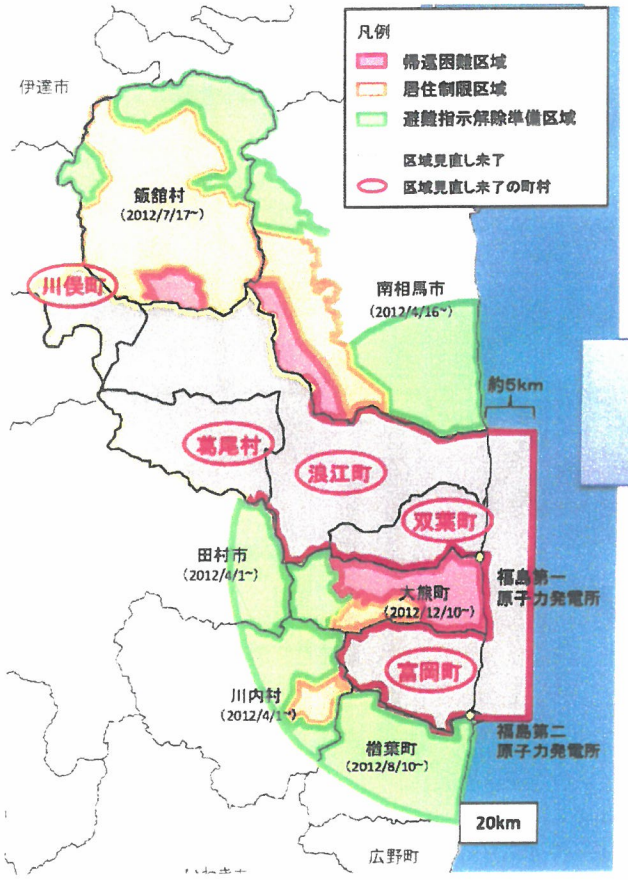

［平成25年4月1日以降（今回の区域見直し後）］

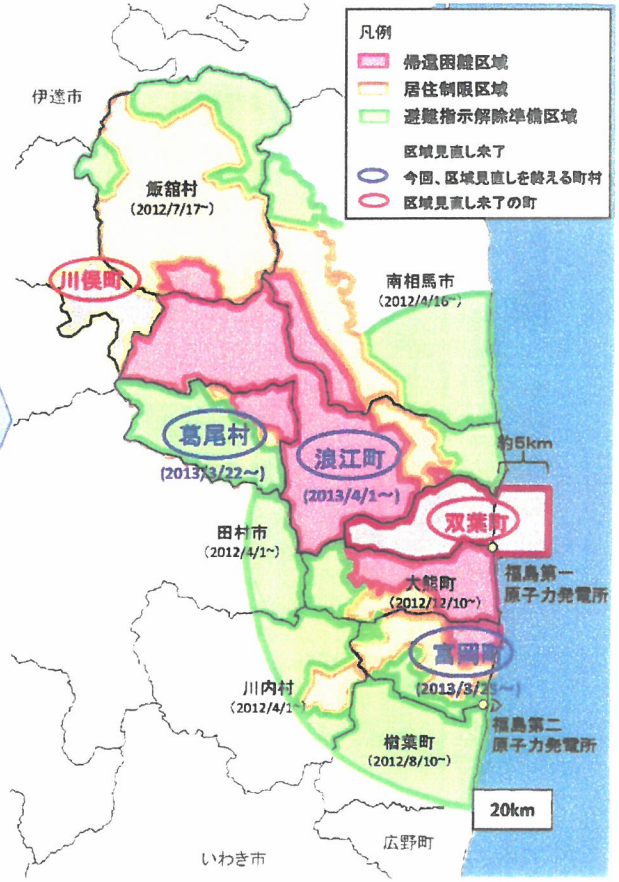

参考資料４　避難指示区域の概念図

令和2年3月10日時点　双葉町・大熊町・富岡町の避難指示区域の解除後

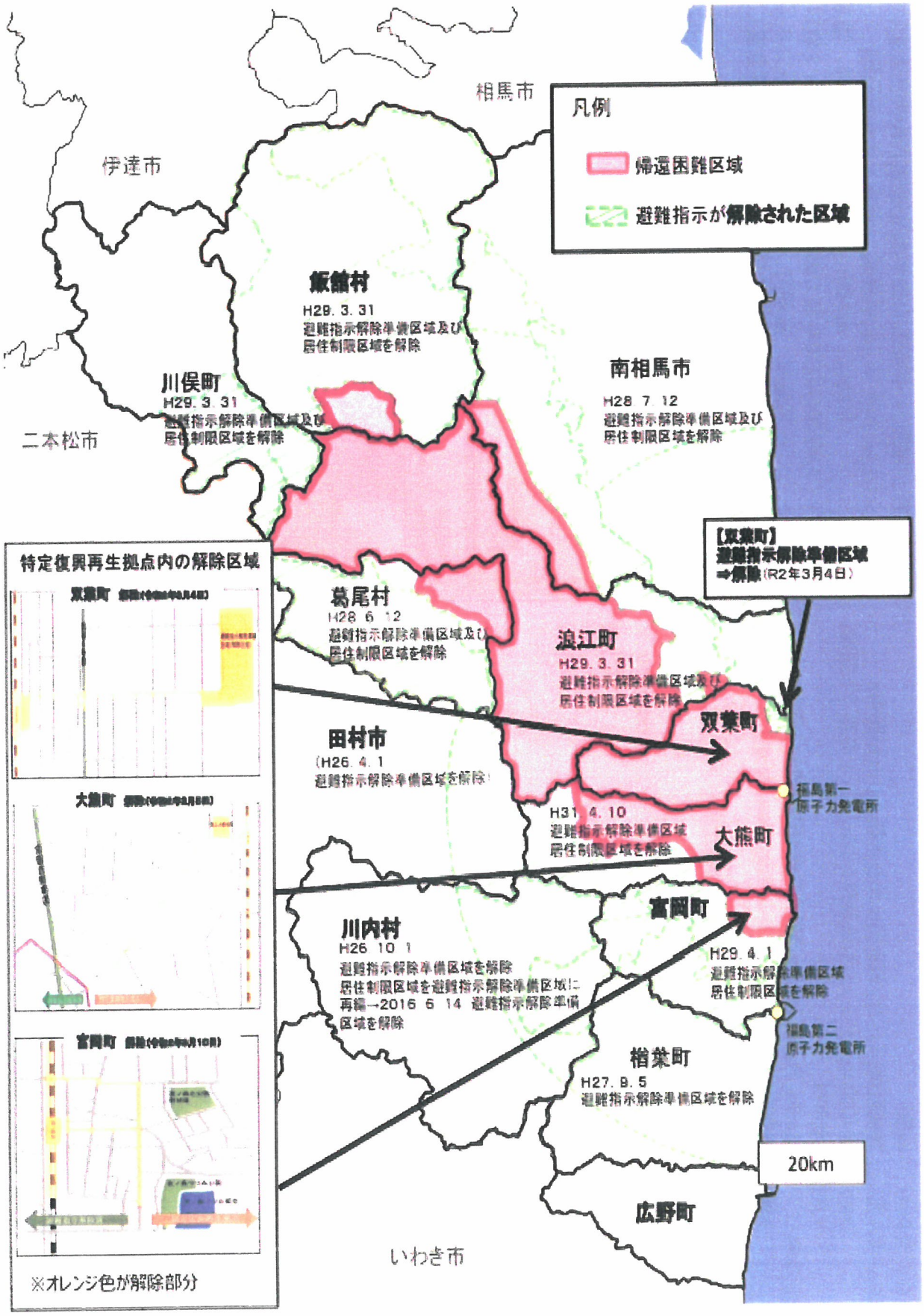

参考資料５ いわき市内の応急仮設住宅建設状況

24.4.12現在

No.	仮設名 （～応急仮設住宅）	要請 市町村	所在地	建設 戸数	完成日
1	鹿島	広野町	中央台鹿島2-31-1	18	
2	高久第二	広野町	中央台高久2-25-1	50	
3	高久第三	広野町	中央台高久2-27-1他	48	
4	高久第四	広野町	中央台高久2-29-1他	103	
5	高久第七	広野町	中央台高久3-38-1	16	
6	常磐迎第一	広野町	常磐関船町迎47番地、77-1番地 （品川白煉瓦跡地1）	62	
7	常磐迎第二	広野町	常磐関船町迎10-1、10-3 （品川白煉瓦跡地2）	78	
8	四倉工業団地	広野町	四倉町字芳ノ沢77-7の一部 （いわき四倉中核工業団地N-3,R-1区画）	103	
9	四倉町鬼越	広野町	四倉町字鬼越114-2他 （住友大阪セメント四倉工場跡地）	200	
10	飯野	楢葉町	中央台飯野3-25-1	16	
11	高久第五	楢葉町	中央台高久2-21	18	
12	高久第六	楢葉町	中央台高久1-32	17	
13	高久第八	楢葉町	平上高久字大日作1 （県立いわき公園）	123	
14	高久第九	楢葉町	平下山口字桃木沢3-1他 （いわきニュータウン1）	202	
15	高久第十	楢葉町	平上山口字大沢1-7他 （いわきニュータウン2）	200	
16	上荒川	楢葉町	平上荒川字後沢201他 （明治団地南側用地①）	250	
17	平作町	楢葉町	平作町一丁目6-1他 （イトーヨーカ堂駐車場）	57	
18	白水町	楢葉町	内郷白水町字長槻1-3他 （(株)スタンレーいわき製作所内郷工場跡地）	61	
19	四倉町細谷	楢葉町	四倉町細谷字御殿東2他 （クリナップ(株)社宅跡）	40	
20	好間	富岡町	好間町上好間字忽滑37 （上好間団地多目的交流広場）	62	
21	泉	富岡町	泉玉露二丁目10番1 （三菱化学(株)所有地）	220	
22	四倉町鬼越	川内村	四倉町字鬼越114-2他 （住友大阪セメント四倉工場跡地）	32	
※	四倉町鬼越GH	川内村	四倉町字鬼越114-2他 （住友大阪セメント四倉工場跡地）	18	
23	好間工業団地第一	大熊町	好間工業団地26-1 （(株)横森製作所社有地）	156	
24	好間工業団地第二	大熊町	好間工業団地1-116他 （山銀通商(株)社有地）	84	
25	鹿島町下矢田	大熊町	鹿島町下矢田字二反田21-1他	79	
26	渡辺町昼野	大熊町	渡辺町昼野字白岩1-1他	88	
27	南台	双葉町	南台三丁目1-1 （ニチバン(株)工場用地）	250	
※	南台（GH）	双葉町	南台三丁目1-1 （ニチバン(株)工場用地）	9	
28	常磐銭田	楢葉町	常磐西郷町銭田１０６－２７他 （銭田工業団地）	50	H24.3.22
29	小名浜林城	楢葉町	小名浜林城字八反田５－１他	106	建設中
30	小名浜大原	川内村	小名浜大原字東橋本４３－１他	20	H24.3.23
31	好間工業団地第三	大熊町	市好間工業団地１－４３ （不二硝子（株）社有地）	122	H24.3.26
32	小名浜上神白	大熊町	小名浜上神白字山崎１６－１他	63	建設中

参考資料 6　いわき市内の復興公営住宅の状況

原則として原子力災害による避難者（居制限者）を対象としている。平成 29 年 11 月定期募集　（11 月 20 日～12 月 15 日）から、入居対象者に旧居住制限者を加えた募集を行った。
※居住制限者とは、 避難指示区域（警戒区域 計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域 避難指示解除準備区域）に存する住宅に平成 23 年 3 月 11 日において居住していた者。

復興公営住宅整備記録　福島県土木部建築住宅科
（平成 30 年 3 月）より抜粋

いわきエリア

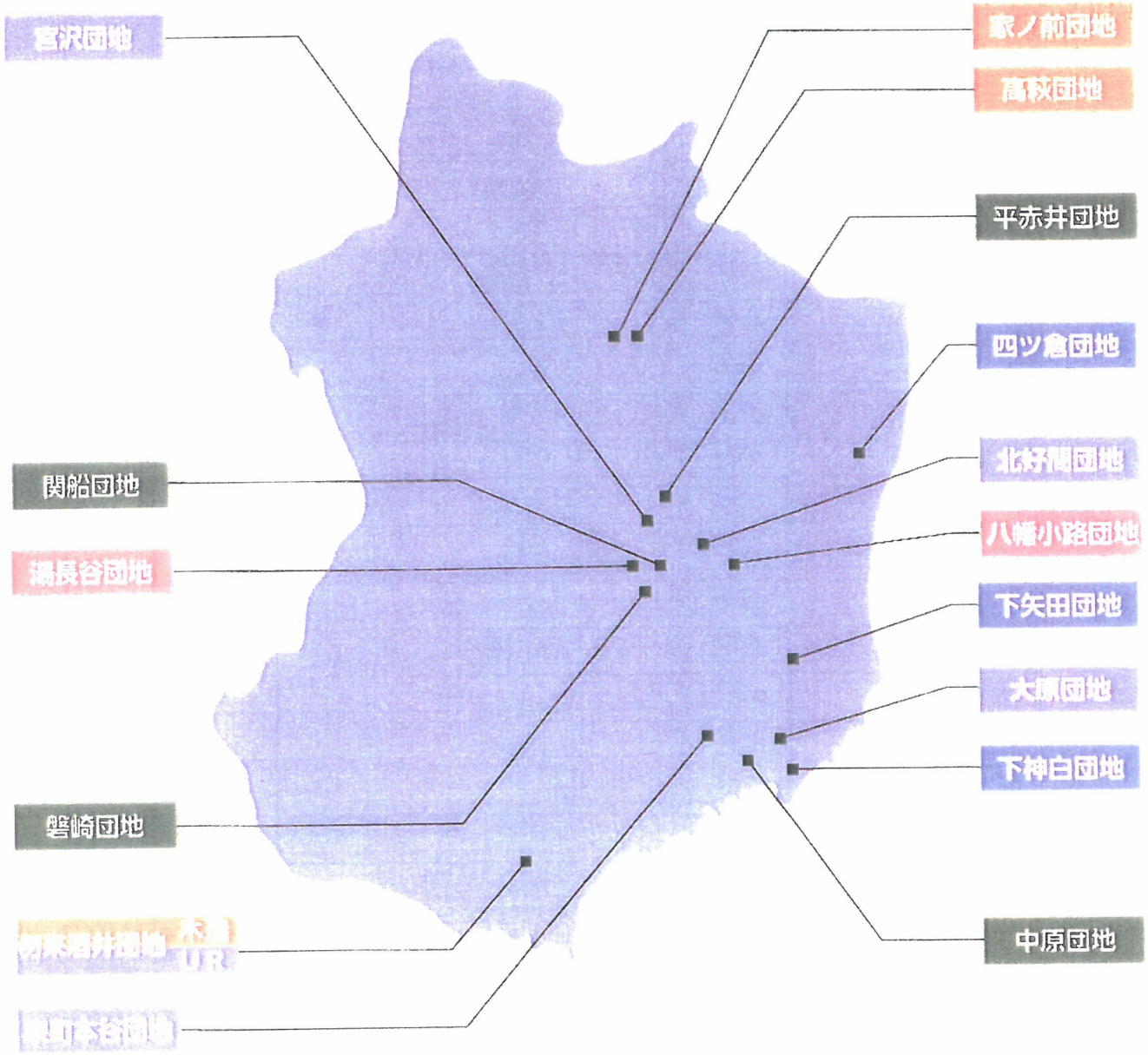

資料７－１

原発避難者特例法の概要

＜平成23年8月12日公布・施行＞

（※東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律）

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、以下の課題に対応する措置を定める。

① 市町村の区域外に避難している住民（避難住民）に対する適切な行政サービスの提供

② 住所を移転した住民と元の地方自治体との関係の維持

１ 避難住民に係る事務処理の特例

指定市町村・指定都道府県は、法律又は政令により処理することとされている事務のうち避難住民に関するものであって、自ら処理することが困難である事務について、以下の手続を経て、避難先団体が処理することとすることができることとする。

①市町村の指定（総務大臣の告示）

- 警戒区域等を含む市町村を総務大臣が指定
- あらかじめ都道府県に意見聴取（都道府県は市町村に意見聴取）

【指定市町村】
双葉郡8町村、いわき市、田村市、南相馬市、飯舘村、川俣町（平成23年9月16日告示）

↓

②指定市町村・都道府県が自ら処理することが困難な事務を総務大臣に届出

↓

③総務大臣による避難先団体が処理する事務の告示

【特例事務】
医療・福祉及び教育関係の10法律219事務
（平成23年11月15日告示）

↓

④避難先団体に避難住民の情報を通知

- 指定市町村の告示後、避難住民が氏名、生年月日、性別、住所、避難場所を指定市町村に届出（告示日前に届出に相当する行為をした避難住民は届出義務なし）
- 届出のあった避難住民に関する情報を、指定市町村・指定都道府県から避難先団体に通知

↓

⑤避難先団体が事務処理を実施

- 事務処理に要する経費は、原則として、避難先団体が負担
- 国は必要な財政上の措置を講ずる

※ 現行の地方自治法では、他の地方自治体に自らの住民に関する事務を処理してもらうためには、個々に協議して事務の委託をすることが必要。

２ 住所移転者に係る措置

(1) 指定市町村・指定都道府県は、住所移転者（指定市町村以外の市町村に転出した者）のうち申出をしたものに対し、

- 指定市町村・指定都道府県に関する情報を提供する。
- 指定市町村の区域への訪問の事業その他指定市町村の住民との交流を促進するための事業の推進に努める。
- その他指定市町村・指定都道府県と申出をした住所移転者との関係の維持に資する施策を講ずるよう努める。

(2) 国は、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとする。

(3) (1)の施策について意見を聴くため、指定市町村は、条例で、住所移転者協議会を置くことができることとする。

３ 避難者に対する役務の提供に関する措置（議員修正）

国は、この法律に定めるもののほか、東日本大震災の影響により市町村の区域外に避難することを余儀なくされている住民に対し、地方公共団体が適切に役務を提供することができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

資料７－２

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律の概要

平成２３年１１月
総務省自治行政局

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、以下の課題に対応する措置を定める。

① 市町村の区域外に避難している住民（避難住民）に対する適切な行政サービスの提供
② 住所を移転した住民と元の地方自治体との関係の維持

１　避難住民に係る事務処理の特例

指定市町村・指定都道府県は、法律又は政令により処理することとされている事務のうち避難住民に関するものであって、自ら処理することが困難である事務について、以下の手続を経て、避難先団体が処理することとすることができることとする。

※　指定市町村…東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に関して設定された警戒区域等を含む市町村で、あらかじめ関係都道府県の意見を聴いて（都道府県は関係市町村の意見を聴いて）総務大臣が指定した市町村
　　指定都道府県…指定市町村の区域を包括する都道府県

①市町村の指定（総務大臣の告示）

・　あらかじめ都道府県に意見聴取（都道府県は市町村に意見聴取）

指定市町村（平成２３年９月１６日告示）
いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村

↓

②指定市町村・都道府県が自ら処理することが困難な事務を総務大臣に届出

↓

③総務大臣による避難先団体が処理する事務の告示

・　あわせて、国の関係行政機関の長に対して通知

↓

④避難先団体に避難住民の情報を通知

・　指定市町村の告示後、避難住民が氏名、生年月日、性別、住所、避難場所を指定市町村に届出（告示日前に届出に相当する行為をした避難住民は届出義務なし）
・　届出のあった避難住民に関する情報を、指定市町村・指定都道府県から避難先団体に通知（指定都道府県・避難先の都道府県を経由）
・　告示された事務のうち、特定の避難先団体においては処理することを要しないものについては、当該団体に対しその旨通知

↓

⑤避難先団体が事務処理を実施

・　事務処理に要する経費は、原則として、避難先団体が負担
・　国は必要な財政上の措置を講ずる

※　現行の地方自治法では、他の地方自治体に自らの住民に関する事務を処理してもらうためには、個々に協議して事務の委託をすることが必要。

２　住所移転者に係る措置

(1)　指定市町村・指定都道府県は、住所移転者（指定市町村以外の市町村に転出した者）のうち申出をしたものに対し、以下の措置を講ずることとする。

①　指定市町村・指定都道府県に関する情報を提供する。

②　指定市町村の区域への訪問の事業その他指定市町村の住民との交流を促進するための事業の推進に努める。

③　その他指定市町村・指定都道府県と申出をした住所移転者との関係の維持に資する施策を講ずるよう努める。

(2)　国は、指定市町村・指定都道府県が(1)の施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとする。

(3)　(1)の施策について意見を聴くため、指定市町村は、条例で定めるところにより、申出をした住所移転者から選任した者で構成される住所移転者協議会を置くことができることとする。

３　東日本大震災に係る避難者に対する役務の提供に関する措置

国は、この法律に定めるもののほか、東日本大震災の影響により市町村の区域外に避難することを余儀なくされている住民に対し、地方公共団体が適切に役務を提供することができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

４　公布・施行日

平成２３年８月１２日

平成23年11月16日
総　務　省

資料7－3

原発避難者特例法に基づく特例事務の告示について

1．特例事務の告示

原発避難者特例法に基づき、指定市町村･指定県が自ら処理することが困難な事務として、以下の事務が総務大臣に届け出られたことから、これらの事務を告示。

【医療・福祉関係】８法律１６６事務

＊事務数は事務の根拠となる法律又は政令の条項数によるもの。

・要介護認定等に関する事務（介護保険法）
・介護予防等のための地域支援事業に関する事務（介護保険法）
・養護老人ホーム等への入所措置に関する事務（老人福祉法）
・保育所入所に関する事務（児童福祉法）
・予防接種に関する事務※（予防接種法）
・児童扶養手当に関する事務※（児童扶養手当法）
・特別児童扶養手当等に関する事務（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）
・乳幼児、妊産婦等への健康診査、保健指導に関する事務（母子保健法）
・障害者、障害児への介護給付費等の支給決定に関する事務（障害者自立支援法）

【教育関係】２法律５３事務

・児童生徒の就学等に関する事務※（学校教育法、学校保健安全法）
・義務教育段階の就学援助に関する事務※（学校教育法、学校保健安全法）

上記の事務については、指定市町村・指定県・関係各省と調整した結果、避難元団体での事務処理が困難であるものとして、全ての指定市町村から届け出られた。また、※が付された事務については指定県からも届け出られた。

指定県	福島県
指定市町村	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村

2．スケジュール

平成23年11月15日　特例事務の告示
　⇒避難先団体への事務の引継ぎ等の準備
平成24年　1月1日　特例事務の告示の施行
　⇒避難場所等の通知を経て避難先団体から避難住民に対し特例事務に係る行政サービスを提供

令和３年度在籍者名簿

和田　美智代	蛭田　将広
菅野　寛子	佐藤　成美
佐藤　詩音	草野　文子
増子　富子	山田　千恵美
高萩　周子	杉浦　千鶴子
永山　有紀子	小林　由生子

令和４年３月発行

福島県相双保健福祉事務所いわき出張所の東日本大震における10年の活動記録

編集・発行

・福島県相双保健福祉事務所いわき出張所

〒970－8026　福島県いわき市平字梅本15番地（いわき合同庁舎内）

電話　0246－24－6118

FAX　0246－24－6072

・福島県相双保健福祉事務所

〒975－0031　福島県南相馬市原町区錦町１丁目30番地

電話　0244－26－1326

FAX　9244—26－1332

ひとつ、ひとつ、
実現する
ふくしま